

裏面白紙

道路運送法

昭和二十五年十一月十二日

二〇一〇年
一一月七日

道 路 運 送 法 案 (第三次)

運輸省自動車局

目次

第一章	總則
第二章	自動車運送事業
第三章	自動車道及び自動車道事業
第四章	國官自動車運送事業及び國官自動車道事業
第五章	道路運送審議会
第六章	自動車運送取扱事業
第七章	軽車両運送事業
第八章	自家用自動車の使用
第九章	雜則
第十章	罰則

第一章 総則

(一) この法律の目的

第一條 この法律は、道路運送に關し、秩序の確立、事業における公正な競争の確保及び事業の健全な發達並びに車両の使用の適正化を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(二) 定義

第二條 この法律及びこの法律に基く命令における用語の意義は、次の通りとする。

- 1 「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運送取扱事業及び軽車両運送事業をいう。
- 2 「自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ対価を得、自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。
新規
- 3 「自動車道事業」とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動

車の一般交通の用に供する事業をいう。

- 4 「自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ対価を得て左に掲げる行為を行ふ事業をいう。
- 5 「自動車運送取扱事業」とは、他人の需要に応じ対価を得て左には運送物品の自動車運送事業からの受取

- 6 「自己の名をもつてする自動車運送事業による物品運送の取次又は運送物品の自動車運送事業からの受取
- 7 「他人の名をもつてする自動車運送事業への物品の運送の委託又は運送物品の自動車運送事業からの受取

- 8 「軽車両運送事業」とは、他人の需要に応じ対価を得、軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。
- 9 「車両」とは、自動車及び軽車両をいい、「自動車」及び「軽車両」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 号）による

- 10 「自動車道」とは、一般自動車道及び専用自動車道をいい、「一般自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。
- 11 「自動車道」とは、一般自動車道及び専用自動車道をいい、「一般自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

「一般自動車道」とは、専ら自動車の一般交通の用に供する場所をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する場所をいう。

第二章 自動車運送事業

（自動車運送事業の種類）

第三條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）
 - （一）一般乗合旅客自動車運送事業（乗合運送契約により自動車を使用して旅客を運送する事業）
 - （二）一般貸切旅客自動車運送事業（貸切運送契約により乗車定員十人以上の自動車を使用して旅客を運送する事業）
 - （三）一般乗用旅客自動車運送事業（貸切運送契約により乗車定員九人以下の自動車を使用して旅客を運送する事業）
 - （四）一般路線貨物自動車運送事業（路線を定め自動車を使用して最大積載量一噸以下の自動車のみを使用するものを除く。）（物品を運送する事業）
 - （五）一般区域貨物自動車運送事業（区域を定め自動車を使用して

（最大積載量一噸以下の自動車のみを使用するものを除く。）
物品を運送する事業

- （内）
一 一般小型貨物自動車運送事業（路線又は区域を定め最大積載量一噸以下の自動車のみを使用して物品を運送する事業）
二 特定自動車運送事業（特定の者の需要に応じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業）
（ト）
一 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ自動車を使用して特定の旅客を運送する事業）
二 特定貨物自動車運送事業（特定の者の需要に応じ自動車を使用して特定の物品を運送する事業）

（免許）

第四條 自動車運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けることはならない。

2 前項の免許は、前條に掲げる事業の種類ごとに、これを受けなければならない。

（免許申請）

- 第五條 自動車運送事業の免許を受ける者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
一 住所及び氏名又は名称
二 経営しようとする事業の種類
三 路線又は主たる事業区域
四 事業計画

五 申請の事由

2 特定自動車運送事業経営の免許を受けようとする者は、前項に掲げる事項の外、特定の運送需要者の住所及び氏名又は名称及び特定の旅客又は物品の種類をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、興業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

4 運輸大臣は、自動車運送事業経営の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の原本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第六條 運輸大臣は、前項に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

一 当該事業の開始が一般又は特定の需要に適合するものであること。

二 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

✓ 三 当該事業の開始によつて当該地区における供給輸送力が輸送需要に対し著しく不均衡とならないものであること。

四 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有するものであること。

五 当該事業に使用する輸送施設が当該地区における輸送需要の性質に適応するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車運送事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者であるとき

三 免許を受けようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき

四 免許を受けようとする者が當業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者である場合において、その法定代理人が前各号の一に該当する者であるとき

五 免許を受けようとする者が法人へ設立中のものを含む。一である場合において、その法人の役員（設立者を含む。）が前各号の一に該当する者であるとき

（運賃及び料金の認可）

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者（以下「自動車運送事業者」という。）は、自動車運送事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものないこと。

三 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく阻害するおそれがないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすおそれがないものであること。

3 第一項の運賃及び料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(一 運賃及び料金の遵守)

第八條 自動車運送事業者は、前條の認可を受けた運賃及び料金より

高額若しくは低額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

(一 運賃及び料金の收受支払)

第九條 自動車運送事業者は、旅客の運送を終り又は物品を引き渡すまでに、当該運送に対する運賃及び料金を收受しなければならない。

2 運賃及び料金の支払義務を有する者は、旅客の運送が終り又は物品の引渡を受けるまでに、当該運送に対する運賃及び料金を支払わなければならぬ。

3 試験已むを得ない場合は、前二項の規定にかかわらず、省令で定める期間内に限り、運賃及び料金の收受及び支払を延期することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、運賃及び料金の支払義務を有する者

が國又は地方公共團體である場合は、これを適用しない。

(一) 選賃及び料金の收受支払の猶予

第十條 自動車選送事業者は、あらかじめ選賃及び料金の收受支払の猶予期間を定め、運輸大臣の許可を受けることができる。
2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 当該自動車選送事業者の通常の取引分野における商慣習により必要やむを得ないものであること。
二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 他の自動車選送事業者との間に不当な競争をひきおこすおそれ

のないものであること。

3 第一項の收受支払の猶予期間の適用を受ける場合には、前條の規定にかかわらず、その期間の満了するまでの間は選賃及び料金の收受支払を延期することができる。

(二) 選送約款

第十一條 貨物自動車選送事業者は、選送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少くとも物品の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

（一 運送條件及び運送約款の掲示）

第十二條 自動車運送事業者は、運賃、料金その他の運送條件及び運送約款を主たる事務所、営業所等において公衆に見易いように掲示しなければならない。

（二 運輸開始）

第十三條 自動車運送事業者は、運輸大臣の指定する期間内に運輸を

開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により期間を伸長することができる。

（三 物品の種類及び性質の確認）

第十四條 自動車運送事業者は、物品運送の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができる。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て、その立合の上で、これを点検することができる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により点検をした場合において、

物品の種類及び性質が申込者の明告したところと異ならないときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 自動車運送事業者が、第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告と異なるときは、申込者は点検に要した費用を負担しなければならない。

（運送引受義務）

第十五條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 申込者が当該自動車運送事業者に対し第九條又は第十條の規定に違反して運賃及び料金の支払をしていないとき。

二 申込者が前條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 運送に適する設備がないとき。

四 当該運送に關し運送の申込者から特別の負担を求められたとき。

五 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するとき。

六 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

（運送の順序）

第十六條 自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により旅客又は物品の運送をしなければならない。但し、緊急輸送を要する場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(事業計画の変更)

第十七條 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。但し省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて当該地区における供給輸送力が輸送需要に対し著しく不均衡となるおそれがないものであること。

(運輸に関する協定)

第十八條 自動車運送事業者は、他の運送事業者又は通運事業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし

ようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、当該契約又は協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的独占禁止法の通用除外)

第十九條 前條の認可を受けて行う正当な行為及び第二十二條第一項

一 他の運送事業者又は通運事業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。一の規定による命令によつて行う正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。

(一) 運輸及び会計

- 第二十條 自動車運送事業者は、自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に關し省令で定める必要な事項に従わなければならぬ。
- 2 自動車運送事業者は、帳簿書類の整理保存その他の会計に關し省令で定める必要な事項に従わなければならぬ。

(二) 公共の福祉に反する行為の禁止

- 第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送條件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

- 2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

- 3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

- 4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 事業計画、運賃、料金その他の運送條件又は運送約款を変更すること。

(三) 事業改善の命令

- 第二十二條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができること。
- 二 自動車その他の輸送施設を改善すること。

三 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同経営又は運輸に関する協定をすること。

四 旅客又は物品の運送に関する損害につき保険に付すること。

五 事業の経営を確実ならしめるための経理上の指針を講ずること。

2 前項第三号の場合において、その実施方法又は各事業者が収得し、若しくは負担すべき金額につき協議が調わないときは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。

3 前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(一) 運送に関する命令

第二十三條 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を確保するため必要であり、且つ、当該運送を行う者が著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送区間、自動車、運送すべき旅客又は物品及びその他運送條件を指定して運送を命ずることができる。

2 運輸大臣は、前項の目的を達成するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品を定めて運送を制限若しくは禁止し、又は旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない。

（一） 損失の補償

第二十四條 前條の規定による命令により損失を受けた者に對しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該自動車運送事業者がその運送を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、省令で定める。

（二） 名義の利用、事業及び自動車の貸借

第二十五條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 自動車運送事業者は、事業の賃借その他如何なる方法をもつてするかを問わず、自動車運送事業を他人に經營させてはならない。

3 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

4 運輸大臣は、その賃借によつて当該事業の經營が阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の管理の受委託)

- 第二十六條 自動車運送事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。
- 2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 当該事業を継続して運営するためには、左の基準によつて、これをしなければならない。
- 二 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

- 第二十七條 自動車運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 自動車運送事業を経営する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、自動車運送事業を経営する法人と自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において、自動車運送事業を経営する法人が存続するときは、この限りでない。
- 3 第六條の規定は、第一項又は第二項(解散の場合を除く。)の認可について準用する。
- 4 自動車運送事業を経営する法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(相続)

- 第二十八條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の經營していた自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。
- 2 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又は認可をなしない旨の通知を受けるまでは、自動車運送事業を經營することができる。
- 3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けた者及び第二項の規定により自動車運送事業を經營する者は、自動車運送事業者とみなす。

(事業の休止及び廃止)

- 第二十九條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止又は廢止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。
- 2 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。但し、次項に規定する場合は、この限りでない。
- 3 運輸大臣は、当該休止が道路の渋滞その他正当な事由がないのにかかわらず引き続き二年を超えるときは、これを許可してはならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 遠輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分又は免許、許可若しくは認可に附した制限又は條件に違反したとき。

二 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 事業経営の不確実又は資産状態の著しい不良その他の事由により事業を継続するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第十三條第一項の期間内に遠輸を開始しないとき。

二 第十三條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第十三條第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

五 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(特定自動車運送事業)

- 第三十二条 特定自動車運送事業には、第十一條から第十六條まで、第二十九條及び前條の規定を適用しない。
- 2 特定自動車運送事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを運輸大臣に届け出なければならない。
- 3 左の場合には、特定自動車運送事業の免許は、その効力を失う。
- 一 特定の者の需要又は運送すべき特定の旅客若しくは物品がなくなつたとき。
- 二 事業の廃止の届出があつたとき。
- 三 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(物品の附隨運送)

- 第三十三条 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附隨して郵便物、新聞紙、雑誌その他少量の物品を運送することができる。

(通運事業者の特則)

第三十四条 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、運輸大臣が第三条に掲げる種類を指定したときは、第四條第一項、第十八條、第二十二条第一項第三号、第二十五条、第二十六条、第三十条、第三十一條第四号及び第三十二条の規定の適用については、その相違について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十五条 自動車道事業を経営しようとする者は、運輸大臣及び建設大臣の免許を受けなければならぬ。

(免許申請)

第三十六条 自動車道事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称

二 路線

三 事業計画

四 申請の事由

2 申請書には、一般自動車道の予測図、興葉費概算、事業施設、事業取支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなけれ

はならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業の免許を申請した者に対し、前二項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第三十七条 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

- 一 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 二 当該事業の路線の選定が事業開始の目的に適合するものであること。

三 当該事業の開始による供給交通力が当該地区における交通需要の量及び性質に適合するものであること。

四 当該申請に係る事業を適切に施行するに足る計画及び能力を有するものであること。

2 連輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、この執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 免許を受けようとすると者が自動車道事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三 免許を受けようとすると者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 免許を受けようとすると者が官業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人か前各号の一に該当する者であるとき。

五 免許を受けようとすると者が法人（設立中のものを含む。）である場合において、その法人の役員（設立者を含む。）が前各号の一に該当する者であるとき。

（工事施行）

第三十八條 自動車道事業の免許を受けた者（以下「自動車道事業者」という。）は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、連輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

2

運輸大臣及び建設大臣は、その工事方法が事業計画及び第四十九條による省令の規定に適合しないと認める場合を除く外、前項の認可をしなければならない。

3

天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することができないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(工事の着手及び完成)

第三十九條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。

3 2 前項の期間の伸長には、前條第三項の規定を準用する。

3 自動車道事業者は、一般自動車道の工事に着手したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(路線等の公示)

第四十條 運輸大臣及び建設大臣は、一般自動車道の工事施行を認可したときは、路線、甲貞その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

(工事のためにする土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道事業者は、一般自動車道に附する工事のため必要があるときは、行政庁の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2 前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない等田がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその通知をしなければならない。

3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく当該事業者においてこれを補償しなければならない。

4 前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損害とする。

5 第三項の規定による補償について協議が調わないときは、行政庁は、申請によりこれを裁定する。

6 前項の規定による裁定に係る補償金額に不協のある者は、裁定があつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定があつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする

（工事の完成検査及び供用開始）

第四十二条 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受け、その供用を開始しなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、当該工事が工事施行の認可のとおり施行されており、且つ、自動車の通行に支障がないと認めたときは、合格としなければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

（構造設備の検査及び供用開始）

第四十三条 一般自動車道事業者は、一般自動車道の工事を必要としないときは、一般自動車道の構造及び設備につき遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受け、その構造を開始しなければならない。

2 前項の検査及び供用開始には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

(一) 使用料金の認可)

第四十四條 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左

の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な社営の下における適正な原価を償ひ、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 使用者が当該事業を利用することを著しく阻害するおそれがないものであること。

3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(一) 供用條件の掲示

第四十五條 自動車道事業者は、使用料金、営業時間、通行する自動車の速度及び重量その他の供用條件を主たる事務所、営業所等において公衆の見易いように、掲示しなければならない。

(供用義務)

第四十六條 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

一 当該供用が前條の規定により掲示した供用條件に適合しないと

二 当該供用が前條の規定により掲示した供用條件に適合しないと

三 当該供用の申込者が第五十二條において準用する第九條又は第十條の規定に違反して当該自動車道事業者に対し使用料金の支払をしているとき。

四 当該供用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するとき。

六 天災その他の事故又は工事施行のため一般自動車道の通行に支障を生ずるおそれがあるとき。

(事業計画の変更)

第四十七條 自動車道事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならぬ。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更による供給交通力が当該地区における交通需要の量及び性質に対し著しく不適切となるおそれがないものであること。

(工事方法等の変更)

第四十八條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事方法又は構造若しくは設備を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

- 一 第四十九條による省令の規定に適合するものであること。
- 二 自動車の通行効率の著しい低下を来たさないものであること。

(一般自動車道の構造、設備及び管理)

第四十九條 自動車道事業者は、一般自動車道の巾員の規格、道路標識の設置、路面の保全その他の構造、設備及び管理に関する省令で定める必要な事項に従わなければならぬ。

(事業改善の命令)

第五十条 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公表の福祉を脅威している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。
一 事業計画、使用料金その他の供用條件、工事方法又は構造を変更すること。
二 道路標識、防護柵その他の設備を改善すること。

(免許の失効)

第五十一條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

一 第三十八條第一項の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。

二 第三十八條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

三 第三十九條第一項の期間内に工事に着手しないとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

五 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(準用規定)

第五十二条 自動車道事業には、第八條から第十條まで、第二十條へ会計に関する部分に限る。一、第二十五條から第二十八條まで、第二十九條第一項及び第二項並びに第三十條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「運輸大臣及び建設大臣」と読み替えるものとする。

（自動車道に接続する道路等の造設）

第五十三条 国若しくは地方公共団体又は行政庁の許可を受けた者が一般自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを演断して道路法による道路、自動車道、川、運河、鉄道、軌道、索道等を造設しようとするときは、自動車道事業者は、これを拒むことができない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者に対し、設備の供用又は構造若しくは設備の変更を命ずることができる。

3 前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請によりこれを裁定する。自動車道事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

4 第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規

定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

（専用自動車道）

第五十四條 自動車運送事業者の開設する専用自動車道には、第三十八條から第四十三條まで、第四十八條から第五十條まで及び前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業

（自動車運送事業の経営）

第五十五條 国において自動車運送事業を経営しようとするときは、当該官庁は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて運輸大臣に協

議をし、その承諾を得なければならない。

一 当該官庁の所在地及び名称

二 経営しようとする事業の種類

三 路線又は主たる事業区域

四 事業計画

五 事業経営の事由

2 特定自動車運送事業を経営しようとするときは、前項に掲げる事項の外、特定の運送需要者の住所及び氏名又は名称並びに特定の旅客又は物品の種類

3 第一項の書面には、興業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（補償）

第五十六條 路線を定める自動車運送事業を国において経営したため、

これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたときは、又は著しく収益を減少するようになつたときは、国は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。

（自動車運事業の経営）

第五十七條 国において自動車運事業を經營しようとするときは、当該官厅は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて運輸大臣及び建設大臣に協議をし、その承諾を得なければならない。

一 当該官厅の所在地及び名称

二 路線

三 事業計画

四 事業經營の事由

2 前項の書面には、一般自動車道の予測図、興業費概算、事業施設、事業収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（適用除外）

第五十八條 国において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第四條から第六條まで、第十一條、第十二條へ運送約款の掲示に関する部分に限る。一、第十三條、第十七條から第十九條まで、第二十條へ会計に関する部分に限る。一、第二十一條から第二十八條まで、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十七條、第四十八條、第五十条、第五十一條、第五十二條へ第八條から第十條まで及び第二十九條の規定の準用に関する部分を除く。一、第五十四条へ第四十條、第四十一條及び第四十九條の規定の準用に関する部分を除く。一及

び第九十九條の規定を適用しない。但し、日本国有鉄道において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第十七條、第十八條、第二十七條第一項へ事業の譲受に関する部分に限る。一、第四十七條及び第五十二條へ第二十七條第一項中事業の譲受の規定の準用に該する部分に限る。一の規定を適用する。

2 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中、「許可」又は「認可」とあるのは、「承諾」と読み替えるものとする。

第五章 道路運送審議会

(設置)

第五十九條 道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

2 道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

- 東京道路運送審議会
- 名古屋道路運送審議会
- 広島道路運送審議会
- 高松道路運送審議会
- 新潟道路運送審議会
- 仙台道路運送審議会
- 札幌道路運送審議会

(詰問事項)

第六十條 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道筋運送審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければな

らない。

- 一 自動車運送事業の免許
- 二 自動車運送事業の停止及び免許の取消
- 三 自動車運送事業に係る第五十五條第一項の協議に対する承諾
2 前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が輕微なものと認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にはからないでこれを行うことができる。

(一) 委員の任命

第六十一条 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、關係行政庁に建議をすることができる。

(二) 組織

第六十二條 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、広島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

- 第六十三條 委員は、道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府県について当該都道府県知事が推せんする候補者のうちから、都道府県にあつては一人づゝを、北海道については四人を運輸大臣が任命する。
2 各都道府県知事が推せんする候補者の数は、任命されるべき委員の数の二倍でなければならない。

(委員の任期等)

第六十四条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(事業からの隔離)

第六十五条 委員は、任期中、いかなる形式においても道路運送に関する事業者団体に加入してはならず、且つ、道路運送に関する事業の役員、相談役若しくは顧問となり、これらの事業の経営に参加し、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業の経営に影響を及ぼすおそれがあるほどの投資をしてはならない。

2 委員が道路運送に関する事業から報酬を受け又はこれらの事業に投資することに関する前項の規定は、これらの事業が当該委員の属する道路運送審議会が直かれる陸運局の管轄区域内において行われない場合には、これを適用しない。

(委員の罷免)

第六十六条 運輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該道路運送審議会の意見を聴し、これを罷免することができます。

(会長)

第六十七条 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2

会長は、会務を総理する。

3

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故があらわる場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

(議決方法)

- 第六十八條 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。
- 4 道路運送審議会は、関係行政庁の職員をその会場に出席させて必要な説明を求めることができる。

(議事の記録)

- 第六十九條 道路運送審議会の議事の概要是、これを記録しなければならない。

(公聴会)

第七十條 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めたときは、公聴会を開くことができる。

- 一 第六十條第一項の規定により附議された事項
- 二 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）第五十五條第二項の規定により運輸審議会から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項
- 三 道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき陸運局長の指

2

示若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

- 3 公聴会において取り扱われた事項の正確な記録は、公的な記録者により、且つ、できるだけ速記の方法によつてこれをしなければならない。

（記録）

第七十一條 第六十九條及び前條第三項に規定する記録は、一般の申出があつたときは、これを閲覧に供しなければならない。

（調査等）

第七十二條 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。
- 二 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徵すること。

2 前項第二号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（庶務等）

第七十三條 通路運送審議会の庶務は、陸運局においてこれを処理する。

第七十四条 この法律に規定するものの外、道路運送審議会の議事規則その他道路運送審議会に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章 自動車運送取扱事業

一 事業の登録

第七十五条 自動車運送取扱事業を経営しようとする者は、この法律

の定めるところにより、登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録は、第二條第五項各号の種別についてこれを受けるものとする。

(登録の申請)

第七十六条 自動車運送取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称

二 事業の社名上使用する商号及び記号

三 第二條第五項各号の種別

四 店舗の所在地及び店名

五 常時取引をする自動車運送事業者の住所、氏名又は名称

六 管庫その他の物品の保管施設の所在地及び面積

七 法人である場合においては、資本金額、出資総額、休金総額及び休金総額の合計額をいう。一及び役員の氏名

八 自動車運送取扱事業以外の事業を兼営している場合においては、その事業の種類

2 申請書には、営業費概算、争議施設、事業收支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（一）登録の実施及び登録の通知

第七十七條 前款の規定による登録の申請があつた場合においては、第七十八條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、逓輸大臣は、速滞なく前款第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を自動車運送取扱事業者登録簿へ以下「登録簿」という。一に登録しなければならない。

2 道輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（二）登録の拒否

第七十八條 道輸大臣は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合、又は登録申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 自動車運送取扱事業の登録を取り消され、登録抹消の日から二年を経過しない者

三 破産の宣告を受け後權を得ない者

四 嘗葉に歎し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者である場合において、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人一設立中のものを含む。一である場合において、その役員一設立者を含む。一のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

六 倉庫その他の物品の保管施設を有しないもの

2 道輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、専用を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(一) 登録手数料

第七十九條 登録申請者は、政令の定めるところにより、三千円以内の登録手数料を納めなければならぬ。

(一) 料金

第八十条 自動車運送取扱事業の登録を受けた者へ以下「自動車運送取扱事業者」という。一は、取扱料その他の料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、第七條第二項各号に規定する基準によつて、これをしなければならない。

(一) 登録事項の変更

第八十一条 自動車運送取扱事業者は、第七十六條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、速やかに変更届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

2 第七十七條及び第七十八條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(一) 事業の開始等の届出

第八十二条 目的車運送取扱事業者は、事業を開始し、休止し又は廃止したときは、速やかに運輸大臣に届け出なければならない。

(相続)

第八十三条　自動車運送取扱事業者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく運輸大臣に届け出なければならない。

2　自動車運送取扱事業者が死亡した場合において、相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、その登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでは、被相続人の経営していた自動車運送取扱事業につき登録を受けた者とみなす。

(禁止行為)

第八十四条　自動車運送取扱事業者は、自動車運送事業者以外の者と第二條第五項各号に掲げる行為をしてはならない。

(登録の取消及び事業の停止)

第八十五条　運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が第七十八條第一項各号の一に該当することとなつた場合には、当該事業の登録を取り消さなければならない。

2　運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が左の各号の一に該当する場合には、当該事業を取消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く处分に違反したとき。

二　不正の手段により第七十七條第一項の規定による登録を受けた者であるとき。

三　登録を受けた日から三箇月以内に事業を開始しないとき。

3　運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が前項第一号及び第二号に該当する場合には、期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

(登録の取消)

第八十六條 運輸大臣は、第八十二條の規定による事業廃止の届出若しくは第八十三條第一項の規定による届出があつたとき又は前條の規定による登録の取消をした場合には、登録簿につき、当該自動車運送取扱事業者の登録を取消しなければならない。

- 2 第七十七條第二項の規定は、前項の規定により登録を取消した場合に準用する。

(準用規定)

第八十七條 自動車運送取扱事業には、第十二條、第二十一條、第二十二條第一項並びに第二十五條第一項及び第二項の規定を準用する。

第七章 軽車両運送事業

(事業に關する届出)

第八十八條 軽車両運送事業を經營しようとする者は、左に掲げる事項を記載した届出書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
 - 二 事業の經營上使用する商号及び記号
 - 三 経営しようとする事業の種類
 - 四 路線又は主たる事業区域
 - 五 事業計画
 - 六 運賃及び料金
 - 七 事業開始の年月日
- 2 前項の届出書には、営業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 3 軽車両運送事業者は、第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁に届け出なければならない。

第八十九條 軽車両運送事業者は、事業を休止し又は廃止した場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。
② 軽車両運送事業者が死亡した場合には、相続人は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(事業停止の命令)

第九十条 行政庁は、軽車両運送事業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

(事業用規定)

第九十一條 軽車両運送事業には、第二十一條及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第八章 自家用自動車の使用
(使用的届出)

第九十二条 自動車運送事業用自動車以外の自動車へ以下「自家用自動車」という。一を使用しようとする者は、左に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 使用の目的及びその經營する事業の概要
- 三 使用しようとする自動車

2 自家用自動車を使用する者は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするとときは、運輸大臣に届け出なければならない。自家用自動車の使用を廃止しようとするときも同様とする。

(共同使用の許可)

第九十三条 家家用自動車を共同して使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 自動車の使用効率の向上に資するものであること。
- 二 自動車の管理責任の所在が明確であること
- 三 輸送の秩序を乱すおそれがないものであること

(有償輸送の禁止及び賃貸の制限)

九十四條 家家用自動車は、対価を得てこれを輸送の用に供してはならない。但し、公共の福祉を確保するためやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 自家用自動車は、運輸大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。

3 前項の許可については、前條第二項の規定を準用する。

九十五條

運輸大臣は、家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて家用自動車の使用を制限し又は禁止することができます。

一 免許を受けないで、家用自動車を使用して自動車輸送事業を經營したとき。

(使用的の制限及び禁止)

二 許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供し又は対価を得て貰し渡したとき。

三 対価を得て自家用自動車を運送の用に供したとき（前項第一項但書の場合を除く。）。

第九章 稽則

(免許等の制限、條件及び期限)

第九十六条 免許、許可又は認可には期限、條件又は期間を附し、及びこれを変更することができる。

前項の期限、條件又は期限は、公示の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る手続の確実な実施を図るため必要な最も限度のものに限り、且つ、期限、條件若しくは期限を附せられた旨に不當な誤解を誘うこととならないものでなければならない。

(訴願)

第九十七条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁のした处分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(職権の委任等)

第九十八条 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各その号の定める下級の行政庁に委任することができる。

一 第二章、第四章、第六章及び第八章に規定する職権については陸運局長又は都道府県知事

二 第三章に規定する職権については陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事

一 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に関する事項については都道府県知事

二 道路整備事業に係する事項については都道府県知事
存する区域に限る。一又は市町村長

三 貨物自動車荷物送事業に関する事項については都道府県知事

（地方公共団体の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業）
第九十九條 運輸大臣は、事業区域が東京都の区の存する区域内又は
政令で定める市の区域内に限られる一般乗合旅客自動車運送事業に
つき第四條、第七條、第十八條、第二十七條第一項若しくは第二項
又は第二十九條の規定による処分をしようとする場合には、都知事
又は当該市長の意見を聴しなければならない。

（報告及び検査）

第一百條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認
めるときは、道路運送事業者その他の車両を所有し若しくは使用する
者又はこれらの者の組織する団体に、事業又は車両の所有若しくは
使用に關し、届出をさせ、又は書類を提出させることができる。

2 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認める
ときは、事業場その他の場所にその職員を派遣して、事業若しくは
車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を檢
査させ、又は質問させることができる。

3 当該行政庁は、この法律、この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可
若しくは認可に附した制限、條件若しくは期限に違反すると疑うに
足りる相当の理由があるときは、その職員をして一時自動車の操縦
を停止し、自動車の使用の状況を検査させ又は質問させることができ
る。

4 前二項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、
且つ、國旗人の請求があつたときは、これを呈示しなければならな
い。

5 第二項及び第三項の検査は、犯罪搜査のために認められたものと
解釈してはならない。

(自動車に関する表示)

第一百一條 自動車（軽自動車、乗車定員九人以下の自家用乗用自動車及び特殊自動車を除く。）を使用する者は、使用者の氏名、名称、記号その他首令で定める事項を車体の外側に見易いように表示しなければならない。

第十章 執則

第一百一條 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して自動車運送事業を經營した者

二 第三十五條の規定に違反して自動車道事業を經營した者

三 第二十五條第一項又は第二項（第五十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第一百三條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條又は第二十八條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでした者

二 第八條の規定に違反した者

三 第三十條（第五十二條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の処分に違反した者

四 第七十五條の規定に違反して自動車運送取扱事業を經營した者

第一百四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金、拘留又は料料に処する。

一 第十一條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十五條第三項、第二十六條（第五十二條において準用する場合を含む）、第二十九條第一項（第五十二條において準用する場合を含む）、第三十八條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十條第一項、第四十一條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十四條第一項、第四十七條第一項、第四十八條（第五十四條において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項又は第九十四條第二項の規定により許可又は認可を受けなければならぬ事項を許可又は認可を受けないでした者してしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者

二 第二十二條第一項（第八十七條及び第九十一條において準用する場合を含む。）、第二十三條第一項、第五十條（第五十四條において準用する場合を含む。）、又は第五十三條第二項（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した

三 第九條第一項及び第二項、第十條第三項、第十五條、第十六條、第二十一條第一項から第三項まで（第八十七條及び第九十一條において準用する場合を含む。）、第三十八條第三項（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、第三十九條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十四條、第四十六條又は第九十四條第一項の規定に違反した者

四 第八十五條第三項、第九十條又は第九十五條の規定による処分に違反した者

五 第八十八條の規定による届出をしなければならない事項を届出をしないでした者

六 第九十六條の規定により附した制限若しくは條件又はその制限若しくは條件に對してした処分に違反した者

七 嘘言條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をし

た書類を提出した者

八 第百六條第二項又は第三項の規定による停止に従はず又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず若しくは虚偽の陳述をした者

第一百五條 第四十二條第一項又は第四十三條第一項、第五十四條において準用する場合を含む。一の規定による自動車道の工事完成又は導道及び設置の検査を受けないで供用を開始した者は、三箇月以下の懲役又は一円以下の罰金に処する。

第一百六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する車両に附し、第一百二條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を

罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第一百七條 自動車道若しくはその道幅標識、防護柵等の保安設備を損壊し、又はその他の方で自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第一百八條 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯して人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処する。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第一百九條 第百七條の罪を犯し、よつて自動車を転換させ又は破壊した者も前條の例による。

第一百十條 過失により第一百七條第一項又は第一百八條第一項の罪を犯した者は、これを三千円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁ひ又は五千円以下の罰金に処する。

第一百十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第一百十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十二条、第四十五条又は第一百一条の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をしたとき。

二 第二十條（第五十二条において準用する場合を含む。）又は第四十九條（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に基いて発する命令により許可を受くべき事項を受けないでしたとき。

三 第二十條（第五十二条において準用する場合を含む。）又は第四十九條（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に基

いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第三十二條第二項、第三十九條第三項、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條第一項又は第八十九條の規定に違反したとき。

五 第九十二条の規定による届出をしなければならない事項を届出をしないでした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和二十六年三月三十一日から、第九條へ第五十二条において準用する場合を含む。この規定は、昭和二十六年七月一日から、第九十九條中第七條の規定による処分に関する部分の規定は、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）が効力を失う日の翌日から施行する。
（道路運送法の廃止）

2 道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号。以下「旧法」といいう。）は、廃止する。

（道路運送審議会の委員の任命のための事前措置）

3 第六十三条の規定による道路運送審議会の委員の任命のために必要な行為は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和二十六年四月一日前においても行うことができる。

(無償自動車運送事業の免許の失効)

4 無償の自動車運送事業の免許は、旧法第三十一條の規定にかかるらず、昭和二十六年三月三十一日においてその効力を失うものとする。

(道路運送審議会の委員の免職)

5 昭和二十六年三月三十一日において道路運送審議会の委員である者は、旧法第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にかかるらず、その日において辭令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

6 この法律施行の際現に存する自動車交通事業財團及びこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(運賃及び料金の收受支払の特例)

7 第九條の規定は、この法律施行の際現に一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を

経営する者については、これらの規定施行の日から一箇年間を限り適用しない。但し、これらの規定施行の日から一箇年以内に第十條に規定する運賃及び料金の收受支払の猶予の期間の許可の申請をした場合には、その申請に対する許可又は不許可のある日から適用する。

(経過規定)

8 旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。

9 この法律施行の際現に自動車運送事業へ一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を除く。一又は自動車道事業を経営する者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第七條、第八條へ第五十二條において準用する場合を含む。一及び第四十四條の規定にかかるらず、旧法第十四條及び第三十八條の規定による認可を受けた運賃及び料金を收受する

ことができる。この期間内に第七條及び第四十四條の規定による認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のする日まで同様とする。

前項の規定は、この法律施行の際現に一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者について準用する。この場合において前項中「三箇月」とあるのは、「一箇年」と読み替えるものとする。

この法律施行の際現に自動車運送取扱事業を経営している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第七十五條の規定による登録を受けないでも自動車運送取扱事業を経営することができる。この期間内に登録の申請をした場合においてその申請に対する登録又は登録の拒否のある日まで同様とする。

(他の法律の改正)

事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号を次のように改める。

二 道路運送法（昭和二十六年法律第 号）第十八條及び第二十二條第一項（他の運送事業者又は通運事業者の設備の共用、連絡運輸、共同経営及び連輸に関する協定に関する部分に限る。）日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三條中「道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）」を「道路運送法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

14 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の次に次の二号を加える。

三十八の二 自動車運送取扱事業を登録し、及び自動車運送取扱事業者に対し、事業計画、運送取扱條件又は運送取扱約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

第四條第四十四号中「自動車道事業」の下に「自動車運送取扱

事業、」を加える。

第二十八條第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 自動車運送取扱事業の発達、改善及び調整に關すること。

第五十一條第六号の次に次の二号を加える。

六の一 自動車運送取扱事業の登録に關すること。

六の二 自動車運送取扱事業の登録に關すること。

15 通運事業法の一節を次のように改正する。

第十五條中「道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十
條」を「道路運送法（昭和二十六年法律第 号）第三條」に改める。

16 外國人の事業活動に關する政令（昭和二十五年政令第三号）の一
部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「道路運送事業、」を「自動車運送事業、」
に改める。

理由

道路運送に關する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の使
用の適正化を圖り、よつて公共の福祉を増進するため、道路運送法を
廢止し、新たに道路運送、道路運送事業及び自動車道學業に關する規
律を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1. 第百二條第一号を次のとおり改め第二号、第三号を第四号、第五号とする。
 2. 第二十八條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反して自動車運送事業を經營した者（第一百三條第一号中「第七條」を「第七條第一項、」に改め、「第二十八條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）」を「第四十四條第一項」に改める。）
 3. 第百四條第一号中「第二十六條（第五十二條において準用する場合を含む。）」「第二十六條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）」に、「第五十八條（第五十四條において準用する場合を含む。）」「第五十八條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）」を「第八十條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）」に改め、「四十條第一項」及び「第四十四條第一項、」を削る。
 4. 第百四條第二号中「第二十三條第一項」を「第十一條第一項若しくは第二項」に改める。
 5. 第百四條第三号中「第四十四條」を削る。
 6. 第百四條第六号中「第九十六條」を「第九十六條第一項」に改める。
 7. 第百十二條第四号中「第三十九條第三項、」を「第三十九條第三項、第四十二條第三項、」に改める。

道路運送法各条内容

二五一一、一六

(註)括弧内の数字は、現行法相当条数を示す。)

この法律の目的(一)

總則

自動車運送事業

自動車運送事業の種類(十)

免許(一一)

免許申請(新)

免許基準(十二)(新)

運賃及び料金の認可(十四)

の遵守(新)

の收受支払(新)

運賃及び料金の收受支払の猶予(新)

運送約款(十五)

運送条件及び運送約款の掲示(十六)

物品の種類及び性質の確認(新)

運送引受義務(十九)

違法順序(二十)

事務計画の変更(二十一)

運輸に関する協定(二十三)

私的独占禁止法の適用除外(二十五)

運輸及び会計(二十二)

公共の福祉に反する行為の禁止(十八)

事務改善の命令(二十四)

運送に関する命令(二十六)

損失の補償(新)

第一条
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章
第十章
第十一章
第十二章
第十三章
第十四章
第十五章
第十六章
第十七章
第十八章
第十九章
第二十章
第二十一章
第二十二章
第二十三章
第二十四章

- 第二十五條 名機の利用、事業及び自動車の貸借（二十七）
- 第二十六條 事業管理の受託（二十八）
- 第二十七條 第二十八条 事業の譲渡及び譲受等（二十八）
- 第二十八條 第二十九條 事業の停止及び廢止（二十八）
- 第二十九條 第三十條 事業の停止及び廢止（二十八）
- 第三十條 第三十一條 免許の失效（三十一）
- 第三十二條 第三十三條 特定自動車運送事業（三十二）
- 第三十三條 第三十四條 物品の附隨運送（十三）
- 第三十四條 第三十五條 通運事業者の特別（十一の二）
- 第三十五條 第三十六條 自動車道及び自動車道事業
- 第三十六條 第三十七條 免許基準（新）
- 第三十七條 第三十八條 工事施行（三十九）
- 第三十八條 第三十九條 工事の着手及び完成（四十）
- 第三十九條 第四十條 路線等の公示（新）
- 第四十条 第四十一條 工事のためにする土地の立入及び使用（四十一）
- 第四十一條 第四十二条 工事の完成検査及び供用開始（四十二）
- 第四十二条 第四十三条 構造設備の検査及び供用開始（新）
- 第四十三条 第四十四条 使用料金の認可（三十八）
- 第四十四条 第四十五条 供用條件の掲示（新）
- 第四十五条 第四十六条 供用義務（四十三）
- 第四十六条 第四十七条 事業計画の変更（四十四）
- 第四十七条 第四十八条 工事方法等の変更（四十四）
- 第四十八条 第四十九条 構造、設備及び管理（四十五）
- 第四十九条 第五十條 事業改善の命令（四十六）
- 第五十条

第五十一條 免許の失効（四十七）

第五十二條 年用税定（四十八）

第五十三條 自動車道に接続する道路等の造設（四十九）

第五十四條 専用自動車道（新）

第五十五條 第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車運送事業

第五十六條 自動車運送事業の終業（五十）（新）

第五十七條 福償（五十一）

第五十八條 自動車運送事業の終業（五十）（新）

第五十九條 通所除外（五十）

第五十條 道路運送審議会

第六十一條 設置（八）

第六十二條 詮問事項（八）

第六十三條 委員の任命（八）

第六十四條 委員の任期等（八）

第六十五條 兼業の禁止（八）

第六十六條 委員の罷免（八）

第六十七條 会長（新）

第六十八條 裁決方法（新）

第六十九條 詮事の記録（新）

第七十條 公聴会（新）

第七十一條 記録の閲覧（新）

第七十二條 調査等（八）

庶務等（新）

第七十五條	事業の登録（新）
第七十六條	登録の申請（新）
第七十七條	登録の異端及び登録の通知（新）
第七十八條	登録の拒否（新）
第七十九條	登録手数料（新）
第八十條	還賃及び料金（新）
第八十一條	登録事項の変更（新）
第八十二條	事業の開始等の届出（新）
第八十三條	相続（新）
第八十四條	禁止行為（新）
第八十五條	登録の取消及び事業の停止（新）
第八十六條	登録の抹消（新）
第八十七條	準用規定（新）
第七章	軽車両登録事業
第八十八條	事業に關する届出（三十三）
第八十九條	（三十四）
第九十条	事業停止の命令（三十五）
第九十一条	車用規定（三十六）
第九十二条	自家用自動車の使用
第九十三条	使用の届出（新）
第九十四条	共同使用の許可（新）
第九十五条	対便運送の禁止及び賃貸の制限（五十二）
第九十六条	使用的制限及び禁止（五十三）
第九十七条	免許等の條件（五）
第九十八条	東京地方公事共委任等（四）
第九十九条	内に於ける一般乗合旅客自動

第一百條 報告及び検査（一六）

第一百一條 目勤車に関する表示（新）

第十一章 則則

二百二條 二十万円以下の罰金（五十七）

二百三條 五万円以下の罰金（五十八）

二百四條 三万円以下の罰金等（五十九）

二百五條 三ヶ月以下の懲役等（五十九）

二百六條 兩罰規定（六十一）

二百七條 往來危険（六十二）

二百八條 旅各目勤車の転覆（六十三）

二百九條 往來危険等の結果的加重（六十）

百十條 過失往來危険（六十五）

第一百一條 旅各自動車防害（六十六）

第一百二條 行政罰（一六十七）

附則

(参考)

一、改正第三章案において現行法から全く除かれた規定は、左の通りである。

- 第三條 監理
- 第七條 車両検査官
- 第五十四條 車両の検査
- 第五十五條 車両の整備
- 第五十六條 自動車の登録
- 第六十條 罰則（車両の検査、整備の違反）

二、改正第三章案において全く新しく設けた章は左の通りである。

第六章 自動車運送取扱事業

道路運送法改正の要点

二五八一 自動車局 二五、一六、七

一月七日
中村知長

- 一、陸運局長に対する職權委任の問題
- 二、道路運送審議会に関する問題
- 三、自動車運送事業の種類の再検討
- 四、自動車運送事業免許基準の再検討
- 五、運賃及び料金制度の再検討
- 六、自動車道に関する問題
- 七、公共企業体の經營する自動車運送事業の取扱方
- 八、曾兼用自動車の取扱方
- 九、自動車整備事業法制化の要否（新設）
- 一〇、自動車運送取扱業等法制化の要否（新設）
- 一一、自動車交通事故賠償責任保障制度の設定（新設）
- 一二、自動車賠償責任保障制度の設定（新設）
保険制度は必ずしも
是正成程と得てある。
- 一三、法律の表現形式の問題

（註）順序は、現行法条文順による。一

じつオスマンドによる事務の精緻化を得て、
他の手筋ひき、運輸局と平行して運営する制度。

二二、一、一
一月七日 廉政課長 証書

道路運送法全部改正の要旨

二五、一、一五 運輸省自動車局

第一 主旨

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の実施後約三箇年の経過実績及び道路運送に関する秩序の現況に鑑み、社会経済情勢の変化に伴う不備欠陥を是正し、道路運送行政の民主化をより徹底し、及び道路運送事業の健全な発達を促進するような態勢を確立し、もつて道路運送における公共の福祉を増進するため、道路運送法を全面的に改正する。具体的には、自動車運送事業の種類、目録、車道事業の規制及び自家用自動車の使用を実情に適合させたこと、自動車運送事業及び自動車運送事業の運賃及び料金について定額制及び掲示制を確立したこと、充計、許可及び認可に関する基準を明確にしたこと、組織及び運営を適正化したこと、開いたこと、道路運送審議会の組織及び運営を適正化したこと、開いたこと、道路運送審議会の組織及び運営を適正化したこと、開いたこと、

の運営する自動車運送事業及び自動車運送事業についての特別を減少し一般民営事業との差異を因つたこと、貨物自動車運送事業に附する自動車運送取扱事業を新たに法律制したこと、道路運送車両に関する保安法規を單行法とするため既存規定を削除したこと等がこれである。

第二 要目

一 自動車運送事業の管轄の実態化

社会、経済諸情勢の変化に伴い、事業の分類を一般事業と特定事業に分類し、一般事業を六種目に増加し特定事業を二種類に減少し、もつて事業の実態に即応せしめる。

人事業の分類を運送契約の形式から分類する方法を一部修正する。一般旅客自動車運送事業については、現行法と同様に乗合、貨物といふ運送契約の形式から分類し、一般貨物自動車運送事業については、新たに路線、区域という事業の運営実態の形式から分類

する。

又大型、小型という便用自動車の大きさから分類する方法を併用する。

一般販切旅客自動車運送事業について乗車定員十人以上の自動車と九人以下の自動車を併用する事業とを分ち、前者を一般販切旅客自動車運送事業とし、後者を一般乗用旅客自動車運送事業とする。

一般貨物自動車運送事業について最大積載量一屯以下の自動車のみを使用する事業を独立の一事業として一般小型貨物自動車運送事業とする。

特定自動車運送事業については、乗合旅客、販切旅客、路線貨物、
は「すきりかのこひき」
せりど、特定の新老より区域貨物といふ細別を行はず、旅客事業、貨物事業の二種類とする。
商の取扱いは同一である。

(参考)

暫定	現行法	改正法案
一般		
一、乗合旅客自動車運送事業	一、乗合旅客自動車運送事業	一、乗合旅客自動車運送事業
二、販切旅客自動車運送事業	二、販切旅客自動車運送事業	二、販切旅客自動車運送事業
三、複合貨物自動車運送事業	三、乗用旅客自動車運送事業	三、乗用旅客自動車運送事業
四、販切貨物自動車運送事業	四、路線貨物自動車運送事業	四、路線貨物自動車運送事業
五、乗合旅客自動車運送事業	五、区域貨物自動車運送事業	五、区域貨物自動車運送事業
六、小型貨物自動車運送事業	六、小型貨物自動車運送事業	六、小型貨物自動車運送事業
一、乗合旅客自動車運送事業	一、旅各自動車運送事業	一、旅各自動車運送事業
二、販切旅客自動車運送事業	二、貨物自動車運送事業	二、貨物自動車運送事業
三、複合貨物自動車運送事業		
四、販切貨物自動車運送事業		

一 自動車運送事業免許制度の法律化
現在の運輸省告示による免許券年を新たに法律に規定することともに、

その率を急合に金し、而今欠の勝確なる次のようにおどとし道路運送行政の民主化を図る。なお、その他の許可、認可等につても処分の標準を明定する。

ノニ該事業の開拓に一層又は特定の需要に適合するものであること、
ニ當該事業の開始が公益の利便を増進するものであること。

申内へお詫び申す。當該事業の開始によつて当該地区における供給輸送力が極めて要
求されるに對し著しく不均衡とならざるものであること。企画費を全額負担する
うえで、本院よりのソリューションを
得ることとされ、終當該申請に於ける事業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有す
るものであることを。

5. 当該事業に使用する輸送施設が当該地区における輸送需要の供給に適応するものであること。

自運車運営事務の運営及び拳銃指揮の如様但
運賃料金は運賃額に
區違すことを爲し、額は方面よりの如い示駕及び米國の例に倣し、公共企業の性格に
着目して見る。

する不当な差別的取扱を撲滅し事業者間にかかる公正なる競争を促進せしめ、もつて事業の健全なる発達を図る。

1 定額制に關しては、該司を受けた運賃及び料金より高額若しくは
低額の運賃及び料金の收受の禁止並びに收受した運賃及び料金の
歸戻の禁止をもつてその内容とする。

現新制三五年
於余期向不甚長
惟進之固固以

自動車道事業につき、次のように充計表並を法律化し事業の中心たる使用料金制度に付しを御願ひは現払制を確立し、供用開始前の工事完成検査及び整造設備検査を実施し、主として大臣による路線等の公示制を採用し、供用料並びに料金條件の展示義務を法律化する外その

電送、該傳及び官報についても専用自動車道を含めて法規制を昭和化し、もつて自動車交通事務法當時同様の運行法規制を一新せしめ

ノ当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

3. 当該事業の開始による収益を過力か当該地盤における交通需要の

事及び性質に適合するものであること。

るものであること。

區の經營する自動車運送事業及び自動車運送事業に関する法律の

國營事業の特殊性就中公営企業社たる日本國有鉄道の企業的性質の

相当程度強化された事例に於て、一般民営事業との競争を國り公

なる辯争を便宜するため、これらについての特別（法適用除外修法）

を減少せしめ過切なる制制を強化する。

新規の適用基準を、
規則の施行後は除外基準が
うち、左に掲げる事項に、
する。

人記登及び臨検検査

2 遺稿及び年譜

各自動車場に接続する當時空の施設

、但し、日本國有鉄道の經營する場合に於ては、右の外瓦斯並行の基準を適用せらる。

人事統計圖の歴史

3 異樂の體文

通商過誤等、公に認する以前及び運営の適正化

卷之三

の改正、團体事業からの隔離その他の公廳会議についての規制の法
律化等をなし、道府巡査審議会の組織及び運営を適正化する。

1 委員定数の減少に因しては、現行各都府県から二八つへ北海道にあつては七八一合計九十七八を約半減して各都府県から二人づつへ北海道にあつては四八一合計十八人とする。

2 任命方法の改止に因しては、現行各都府県知事二八一北海道にあつては七八一推薦二八一北海道にあつては七人一計合計を改め、各都道府県知事は、委員定数の一倍の数の委員候補者の推薦を行ひ、新輪大臣においてそのうちから半數を選任する方法とする。

3 医師事業からの隔離に因しては、道路運輸に関する事業者団体への加入、道路運輸に関する事業の役員等の雇用、営業参加、報酬受取、投資等を原則的に禁止する。

4 公廳会の開催に因しては、現行勘定範囲主事を改め、一定の場合

に限定して副主事をすることとする。

七 自動車運送取扱事業の法制化

貨物自動車運送事業に因する自動車運送取扱事業一取扱及び代手の過渡外における社会的経済的地位的重要性及びこれらを利用する一般公衆の保護の必要性に鑑み、自動車運送事業及び自動車運送取扱事業の健全なる運営を目的ため、新たにこれらを次のように法律化する。

1. 自動車運送取扱事業とは、他人の需要に応じ、対價を得て、貨物自動車運送の取扱及び代手を行う事業とする。即ち、旅客自動車運送の取扱及び貨物自動車運送事業の代用利用業務、兼営的運

2 本事業を登録事業とし、取扱荷その他の料金の設定を貿易課に認可を含まない。

3 事業の開始、休止、廢止等に、届出を必要とし、一定の要件に

事実の停止、登録の取消を命令し得る等その他の裁判を法化する。

八、自家用自動車に対する使用の適正化
自家用自動車の使用をより適正化し暴走類似行為を撲滅するため、自家用自動車の有償登録、共同使用の制限及び禁止等につき法律を定める。
車両保険は
とします。

九、自家用自動車に於ける使用者の許可基準とする。
自家用自動車の使用者の制限及び禁止の要件を具体的に列挙する。
各自家用自動車の使用に付し、対人的面において規制する方法をとる。
外とする。

十、車両保安法規の制定
最近の車両事情へ自動車両数の急激な増加、自動車の高速度化、車両の老朽化、盗賊登録の増大、大規模事故の頻発等一に亘り、現行の車両規則を整備拡充し、第八年車両の検査、整備及び登録の制度を道路運送法により削り、か隨に車両保安法規（道路運送車両法）を施行法として制定し、自動車の導入、競争及び性能に関する保安を強化するとともに、運営設備の質的向上を図る。

十一、その他
人道路交通基準法の制定
最近の金融基準に於み、基準の一體的価値の活用、不当金融の規

候等により公共企業たる自動車運送業及び自動車道事業の発展をより健全化し、これらに合理的な競争の運営を開かしめるため、事務局の制度を設け、公的の目的となしうるよう法的化する要領があるかこれについて行政法典たる道路運送法と比較して單獨法を制定する。

2. 自動車賠償責任保険制度の設定

最近の自動車の交通の癡者などに伴う自動車事故の頻発は、重大な事故防止方法の実施によつてもなおその毫無を察し難い現状にある。かかる状況及び諸外国の例に倣し、自動車による人的物的事故の社会的不安から公示を設置するとともに、一旦発生した事故による損害に対する紛争を円滑に解決するため、道路運送法全般改正と併せて自動車賠償責任保険制度を法的化する。

昭和二十六年一月二十日

道 路 法 律 (第 五 次)

運輸省自動車局

目次

- 第一章 條則
第二章 自動車運送基準
第三章 自動車運送及び自動車道基準
第四章 第四車
第五章 第五車
第六章 第六車
第七章 第七車
第八章 第八車
第九章 第九車
第十章 第十車
附則

第一車 初則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、運輸を主たるする機関の確立、運輸業者等並に
おける公正な競争の確保及び過度の運輸業者の健全な発達並びに車両
の使用の適正化を図り、もつて公衆の福祉を増進することを目的と
する。

（定義）

- 第二條 この法律における用語の意味は、左の通りとする。
- 一 「自動車運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動
車の取扱事業及び乗車料金を支拂う事業をいう。
 - 二 「自動車運送業者」とは、個人の需要に応じ、対價を得、自
身を供して旅客又は荷物を運送する事業をいう。
 - 三 「自動車運送業」とは、一帯自動車道をもつばら自動車の交換

の用に供する事業をいう。

四 「自動車運送取扱事業」とは、個人の需要に応じ、対價を得て
左に掲げる行為を行うものとすをいう。

イ 目の名をもつてする自動車運送事業による旅費運賃の取引
又は送物品の自動車運送事業からの受取

ロ 他人の名をもつてするトヨタ車運送事業への物品の取扱の託付
又は送物品の自動車運送事業からの受取

五 「軽自動車運送事業」とは、個人の需要に応じ、対價を得、店舗
を併用して旅客又は荷物を運送する事業をいう。

六 「自動車」とは、自動車及び軽自動車といい、「自動車」とは、汽
車運送事業法（昭和二十六年法律第 号）による自動車又は
い、「軽自動車」とは、汽船や汽車運送法による自動車又は軽車及び
軽車両をいう。

七 「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路
並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

八 「自動車道」とは、もつねら自動車の交通の用に供することを目的として開設された道をいい。「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい。「専用自動車道」とは、自動車専用運送者があもつばらその輸送が自動車の用に供することを目的として開設された道をいう。

第二章 自動車運送基準

（自動車運送基準の種類）

第三條 自動車を運事業者は、一般自動車運送基準及び特定自動車運送基準とする。

2 一般自動車を運事業者一定の自動車運送基準以外の自動車を運事業者とする。

一 一般乗合旅客自動車運送基準一旅客を運送する一般自動車運送基準であつて、第二号及び第三号の自動車運送基準以外のもの。

二 一般貨物旅客自動車運送基準一一個の契約により一車以上の乗定員十人以上の自動車を使用して旅客を運送する一般自動車運送基準。

三 一般乗合旅客自動車運送基準一一个の契約により一車以上の乗定員九人以下の自動車を使用して旅客を運送する一般自動車運送基準。

四 一般路線貨物自動車運送事業者一定の基準により自動車を乗用して物品を運送する一般自動車運送事業者であつて、第六号の自動車運送事業以外のもの。

五 一般区域貨物自動車運送事業者一定の基準において自動車を乗用して物品を運送する一般自動車運送事業者であつて、第六号の自動車運送事業以外のもの。

六 一般小型貨物自動車運送事業者最大荷物量一噸以下の自動車のみを使用して物品を運送する一般自動車運送事業者。

3 特定自動車運送事業者一定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客又は物品を運送する自動車運送事業者の種類は、左に掲げるものとす。

一 特定旅客自動車運送事業者一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業者。

二 特定貨物自動車運送事業者一定の範囲の物品を運送する特定自動車運送事業者。

（免許）

第四條 自動車運送事業を営むしようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 自動車運送事業の免許は、路線又は区域並びに前條第二項各号及び第三項各号に掲げる自動車運送事業の種類について行う。

3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は物品その他業務の範囲を限定して行うことができる。

4 自動車運送事業の免許は、営業する期間を指定して行うことができる。

（免許申請）

第五條 自動車運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる項目を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 告白しようとする自動車の種類

二 予定する路線又は乗継便

三 自動車の種類及び数、運送本数、運行回数その他の運輸省令で定める乗継計画

四 自動車運送事業を經營することを必要とする理由

五 左の各号の一に該当する者は、申請書に前項に掲げる事項の外、

当該各号に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一 特定自動車運送事業の免許を交付ようとする者にあっては、運

送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに登録しようとする旅客

又は物品の範囲

二 乗車の範囲を限定する免許を受けようとする者にあっては、運送の需要者、を送しようとする旅客又は物品その他の運送の範囲

三 告白する期間を指定する免許を受けようとする者にあっては、運営しようとする期間

四 申請書には、乗車の範囲、運送支点その他の運輸省令で定める

事項を記載した書類を添付しなければならない。

四 申込入注は、申請者に対し、前三項に規定するもの之外、乗継登記簿の原本その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第六條 第六条第一項は、前條に規定する申請書を受理したときは、その

申込が左の各号に適合するかどうかを査定しなければならない。

一 当該事業の開始が一般又は特定の需要に対し適切なものであること。

二 当該事業の開始か公表の有無を増進するものであること。
輸送力

三 当該事業の開始によつて当該区域又は乗継区域における供給量

が著しく不均質とならないものであること。

四 当該事業を通常に運行するに足る能力を有するものであること。

五 当該運送に使用する車輛施設が当該陸橋又は島嶼区域における輸送需要の性質に適応するものであること。

2 该輸入丘は、前項の規定により審査した結果、その申出が結果の基準に適合していると認められたときは、左の要件を満たして、自動車運送事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の憲役又は未この形に施せられ、その誤行を終り、又は誤行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が精神に障害成年者と同一の能力を有しない未成年者又は痴呆患者である場合において、その法定代理人か前二号の一に該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員一如何なる名称によるかを問わず、これと並等以上の車輛又は支配力を有する者を含む。以下同じ。」が前三項の一に該当する者であるとき。

(一) 車輛開始

第七條 目的車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期間内に車輛を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に車輛を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により期間を伸長できることがある。

(一) 車輛及び料金の認可

第八條 自動車運送事業の免許を受けた者(以下「自動車運送事業者」という。)は、旅客又は荷物のを售その他車輌に該する料金を定

め、お詫びの認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 連絡大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 購買的な運営の下における適正な原價を以て、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 善意の旅谷又は荷主に対し不当な差別の取扱をするものでないこと。

三 旅谷又は荷主の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅谷又は荷主が当該運賃を負担することを困難にする虞がないものであること。

四 他の自動車運送業者との間に不当な競争をひきおこすこととなる虞がないものであること。

一 運賃及び料金の遵守

第九條 目的車の運送業者は、前條の認可を受けた運賃及び料金より高額若しくは低額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收到した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

一 運賃及び料金の收受支拂

第十條 物品を運送する自動車の運送業者は、以下「貨物自動車運送業者」という。「貨物自動車」を荷受人に引き渡すまでに、当該物品に對する運賃及び料金を現金一即時現金となしうる有價証券を含む。一で收受しなければならない。

2 運賃及び料金の支払義務を有する者は、荷受人が運送品の引渡しを受けるまでに、当該物品に對する運賃及び料金を現金一即時現金となしうる有價証券を含む。一で支拂わなければならない。

- 3 会計手続その他の地上のやむを得ない事由がある場合は、前二項の規定にかかるらず、額を従事で定める範囲内にあり、運賃及び料金の収受及び支払を処理することができる。
- 4 第一項及び第二項の規定は、運賃及び料金の支払を有する者か國、地方公共團体その他公法上の法人である場合には、これを適用しない。

（運賃及び料金の収受又支払の届出）

- 第十一條 貨物自動車運送業者は、あらかじめ、輸送事業に付する運賃及び料金の額の従事の届出料を定め、輸送大臣の許可を受けることができる。
- 2 輸送大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 当該業者が自動車運送業者の運営の取引分野における慣習により必要やむを得ないものであること。

- 二 特定の品名又は御主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 三 他の自動車運送業者との間で不当な競争を引き起こす虞がないものであること。

- 3 運賃及び料金の支払を受ける者は、貨物自動車運送業者から第一項の許可を受けた場合には、前項第二項の規定にかかるらず、第一項の許可を受けた日よりの満了するまでの間は運賃及び料金の支払を延長することができ。

（届出料款）

- 第十二條 目次並びに運送規則並びに運送手続を定め、輸送大臣の認可を受けることはならない。これを變更しようとするときも同様とする。
- 2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつ

て、これをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害する虞がないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の額に並びに自動車運送事業者の責任に該する事項が明確に定められてゐるものであること。

（運賃計画等の掲示）

第十三條 自動車運送事業者は、運転手報、運行回数その他の静止金並びに運送約款を営業所その他の

で定め。運賃計画、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の

事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 自動車運送事業者は、前項の掲示を必要とする事項を要要しよう

とするときは、実施前に、その旨を営業所その他の運賃所において

公衆に見易いように掲示しなければならない。

（物品の種類及び性質の確認）

第十四條 自動車運送事業者は、物品の甲斐があつたときは、そ

の物品の種類及び性質を報告することを申込者に求めることができる。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て、その立合の上で、これを点検することができる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が申込者の報告と異ならないときは、これかため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 自動車運送事業者が前二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が申込者の報告と異なるときは、申込者は点検に裏した費用を負担しなければならない。

(一) 運送引文表

第十五條 自動車運送業者は、左の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一 当該運送の申込が第十二條の規定により認可を受けた運送約款によらないものであるとき。

二 申込者が前條第一項の規定による警告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を与えないと。

三 当該運送に適する設備がないとき。

四 当該運送に該し申込者から特別の責担を求められたとき。

五 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他のむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

七 前各号に該する場合の外、当該命令で定める正当な事由のあるときは、この限りでない。

(二) 運送の順序

第十六條 自動車運送業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客又は荷物の配達をしなければならない。但し、緊急を要する場合は、その順序を各自で定める基準を基準に据る変更については、この限りでない。

(三) 運送計画の變更

第十七條 目的地又は起點を変更する者は、運送計画を変更しようとするときは、当駅大丘の認可を受けなければならぬ。但し、営業所の名前その他の事由で定める基準を基準に据る変更については、この限りでない。

2 当駅大丘は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつ

て、これをしなければならない。

一 基業計画の変更によつて公示の利便を害することとなる虞がないものであること。

二 基業計画の変更によつて当該路線又は基業区域における供給幹送力が輸送需要に対し著しく不均衡となる虞がないものであること。

3 第一項但書の事項について基業計画を変更したときは、運送なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 運輸に関する協定

第十八條 自動車運送基業者は、他の運送基業者又は調達基業者と連絡運輸又は共同経営に関する契約その他の運輸に関する協定をしよう

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、当該契約又は協定が公示の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

一 私的独占禁止法の適用除外

第三十二條

第十九條 前條の認可を受けて行う正当な行為及び第一項「他の運送基業者又は調達基業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に該する部分に限る。」の規定による命令によつて行う正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は適用しない。

（一）運転

第二十條 自動車運送事業者及び自動車運送事業用自動車の運転者は、自動車の運転の保安に因し、運輸省令で定める必要な事項に従わなければならぬ。

2 自動車運送事業者は、天災、運転事故その他のやむを得ない事由により自動車の運転を中断したときは、旅客に対し、必要な便宜を与える若しくは保護をし、又は運送品に対し、保管その他適切な措置を講じなければならない。

（二）運転事故の報告

第二十一條 自動車運送事業者は、その事業用自動車が転落し、火災を起しその他の運輸省令で定める重大な事故をひきおこしたときは、

遅滞なく事故の種類、原因その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

（三）従業員

第二十二條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、その運転者、車掌その他公衆に接する従業員に対し、一定の制服を着用させ又はその他の方法により従業員であることを表示させなければ、その職務に従事させてはならない。

2 前項の従業員は、酒氣を帯びて職務に従事し、又は事業用自動車に乗務中喫煙してはならない。

一 運転者

- 第二十三條 目動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他の運輸省令で定める一定の資格要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転に従事させてはならない。
- 2 自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者を運輸省令で定める従業時間をえて自動車に従事させてはならない。但し、災害の救助その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(自動車に関する表示)

第二十四條 目動車運送事業者は、その事業用自動車の外側に、事業者の名称又は証号、自動車の行先その他運輸省令で定める事項を公衆に見易いように表示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の内部に、運賃及び料金その他の運輸省令で定める事項を旅客に見易いように表示しなければならない。

(乗車券及び荷物切符)

- 第二十五條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客を運送しようとするときは、運輸省令で定める事項を記載した乗車券を発行しなければならない。
- 2 貨物自動車運送事業者は、数口の物品を混載して運送しようとするときは、運輸省令で定める事項を記載した荷物切符を発行しなければならない。

(一小兒の無賃運送)

第二十六條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する四歳未満の小兒で座席をふさがないものについては、旅客一人につき少くとも一人まで無賃をもつて運送しなければならない。

(混乘及び混載の禁止)

第二十七條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、伝染病患者を他の旅客と同一の自動車で運送してはならない。

2 貨物自動車運送事業者は、火薬類、不潔な物品その他の省令で定める物品を他の物品と同一の車室内に混載して運送してはならない。

(旅客の禁止行為)

第二十八條 旅客は、火薬類その他の省令で定める物品を自動車内に持ち込んではならない。

2 旅客は、自動車の進行中乗降し、自動車内でみだりに喫煙しその他車両省令で定める行為をしてはならない。

3 従業員は前二項の行為をする旅客かその制止に従わなかつたときは、これを降車させることができる。

4 前項の場合においては、旅客は、既に支払つた運賃及び料金の払戻を請求することができない。

5 旅客は、従業員から乗車券の点検又は回収のため乗車券の呈示又は交付を求められたときは、これを拒むことができない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券

の早示又は交付を済んだ旅客又は無効の乗車券を行使した旅客に対し、その旅客が乗車したに拘るに拘らず相当賃及び料金の外、これと同額の割増運賃及び割増料金を請求することができる。

(一) 訂正

- 第二十九條 目的車を送り業者は、安全、迅速且つ正確に、旅客又は物品を送達しなければならない。
- 2 この法律に定めるものの外、自動車を送り業者の運送営業について必要な事項は、運輸省令でこれを定める。

(会計)

第三十條 自動車運送業者は、その営業年度、勘定科目の分類、帳簿監査の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定められたところに従い、その会計を処理しなければならない。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

第三十一條 自動車運送業者は、運輸省令に定める自動車の運行を怠り、不当な送り届けによることを求めその他の公共の福祉に反する行為をしてはならない。

2 自動車運送業者は、自動車運送の健全な発達を阻害する結果を生ずるような措置をしてはならない。

3 自動車運送業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送業者に対し、左に掲げる事項を定ずることができる。

- 一 営業計画を変更すること。
- 二 営業許可の命令
- 三 十二條 運輸大臣は、自動車運送業者の営業について公共の福祉を阻害していると認めたときは、自動車運送業者に對し、左に掲げる事項を定ずることができ。

- 二 貨物、料金又は運送料款を徴収すること。
- 三 自動車その他の輸送機械を保有すること。
- 四 他の延送乗換者又は通運業者と設備の共用、連絡船舶、共同運営又は共管に付する協定をすること。
- 五 延転事故を防止するための必要な措置を講ずること。
- 六 旅客又は物品の遅延に因り生ずることあるべき損害につきその損害賠償責任を保險に負すること。
- 七 運賃の算定を確実ならしめるための必要な措置を講ずること。
- 2 前項第4号の場合において、乗換者が收得し又は負担すべき金額その他協定の細目は、当事者間の協議により定める。
- 3 前項の協議がとのわないとき又は協議することができないときは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。
- 4 前項の規定による裁定中当事者が收得し又は負担すべき金額について不一致のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し前項の訴ににおいては、裁定の記の当事者を被告とする。
- 5 前項の訴にあつた日から一年を経過したときは、訴を提起することができない。

一 申送に関する命令

- 第三十三条 運輸大臣は、当該輸送が災害の救助その他公共の福祉を保持するため必要であり、且つ、当該申送を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送乗換者に対し、運送すべき旅客若しくは物品、運送すべき期間、これに使用する自動車、及び其添附件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは物品の運送の手段を定めて、これによるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の額額が国会の議決を得た予算

の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない。

（損失の補償）

第三十四條 前條第一項の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該自動車運送業者がその運送を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に関する事項は、各輸省令で定める。

（名義の利用、無効の資本等）

第三十五條 自動車運送業者は、その名義を他人に自動車運送のため利用させてはならない。

2 自動車運送業者は、無効の資本その他の何なる方法をもつてするかを問わず、自動車運送業者を他人にその名において經營させてはならない。

（薬業用自動車の貨渡）

- 第三十六條 自動車が運転業者に、その薬業用自動車の貨渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2 運輸大臣は、その貨渡によつて当該薬業の営業が阻害される虞があると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

（薬業の管理の委託）

- 第三十七條 自動車が運転業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
一 当該薬業を執掌して運営するため必要であること。
二 受託者が当該薬業を管理するのに適している者であること。

（薬業の譲渡及び譲受）

- 第三十八條 自動車が運転業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 自動車が運転業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、自動車が運転業者たる法人と自動車を運転業を経営しない法人が合併する場合において、自動車を運転業者たる法人が存続するときは、この限りでない。
3 第六條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。
4 自動車を運転業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(相続)

第三十九條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人一相

続人か二人以上ある場合においてその協議により当該自動車運送事業者を承継すべき相続人を定めた場合はその者一が被相続人の経営していた自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人か前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでは、被相続人にしてした自動車運送事業の免許は、相続人に対してしたものとみなす。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る免許に基く権利義務を承継する。

一 墓業の休止及び廃止

第四十條 自動車運送事業者は、墓業の全部又は一部を休止又は停止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、当該休止又は停止によつて公衆の利便が著しく阻害される虞があると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。但し、次項に規定する場合は、この限りでない。

3 運輸大臣は、道路、河川、港の損壊に基く場合その他の正当な理由がある場合を除き、当該休止が引き続き一年をこえるときは、これを許可してはならない。

4 自動車運送事業者は、墓業の全部又は一部を休止又は廃止しよう

とするときは、実施前にその旨を営業所その他の事業所において公示に見易いように掲示しなければならない。

(法人の解散)

第四十一条 自動車運送事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前條第二項本文の規定は、前項の認可について準用する。

(運送事業の停止及び免許の取消)

第四十二条 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分又は免許、許可若しくは認可に附した制限又は條件に違反したとき。

二 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第六條第二項各号の一に該当することとなつたとき。

(免許の失効)

第四十三條 左の場合には、自動車を運転業の免許は、その効力を失う。

- 一 第七條の効間に運転を開始しないとき。
- 二 動業の停止の許可を受けたとき。
- 三 動業の免許に附した効間が満了しよあき。

(一般乗合旅客自動車運送事業者の特則)

第四十四條 一般乗合旅客自動車を運転業者は、旅客の運送に附随して、少車の郵便物、新聞紙その他の物品を運送することができる。但し、火薬類その他の危害を及ぼす虞がある物品は、この限りでない。

2 臭氣を発する物品又は不潔な物品は、旅客と同一の車室に荷りることかできない。

(一般路線貨物自動車運送事業者の特則)

第四十五條 一般路線貨物自動車運送事業者は、運輸大臣から運送区域を指定したときは、その区域に於いて当該一般路線貨物自動車運送事業により運送される物品の集貨及び配達のためにする一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

（特定期日勤務運送事業者の特別）

第十六條 特定期日勤務運送事業者には、第十二條から第十六條まで、第二十五條第二項、第二十七條第二項、第四十條及び第四十三條の規定を適用しない。

- 2 特定期日勤務運送事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。
- 3 左の場合には、特定期日勤務運送事業の免許は、その効力を失う。
 - 一 第七條の範囲内に運輸を開始しないとき。
 - 二 特定期の者の需要がなくなつたとき。
 - 三 事業の廃止の届出があつたとき。
 - 四 事業の免許に附した期間が満了したとき。

（運送事業者の特別）

第十七條 目勤務を営みして運送事業を經營することの免許を受けた者又は運送事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三条の規定により新たに目勤務を受けることの認可を受けた者は、運輸大臣が運送区域を指定したときは、第十四條第一項、第十八條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條第二項、第二十九條、第三十二条第一項第四号及び第二項から第五項まで、第三十五条から第三十七條まで、第四十二条、第四十三条第二号並びに第十六條の規定の適用については、その運送区域について運送事業のためにする一般運送貨物目勤務運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車運送業

(免許)

第48条　自動車道運送業を經營しようとする者は、運輸大臣及び運送大臣の免許を受けなければならない。

- 2　自動車道運送業の免許は、路線について行う。
- 3　自動車運送業の免許は、施行する自動車の範囲を限定して行うことができる。

(免許申請)

第49条　自動車運送業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣及び運送大臣に提出しなければならない。

一 予定する路線

二 乗車数、設計速度、該許重車その他の省令で定める運送計画

三 当該運送のための工事の実施

四 自動車運送業を經營することを必要とする理由

2　運行する自動車の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、運行せしめようとする自動車の範囲をあわせて記載しなければならない。

3　申請書には、一枚自動車の予測図、運送の施設、運送収支見附その他の省令で定めた事項を記載した書類を添付しなければならない。

4　運輸大臣及び運送大臣は、申請者に対し、前三項に規定するもの以外、運送登記簿の原本その他の必要な書類の提出を求めることができる。

一 免許登年

第五十條 將軍大臣及び處設大臣は、前條に規定する申鑑書を受理したときは、その申請か正の名号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該登業の開始が公表の刊行を増進するものであること。
二 当該登業の始終の選定が当該登業の經營の目的に適合するものであること。

三 当該一般自動車道の規模が當該地ににおける交通需要の量及び性質に適合するものであること。

四 当該登業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有するものであること。

2 将軍大臣及び處設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が所定の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車道登業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮との刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車道登業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が曾歴に満ち成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者である場合において、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、それが法人の役員が前三号の一に該当する者であるとき。

（工事施行）

第五十一條 自動車道登業の免許を受けた者（以下「自動車道登業者

」といふ。一は、一般自動車道の構造及び設備についての工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。但し、当該事業の用に供する一般自動車道か工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の申請があつたときは、その工事方法が事業計画及び省令で定める技術上の基準に適合しないと認められる場合を除く外、工事の着手及び完成の期間を指定して前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することができないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

（工事の着手）

第五十二条 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

（路線等の公示）

第五十三条 運輸大臣及び建設大臣は、第五十一條第一項の規定により一般自動車道の工事施行の認可をしたときは、路線、橋員その他の省

令で定める事項を公示しなければならない。

(工事方法の変更)

第五十四条 目自動車運転業者は、工事方法を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、横断曲線の変更、路肩の幅員の拡張その他の省令で定める基準を工事方

法の変更については、この限りでない。

2 該條第二項の規定は、前項の工事方法の変更に準ずる。

3 第一項但書の工事方法の変更をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(工事方法変更の命令)

第五十五条 運輸大臣及び建設大臣は、工事の施行中、第五十一條第一項の工事施行の認可の様子測することができなかつたような旨意を立てじたことにより自動車の運行に支障を生ずる處があると認めるときは、自動車運転業者に対し、当該工事方法の変更を命ぜることができる。

(工事の元成)

第五十六条 自動車運転業者は、運輸大臣及び建設大臣の指定する

間内に一般自動車道の工事を完成しなければならない。

2 第五十一條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

（工事の元成検査及び供用開始）

第五十七條　自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車道が工事施行の認可（第五十五條の工事方法変更の命令を含む。）のとおり施行されており且つ、事業計画及び第五十二條第一項の規定により省令で定める技術上の基準に適合すると認めたときは、それを合格としなければならない。

（工事の一部完成検査及び供用開始）

3 自動車道事業者は、一般自動車道について前項の検査の合格があつたときは、遅滞なくその供用を開始しなければならない。

4 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

（工事の一部完成検査及び供用開始）

第五十八條　自動車道事業者は、一般自動車道の一部につき工事を完成したときは、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けることができる。

- 2 判定第二項の規定は、前項の検査の場合に準用する。
3 前條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

一 游遊設備の検査及び試験開始

第五十九條 自動車運転事業者は、一般自動車道の工事が必要としないときは、一般自動車道の構造及び設備が基準計画及び第五十一條第二項の規定により省令で定める技術上の基準に適合するかどうかにつき、遅滞なく運輸大臣及び運設大臣の検査を受けなければならぬ。

2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつ

た場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(基準の各開検査及び供用開始)

第六十條 目的車運転事業者は、現に休止している自動車運転事業の全車又は一部を再開しようとするときは、一般自動車道の構造及び設備が基準計画及び第五十一條第二項の規定により省令で定める技術上の基準に適合するかどうかにつき、運輸大臣及び運設大臣の検査を受けなければならない。

2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(使用料金の認可)

第六十一條 自動車運送業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 合理的な経営の下における適正な原價を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱きするものでないこと。
 - 三 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを困難にする虞がないものであること。
- 3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(供用約款)

第六十二條 自動車運送業者は、供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 第十二條 第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(保安上の供用制限)

第六十三條 自動車運送業者は、施行する自動車の速度及び重量その他の省令で定める保安上の供用制限を定め、運輸大臣及び建設大臣の

認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも同様とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 自動車の運行に対し危険を生ずる虞かないものであること。

二 一般自動車道の保全を困難にする虞がないものであること。

三 自動車の通行効率の著しい低下を来さないものであること。

（使用料金等の掲示）

第六十五回 自動車道事業者は、使用料金、供用約款及び保安上の供用制限を官署所その他の監察所において公示の見易いように、掲示しなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の掲示を必要とする事項を変更しようとする場合に準用する。

（供用権）

第六十五條 目的車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

一 当該供用の申込が第六十二條の規定により認可を受けた供用約款又は第六十三條の規定により認可を受けた保安上の供用制限に適合しないとき。

二 当該供用に關し使用者から特別の負担を求められたとき。

- 三 当該公用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼす虞があるとき。
- 四 当該公用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により自動車の通行に支障があるとき。

（一）基準計画の変更

第六十六條 目的車道基業者は、基業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、皆業所の名稱その他の省令で定める輕微な事項に係る変更については、

この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 基業計画の変更によつて公衆の利便を害することとなる虞がないものであること。

二 基業計画の変更によつて当該一般自動車道の規模が当該地区における交通需要の量及び性質に適合しなくなる虞がないものであること。

3 第一項但書の事項について基業計画を変更したときは、遅滞なく

その旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

（二）構造又は設備の変更

第六十七條 第五十条の規定は、自動車道基業者が一般自動車道の

構造又は設備の変更をする場合に準用する。

（一般自動車道の管理）

第六十八條　自動車道事業者は、一般自動車道をその構造及び設備が基
礎計画及び第五十一條第二項の規定による省令で定める技術上の基
準の範囲内で省令で定める状態に適合するよう常に維持しなけれ
ばならない。

2　自動車道事業者は、省令で定める管理の方法に従い、一般自動車
道の路面及び工作物を検査し、これらを完全な状態において保全し
なければならない。

3　自動車道事業者は、天災その他の場合により自動車の通行に支障
を生じたときは、直ちにその調査の禁止その他適切な危害予防の指
示をなす。

4　自動車道事業者は、天災その他の場合により復旧をしなければならぬ。

5　自動車道事業者は、天災その他の場合により復旧をしなければならぬ。
6　自動車道事業者は、天災その他の場合により復旧をしなければならぬ。
7　自動車道事業者は、天災その他の場合により復旧をしなければならぬ。
8　自動車道事業者は、天災その他の場合により復旧をしなければならぬ。

（土地の立入及び使用）

第六十九條　自動車道事業者は、一般自動車道に関する測量、実地調
査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に
立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができます。

2　自動車道事業者は、前項の規定により立入又は使用をしようとな
るときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土

地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく当該事業者においてこれを補償しなければならない。

4 前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損害とする。

5 第三項の規定による補償について協議かととのわないときは、都道府県知事は、申請によりこれで調査することができないときは、都道府県知事は、申請によりこれを裁定する。

6 前項の裁定による裁定に従る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、訴を提起することができない。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

（事業改善の命令）

第七十條 運輸大臣及び運輸大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができ。

一 事業計画又は保安上の実情制限を変更すること。

二 一般自動車道の導造又は設備を改善すること。

2 運輸大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるとときは、自動車道事業者に対し、使用料金又は実用料款の変更を命ずることができ。

（免許の失効）

- 第七十一條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その效力を失う。
- 一 第五十一條の期間内に工事を行の認可を申請しないとき。
 - 二 第五十一條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。
 - 三 第五十二條第一項の期間内に工事を着手しないとき。
 - 四 第五十九條の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。

（車両規定）

第七十二條 自動車道事業には、第九條、第三十條、第三十一條、第

三十五條、第三十七條から第三十九條まで、第四十條第一項、第二項及び第四項、第四十一條並びに第四十二條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運転大臣」とあるのは、「運転大臣及び建設大臣」と読み替えるものとする。

（専用自動車道）

第七十三條 専用自動車道には、第五十一條から第六十條まで、第六十三條及び第六十七條から第七十條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運転大臣及び建設大臣」とあるのは、「駐輪大臣」と読み替えるものとする。

第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業

（自動車運送事業の経営）

第七十四条 國において自動車運送事業を經營しようとするときは、当該官厅は、運輸大臣に協議をし、その承認を得なければならない。

2 第五條の規定は、前項の協議について準用する。

（補償）

第七十五條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共用にする自動車運送事業者か、その部分につき事業を終続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、國は、法令の定めるところにより、その事業者から受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき基

本を継続することができなくなつたときも同様とする。

（自動車道事業の經營）

第七十六条 國において自動車道事業を經營しようとするときは、当該官厅は、運輸大臣及び建設大臣に協議をし、その承認を得なければならない。

2 第四十九條の規定は、前項の協議について準用する。

（適用除外）

第七十七条 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業に

は、第四條から第七條まで、第十二條、第十七條～整備な基項に係る車輌計画の変更であつては轉旨で定めるものに限る。一、第十八條、第十九條、第三十條から第三十九條まで、第五十一條から第四十三條まで、第四十七條から第五十二條まで、第五十五條から第六十條まで、第六十二條、第六十三條、第六十七條、第七十條、第七十一條、第七十二條～第九條並びに第四十條第一項、第二項及び第四項の規定の準用に関する部分を除く。一、第七十三條～第五十三條、第六十八條及び第六十九條の規定の準用に関する部分を除く。一及び第一百二十三條の規定を適用しない。

2 國において経営する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第五章 自動車運送取扱事業

(登録)

第七十八條 自動車を運取扱事業を営業しようとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録は、第二條第四号イ又はロの種別について行う。

(登録の申請)

第七十九條 自動車運取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない

一 第二條第四号イ又はロの種別

二

主たる運輸所その他の官渠所の名称及び所在地

三

運輸の経営上使用する商号及び記号

四

運輸の相手方となる自動車運送業者の氏名又は名称及び住所

五

運輸省令で定める物品の取扱に必要な施設の所在地及び面積

六

法人である場合においては、その役員の氏名

2

申請書には、運輸の施設、運輸收支見積その他運輸省令で定める

七

項を記載した書類を添附しなければならない。

一

「登録の異議及び登録の通知」

第八十條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を自動車運送取扱業者登録簿へ以下「登録簿」と

いう。一に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日

三 その者の氏名又は名称及び住所

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

一 登録の拒否

第八十一條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各号の一に該当する場合、又は登録の申請書若しくはその添付書類中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、その登録を拒否しなければならない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又
は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者
二　自動車運送取扱事業の登録を渡り消され、その取消の日から二
年を経過していない者
三　官吏に係し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は精神疾
患者で、その法定代理人が前二号の一に該当するもの
四　法人で、その役員のうち前に三号の一に該当する者があるもの
五　運輸省令で定める物品の取扱に必要な施設を有しないもの

2　運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては
、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録手数料）

第八十二条　登録の申請者は、一千円以下の範囲内において政令で定め
る額の手数料を納めなければならぬ。

（官署の開始の届出）

第八十三条　自動車運送取扱事業者は、官署を開始したときは、運輸
なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（料金）

第八十四条　自動車運送取扱事業者の登録を受けた者（以下「自動車運
送取扱事業者」という。）は、官署に課る料金を定め、運輸大臣の

認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも同様とする。

- 2 第八條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（取扱約款）

第八十五條 目動車運送取扱業者は、取扱約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（料金及び取扱約款の掲示）

第八十六條 目動車運送取扱業者は、事務に係る料金及び取扱約款を王たる事務所その他の営業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

- 2 第十三條第二項の規定は、前項の掲示を必要とする事項を変更しようとする場合に準用する。

（登録事項の変更）

第八十七條 目動車運送取扱業者は、第七十九條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

- 2 第八十條及び第八十一條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(一) 禁止行為

第八十八條 目動車運送取扱事業者は、第八十條第一項の規定により登録簿に登録された目動車運送事業者以外の者と第二條第四号イ又はロに掲げる行為をしてはならない。

一 公共の福祉に反する行為の禁止

第八十九條 自動車運送取扱事業者は、荷主又は事業の相手方たる自動車運送事業者に対し不当な條件によることを求めるとき、特定の荷主に対し不当な差別的取扱をしその他の公共の福祉に反する行為をしてはならない。

2 事業大臣は、前項に規定する行為があるときは、自動車運送取扱

事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(二) 事業改善の命令

第九十條 事業大臣は、自動車運送取扱事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車運送取扱事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができるものとする。

- 一 事業に係る料金又は取扱料金を変更すること。
- 二 物品の取扱に必要な施設を改善すること。

（墓業の停止、廻止等の届出）

第九十一条 自動車を送取扱墓業者は、墓業を停止したときは、運送なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 自動車送取扱墓業者は、墓業を廻止し又は墓業の全部を譲渡したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 自動車を送取扱墓業者たる法人か左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、運送なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人か合併又は破産以外の理由により解散した場合においてける清算人

4 自動車送取扱墓業者が死亡したときは、相続人は、運送なく運輸大臣に届け出なければならない。

5 自動車送取扱墓業者が死亡した場合において、相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に登録の申証をしたときは、その登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでは、被相続人に対してした自動車送取扱墓業の登録は、相続人に對してしたものとみなす。

（墓業の停止及び登録の取消）

第九十二条 運輸大臣は、自動車を送取扱墓業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて墓業の停止を命じ又は当該墓業の登録を取り消すことができる。

一 この法律は若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く处分

に違反しないとき。

- 二 正当な理由がないのに認可を受けた場合を実施しないとき。
- 三 第八十一條第一項各号の一に該当することとなつたとき。
- 四 登録を欠けた日から三箇月以内に登録を開始しないとき。
- 五 引き続き三箇月以上登録を休止したとき。

(一) 登録の取消

第九十三條 運輸大臣は、第九十一條第二項、第三項及び第四項の規定による届出があつたとき又は前條の規定による登録の取消をした場合には、登録を欠けたとき、当該自動車運送取扱業者の登録を取消しなければならない。

2 第八十條第二項の規定は、前項の規定により登録を取消した場合に準用する。

(一) 附帯品

第九十四條 第八十條から第八十六條まで、第八十九條及び第九十條の規定は、自動車運送取扱業者が当該登録に附帯して行う物品の荷造及び仕分、代金の取立及び立替その他の通常自動車運送取扱業者に附帯する業務について準用する。

(一) 年用規定

第九十五条 目的車を運取扱事業には、第三十五条の規定を準用する。

第六章 車両運送事業

(一) 車両に於する届出

第九十六条 車両運送事業を営業しようとする者は、左に掲げる事項を行政庁に届け出なければならない。

一 告白しようとする事業の種類 一 旅客 車両運送事業又は貨物車両運送事業の別

二 事業の営業上使用する固号及び記号

三 路線又は事業区域

四 車両の種類及び數、車両系統、運行回数その他輸送省令で定める事業計画

五 還賀及び料金

六 車両開始の年月日

2 前項の届は、事業の施設、事業收支見積その他輸送省令で定める事項を記載した書類を添附してしなければならない。

3 車両運送事業の届出をした者へ以下「車両運送事業者」という。一は、第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁に届け出なければならない。

(一) 車両停止の命令

第九十七条 行政庁は、車両運送事業者かこの法律若しくはこの法

得て基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、期間を定めて運営の停止を命ずることができる。

- 2 行政庁は、前項の命令を受けた者が運営の停止の期間内に当該運営を停止し再び運営を運営しようとするときは、その届出を受理してはならない。

（雇用規定）

第九十八條 軽便兩用送運業には、第三十一條、第三十二條及び第九十九條第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第七章 家用自動車の使用

（使用の届出）

第九十九條 自動車を運営業用自動車以外の自動車（以下「家用自動車」という。）を使用しようとする者は、運輸省令で定める事項について運輸大臣に届け出なければならない。

2 家用自動車を使用する者は、前項の規定により届け出した事項を変更しようとするときは、運輸大臣に届け出なければならない。

3 家用自動車を使用する者は、家用自動車の使用を廃止しようとするとときは、運輸大臣に届け出なければならない。

(共同使用の許可)

1. 百條 目家庄自動車を共同して使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。
2. 運輸大臣は、その共同使用の最初か日該車運送事業の經營に類似する良かあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

百一條 目家庄自動車は、対價を得てこれを客の用に供してはならない。但し、災害のため、緊急を要する場合その他公共の福祉を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2. 目家庄自動車は、客輸大臣の許可を受けなければ、対價を得てこれを使い渡してはならない。
3. 前條第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用の制限及び禁止)

百二條 運輸大臣は、目家庄自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて目家庄自動車の使用を制限し又は禁止することができる。

一 許可を受けないで、目家庄自動車を使用して自動車運送事業を經營したとき。

- 二 許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供し又は対價を得て貸し渡したとき。
- 三 対價を得て自家用自動車を公衆の用に供したとき（前條第一項但書の場合は除く。）。
- 四 次條の規定による表示をしないで、自家用自動車を使用したとき。

（自家用自動車に関する表示）

第二百三條　自家用自動車（自家用普通自動車、乗車定員九人以下の自家用乗用自動車及び自家用荷物自動車を除く。）を雇用する者は、その自家用自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他運転命令で定める事項を見易いように表示しなければならない。

(設置)

第一百四十九條 道路運送審議会は、各巡回局ごとに、これを置く。

2 道路運送審議会の名稱は、左の通りとする。

東京道路運送審議会
名古屋道路運送審議会
大阪道路運送審議会
広島道路運送審議会
高松道路運送審議会
福岡道路運送審議会
新潟道路運送審議会
仙台道路運送審議会
札幌道路運送審議会

(一 詰問事項)

第一百五十九條 國巡局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

- 1 自動車運送事業の免許
- 2 自動車運送事業の停止及び免許の取消
- 3 自動車運送事業に係る第七十四條第一項の協議に対する承認

2 前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が輕微なものと認められるものについては、國巡局長は、道路運送審議会にはがらないでこゝを行ふことができる。

（建設）

第一百六條 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、関係行政厅に建議をすることができる。

（組織）

第一百七條 東京遠隔地運送審議会は委員八人、名古屋遠隔地運送審議会及び福岡遠隔地運送審議会は委員各七人、大阪遠隔地運送審議会は委員六人、広島遠隔地運送審議会は委員五人、高松遠隔地運送審議会、新潟遠隔地運送審議会、仙台遠隔地運送審議会及び札幌遠隔地運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

（委員の任命）

第一百八條 委員は、遠隔地運送審議会が置かれる監視局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府県について当該都道府県知事が推薦する候補者のうちから、都道府県にあつては一人ずつを、北海道にあつては四人を専門大臣が任命する。

2 各都道府県知事が推薦する候補者の数は、任命されるべき委員の数の二倍でなければならない。

（委員の任期等）

第一百九條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2

委員は、再任されることはできる。

(事業からの隔離)

第一百十一条 委員は、仕事中、いかなる形式においても道路運送に關係する事業者団体に加入してはならず、且つ、道路運送に關する事業の役員となり、これらの事業の審査に參加し、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業の公官に影響を及ぼす處があるほど投資をしてはならない。但し、これらの事業が当該委員の屬する道路運送審議会か置かれる國道局の管轄区域内において業務を行わない場合には、これらの事業から報酬を受け又はこれらの事業に投資することを妨げない。

(委員の罷免)

第一百一十二条 道輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができるないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない不徳があると認める場合においては、当該道路運送審議会の意見を徵し、これを罷免することができる。

(会長)

第一百一十二条 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を整理する。

3 道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故があら場合に会長の職務を行する者を定めて置かなければならぬ。

(一) 議決方法

第百三十二条 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、開催を聞き、議決をすること不可以ない。

2 道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事項につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事項に係る議決に参加することができ

きない。

4 道路運送審議会は、陳保行政庁の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができ。

(二) 記録の記録

第百四十二条 道路運送審議会の議事の概要は、これを記録しなければならない。

(一) 公聴会

第一百五條 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるとときは、公聴会を開くことができる。

第一百五條第一項の規定により附設された事項

一 運輸省設立法（昭和二十四年法律五百五十七号）第五十五條第二項の規定により運輸省議会から情報、資料若しくは意見の提出

、報告又は調査を求められた事項

二 道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき監察局長の指示若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運輸省議会の要求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

三 公聴会において取り扱われた事項は、できるだけ速記の方法によりこれを正確に記録しなければならない。

(一) 記録

第一百六條 第百四條及び前条第三項に規定する記録は、一般から申出があつたときは、これを開示しなければならない。

(一) 記録

第一百七條 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の幹部者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 語説人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告をすること。

2

前項第二号の規定により出張を求められた医師人又は参考人は、
法令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる

(一) 旅費等)

第一百八十九條 道路運送審議会の職務は、陸運局においてこれを処理す
る。

第一百九條 この法律に規定するものの外、道路運送審議会の職務
則その他の運送審議会に關し必要な事項は、運輸省令でこれと
める。

(免許等の條件)

第一百二十條 免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可における前項の権利を譲るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該道路運送事業者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(訴願)

第一百二十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(権限の委任等)

第一百二十二条 この法律に規定するは除大臣又は運輸大臣及び運送大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政庁に委任することができる。

一 第二章、第四章、第五章及び第六章に規定する権限については都道府県知事

二 第三章に規定する権限については都道府県長又は都道府県知事

第六章に規定する行政庁は、左の各号に定める区分による。

一 旅客車両専用に供する事項については都知事一都の区の

行する区域に限る。又は市町村長

道府県知事

二 貨物輸送用運送基業に関する基項については都道府県知事

一 地方公共団体の区域内における一般乗合旅客自動車運送基業 第百二十三条
第十八條、第三十八條、第四十條又は第四十一條の規定による處分をしようとする場合であり、且つ、その路線が東京都の区内する必然内又は政令で定める市の区域内にある場合には、都知事又は当該市長の意見を諮詢しなければならない。

(基業等の報告書)

第百二十条第一項 道路運送基業者又は車両を使用する者は、基業又は車両の使用に関する報告書を作成し、当該行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書の様式及びその提出の時期は、省令で定める。

(報告及び検査)

第二十五条 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、道路運送基業者その他の車両を所有し若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、基業又は車両の所有若しくは使用に係り、報告をさせることができる。

2 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、道路運送基業者の基業者、車両の所在する場所その他の場所にその職員を派遣して、基業若しくは車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問させらるこ

とかできる。この場合においては、当該行政庁は、その職員をして一時車両の操縦を停止させることができる。

- 3 前項の場合には、当該運転者は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、奥保人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 4 第二項の検査は、犯辦検査のために認められたものと解釈してはならない。

第十章 執則

第一百二十六條 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 犯人監禁第一項の規定に違反して自動車運送業者を営業した者
- 二 第三十五條第一項第七十二條において適用する場合を含む。一の規定に違反した者
- 三 第三十九條第一項第一項第七十二條において適用する場合を含む。一の規定に違反して自動車運送業者を営業した者
- 四 第四十八條第一項の規定に違反して自動車運送業者を営業した者

第一百二十七條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項又は第六十一條第一項の規定により認可を受けてし

- なければならぬ事項を認可を受けないでした者
二 第九條の規定に違反して賃金及び料金の割戻をした者
三 第四十二條第一項七十二條において雇用する場合を含む。一の規定によつて其の停止の処分に違反した者
四 第七十八條第一項の規定に違反して自動車運送取扱業を営業した者
五 第十條又は第九十五條において雇用する第三十五條の規定に違反した者

百二十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金、拘置又は科刑に處す。

一 第十二條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第三十六

條第一項、第三十七條第一項へ、七十二條において雇用する場合を含む。一、第五十條第一項第一項、第七十二條において雇用する場合を含む。一、第六十二條第一項、第七十三條において雇用する場合を含む。一、第六十三條第一項、第七十三條において雇用する場合を含む。一、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第七十三條において雇用する場合を含む。一、第六十九條第一項、第八十五條第一項又は第一百一條第二項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者

二 第三十二條第一項へ、九十八條において雇用する場合を含む。一、第三十三條第一項、第五十三條へ、七十三條において雇用する場合を含む。一、第七十條第一項七十三條において雇用する場合を含む。一、第九十條の規定による場合に違反した者
三 第十五條、第十六條、第六十五條、第八十八條又は第一百一條第一項の規定に違反した者

四 第三十一條第四項、第一七十二條及び第九十八條において準用する場合を含む。一、第八十九條第二項、第九十二條、第九十七條

第一項又は第一百二條の規定による処分に違反した者。

五 第九十六條第一項及び第三項の規定による届出をしなければならない事項を届出をしないでした者。

六 第百二十條第一項の規定により処した條件又はその條件に基いてした処分に違反した者。

七 第百二十四條第一項の規定による報告書の提出を怠り、又は虚偽の報告書を提出した者。

八 第百二十五條第一項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者。

九 第百二十五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず若しくは虚偽の陳述をし、又は車両の運転の停止に従わなかつた者。

第一百二十九條 第五十七條第一項、第五十九條第一項、第一七十三條において準用する場合を含む。一又は第六十條の規定による自動車工事の完成又は構造及び設備の健全を受けないで供用を開始した者は、三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第一百三十條 法人の代表者又は社人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する車両に附し、第一百二十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科刑を科する。

百三十一條　自動車道若しくはその道路標識、防護柵等の保安設備を損壊し、又はその他の方で自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

2　前項の未遂犯は、これを罰する。

百三十二條　人の現在する一層乗合旅客自動車運送事業用自動車を
破壊させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に処する。
前項の肆を犯しよつて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲
役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処す
。

3　第一項の未遂犯は、これを罰する。

百三十三條　第一百三十一條の肆を犯し、よつて自動車を転覆させ又
は破壊した者も前條の例によつ。

百三十四條　過失により第一百三十一條第一項又は第一百三十二條第一
項の肆を犯した者は、これを三千円以下の罰金に処する。その業務
に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁じ又は五千円以
下の罰金に処する。

第一百三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に石煙を投げつけた者

第一百三十六條 左の各号の一に該当する者は三万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第二十四條、第四十條第四項、第七十二條において準用する場合を含む。二、第六十四條又は第八十六條の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をしたとき。

二 第百條第一項の規定により許可を受くべき事項を受けないでしたとき。

三 第六十八條第一項(第七十三條において準用する場合を含む。)の規定に基いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第二十條から第二十三條まで

第五 第二十五條

から第二十八條まで、第三十條一第七十二條において準用する場合を含む。一、第四十六條第二項又は第六十八條第一項へ第七十三

條において準用する場合を含む。」の規定に違反したとき。

五 第九十一條第二項一第九十八條において準用する場合を含む。

一又は第九十九條の規定による届出をしなければならない事項を届出をしないでした者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和二十六年五月三十一日から、第十條の規定は、昭和二十六年九月一日から施行する。

（道路運送法の廃止）

2 道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（道路運送審議会の委員の任命のための事前指揮）

3 第百八條の規定による道路運送審議会の委員の任命のために必要な行為は、附則第一項の規定にかかるず、昭和二十六年六月一日においても行うことができる。

（無償自動車運送基準の免許の失効）

4 無償の自動車運送基準の免許は、旧法第三十一條の規定にかかるず、昭和二十六年五月三十一日においてその能力を失うものとする。

（道路運送審議会の委員の免職）

5 昭和二十六年五月三十一日において道路運送審議会の委員であつ

者は、旧法第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にからず、その日において命令を下すことなくその事を委ぜられるものとする。

6 この法律施行の際現に存する自動車運送事業團及びこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

一 運賃及び料金の收受支拂の特例

7 第十條の規定は、この法律施行の際現に貨物自動車運送事業一一般陸路貨物自動車運送事業者及びこの法律施行後一年以内に貨物自動車運送事業者一般陸路貨物自動車運送事業を除く。一の免許を受けた者については、第十條の規定施行の日から一箇年間を限り過年度しない。

一 一定の資格要件を備える者者の特例

8 第二十三條の規定は、この法律施行の際現に自動車運送事業者については、この法律施行の日から一箇年間を限りしない。

一 現に休止中の自動車運送事業者の特例

9 第六十二條及び第六十三條の規定は、この法律施行の際現に自動車運送事業者について、この法律施行の日から三箇月間を限り適用しない。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のある日まで同様とする。

一 許可申請及び保安上の実施制限の特例

10 第六十二條及び第六十三條の規定は、この法律施行の際現に自動車運送事業者について、この法律施行の日から三箇月間を限り適用しない。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のある日まで同様とする。

一 税金規定

11 旧法又は旧法に悉く第百四によりした處分、手續その他の行為は、この法律中これに相当する規定ある場合には、この法律によりしたものとみなす。

12 この法律施行の際現に一般小賣業者、一般店場貨物自動車運送業者、一般小賣業者自動車運送業及び特定貨物自動車運送業を除く、一又は自動車貿易業者を經營する者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第八條、第九條、第七十二條において適用する場合を言む。一及び第六十一條の規定にかわらず、旧法第六十條及び第六十八條の規定による許可を受けた運賃及び料金を收受することができる。この期間内に第六十八條及び第六十一條の規定による許可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のあら日まで向承とする。

13 同上の規定は、この法律施行の際現に一般小賣業者自動車運送業者、一般小賣業者自動車運送業又は特定貨物自動車運送業者

者すゝ者についても同様である場合において前項中「三箇月」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

14 この法律施行の際現に監督官について販賣する自動車運送業者又は甲種運送業の登録許可について、当該官庁は省令の定めるところにより運輸大臣より通牒又は建説文書に通知しなければならぬことの期間内に監督の申請をした場合においてその申請に対する認可又は監督の否否のある日まで向承とする。

15 この法律施行の際現に監督官が審取扱業者を經營している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第七十八條の規定によつて監督を受けるものとし、監督を受けていなくても自動車運送業者と經營することができる。この期間内に監督の申請をした場合においてその申請に対する認可又は監督の否否のある日まで向承とする。

16 この法律施行の際現に自家用自動車を共用して運転する者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、免許の規定による許可を受けないでも自家用自動車を共用して使用することができる。この期間内に許可の申請をした場合においてその申請に対する許可又は不許可のあり日まで過後とする。

(一) 法令の改正)

17 二種収容法(昭和三十三年法律第二十九号)の一節を次のように改正する。

第二條第一項「毎日起動回数」を「自動回数」に改める。

18 道路交換取扱法(昭和二十二年法律第二百三十号)の一節を次のよう改正する。

第二條第三項を次のように改める。

自動回数とは、もつねら自動車の交通の角に供することを目的として設置された道をいう。

19 驚突者回停法(昭和二十三年法律第二百九十一号)の一節を次のように改正する。

第七條第二項を次のように改める。

二 道路交換法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第十八條及び第三十一条第一項「他の運送業者又は運送業者との設備の共用、運送業者、共同運営及び連絡に供するに定めするが分に限る。」

20 日本国鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一節を次のように改正する。

二六三号「道路交換法(昭和二十二年法律第二百九十一号)」「

21 を「道路交換法(昭和二十六年法律第二百九十一号)」に改める。

運送業者設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一節を次のように改正する。

第八條第三十八号の次に次の二項を加える。

二十八の二 自動車を運営取扱を兼ねし、及び自動車運送取扱業の業務(附帶運送を含む。)に該し認可すること。

前項第四十号中「運送業者法(昭和二十二年法律第二百九十一号)

一を「道路運送法（昭和二十六年法律第二号）」に改める。

第二十條第一項第一号中「自動車運送業」の下に「自動車運送取扱業者」と加える。

第二十八條第一項第一号の次に次の二号を加える。

二　自動車運送取扱業の用途、改善及び調整に関すること。

第五十一條第六号の次に次の二号を加える。

六　自動車運送取扱業に係する登録又は認可に関すること。

漏れを除く法の一節を次のように改正する。

第五十五條中「道路運送法（昭和二十二年法律第二百九十一号）第二十條」を「道路運送法（昭和二十六年法律第二号）第三條」に改め。

外國人の運送活動に因ずる場合（昭和二十五年政令第三号）の一定の天のようにより止す。

第三條第一項第三号中「道路運送業」を「自動車運送業者」に改める。

22

23

田

主に於に於する税局の建立及び通商支那事務の健全な発達並びに
山口の税局の適正化を図り、よつて公共の福祉を増進するため、當局
は計画を廃止し、新たに通商支那及び通商支那事務に於する規律を定
めり必要がある。これか、この規律を提出する理由である。

昭和二十六年二月十一日

道 路 運 送 法 案

運輸省自動車局

目次

- 第一章 總則（第一條・第二條）
- 第二章 自動車運送事業（第三條～第四十六條）
- 第三章 自動車道及び自動車道事業（第四十七條～第七十五條）
- 第四章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業（第七十六條～第七十九條）
- 第五章 自動車運送取扱事業（第八十條～第九十六條）
- 第六章 輕車両運送事業（第九十七條～第九十九條）
- 第七章 自家用自動車の使用（第一百條～第一百三條）
- 第八章 道路運送審議會（第一百四條～第一百二十條）
- 第九章 雜則（第一百二十一條～第一百二十七條）
- 第十章 罰則（第一百二十八條～第一百三十八條）
- 附則

第一章 総 則

(目的)

第一條 この法律は、道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立することにより道路運送の総合的な發達を圖り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運取扱事業及び軽車両運送事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の需要に應じ、自動車を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

3 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道をもつばら自動車の交通の用に供する事業をいう。

4 この法律で「自動車運取扱事業」とは、他人の需要に應じ、有償で左に掲げる行爲を行う事業をいう。

一 自己の名をもつてする自動車運送事業者へ自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。による貨物運送の取次又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

二 他人の名をもつてする自動車運送事業者への貨物の運送の委託又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

三 自動車運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送

4 この法律で「軽車両運送事業」とは、他人の需要に應じ、軽車

兩を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 號）による自動車をいい、「輕車両」とは、同法による原動機付自轉車及び輕車両をいう。

この法律で「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八號）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

この法律で「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは自動車運送事業者がもつばらその事業用自動車（自動車運送事業

者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

第二章 自動車運送事業

(種類)

第三條 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

2 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業（旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、第二號及び第三號の自動車運送事業以外のも の）

二 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業）

三 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員九人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業）

四 一般路線貨物自動車運送事業（一定の路線により自動車を使用して貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、第六號の自動車運送事業以外のもの）

五 一般區域貨物自動車運送事業（一定の事業區域内において路線を定めないで、自動車を使用して貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、第六號の自動車運送事業以外のもの）

六 一般小型貨物自動車運送事業（最大積載量一トン以下の自動車のみを使用して貨物を運送する一般自動車運送事業）

3 特定自動車運送事業（特定の者の需要に應じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

一 特定旅客自動車運送事業

（一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業）

二 特定貨物自動車運送事業

（一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業）

（免許）

第四條 自動車運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業區域並びに前條第二項

各號及び第三項各號に掲げる自動車運送事業の種類について行う。

3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

4 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

（免許申請）

第五條 自動車運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 経営しようとする自動車運送事業の種類

二 予定する路線又は事業區域

三 自動車運送事業の種類ごとに運輸省令で定める事業計畫

四 當該事業の經營が運輸上必要である理由

左の各號の一に該當する者は、申請書に前項に掲げる事項の外當該各號に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一 特定自動車運送事業の免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者の氏名又は名稱及び住所並びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲

二 前條第三項の規定により業務の範囲を限定する免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者、運送しようとする旅客又は貨物その他業務の範囲

三 前條第四項の規定により期間を限定する免許を受けようとする者にあつては、その期間

五

3 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

4 運輸大臣は、申請者に對し、前三項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請が左の各號に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 當該事業の開始が輸送需要に對し適切なものであること。

二 當該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

三 當該事業の開始によつて當該路線又は事業區域における供給輸送力が輸送需要量に對し著しく不均衡とならないものである。

こと。

四 當該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 當該事業に使用する輸送施設が當該路線又は事業區域における輸送需要の性質に適應するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車運送事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

六

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようと/orする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者である場合において、その法定代理人が前二號の一に該當する者であるとき。

四 免許を受けようと/orする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名稱によるかを問わず)、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)が前三號の一に該當する者であるとき。

(運輸開始)

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する

期日又は期間内に運輸を開始しなければならない。

- 2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により期日を延期し、又は期間を伸長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八條 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするとときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な原價を償い、且つ、適正な

利潤を含むものであること。

二 特定の旅客又は荷主に對し不當な差別的取扱をするものでないこと。

三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負擔する能力にかんがみ、旅客又は荷主が當該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不當な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

3 第一項の運賃及び料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(運賃又は料金の割戻の禁止)

第九條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に對し、收受した運賃又は料金の割戻をしてはならない。

(運賃及び料金の收受)

第十條 第三條第二項第四號から第六號まで及び同條第三項第二號の自動車運送事業を經營する者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）は、運送貨物を荷受人に引き渡すまでに、當該貨物運送に對する運賃及び料金を收受しなければならない。

2 貨物自動車運送事業者は、荷主の經理上の手續その他やむを得ない事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、運賃及び料金を收受しないで運送貨物を荷受人に引き渡してもよい。この場合においては、貨物自動車運送事業者は、運輸省令で定める期間内

に、その運賃及び料金を收受しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(運賃及び料金の收受の猶予)

第十一條 貨物自動車運送事業者が、特定の者の需要に應じ反覆的に行う運送に對する運賃及び料金の收受の猶予期間を定め、運輸大臣の許可を受けた場合は、前條第一項の規定にかかわらず、運賃及び料金を收受しないで運送貨物を荷受人に引き渡してもよい。この場合においては、貨物自動車運送事業者は、猶予期間内に、その運賃及び料金を收受しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によ

つて、これをしなければならない。

- 一 運送の都度運賃及び料金を收受することが著しく煩雑であること。

- 二 特定の荷主に對し不當な差別的取扱をするものないこと。
- 三 他の貨物自動車運送事業者との間に不當な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

(運送約款)

第十二條 自動車運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によ

つて、これをしなければならない。

- 一 公衆の正當な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少くとも運賃及び料金の收受並びに自動車運送事業者の責任に關する事項が明確に定められているものであること。

(運賃及び料金等の掲示)

第十三條 自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を營業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

- 2 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者へ以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。「は、前項に掲げるものの外、運輸省令の定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項

を營業所その他の場所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

3 自動車運送事業者は、前二項の規定により掲示した事項を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を營業所その他の場所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

(貨物の種類及び性質の確認)

第十四條 自動車運送事業者は、貨物運送の申込があつたときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができる。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得る。

得て、その立合の上で、これを點検することができる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により點検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異ならないときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 自動車運送事業者が第二項の規定により點検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告と異なるときは、申込者は點検に要した費用を負担しなければならない。

(運送引受義務)

第十五條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 當該運送の申込が第十二條の規定により認可を受けた運送約

款によらないものであるとき。

二 申込者が前條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による點検の同意を與えないとき。

三 當該運送に適する設備がないとき。

四 當該運送に關し申込者から特別の負擔を求められたとき。

五 當該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

七 前各號に掲げる場合の外、運輸省令で定める正當な事由があるとき。

(運送の順序)

第十六條 自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により旅客又は貨物の運送をしなければならない。但し、急病人又は腐敗し易い貨物を運送する場合その他正當な事由がある場合は、この限りでない。

(引渡不能の貨物の寄託)

第十七條 貨物自動車運送事業者は、その責に歸すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫營業者に寄託することができる。

2 貨物自動車運送事業者は、前項の規定により貨物を寄託したときは、運送なくその旨を荷主に通知しなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により貨物を寄託した

場合において倉庫證券を作らせたときは、その證券の交付をもつて貨物の引渡に代えることができる。

(事業計畫の變更)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計畫を變更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、營業所の名稱その他運輸省令で定める輕微な事項に係る變更については、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 事業計畫の變更によつて公衆の利便を害することとなるおそれがないものであること。

一一

二 事業計畫の變更によつて當該路線又は事業區域における供給輸送力が輸送需要量に對し著しく不均衡となるおそれがないものであること。

3 自動車運送事業者は、第一項但書の事項について事業計畫を變更したときは、遲滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(事業計畫に定める業務の確保)

第十九條 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計畫に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反していると

認めるときは、當該自動車運送事業者に對し、事業計畫に從い業務を行うべきことを命ずることができる。

(運輸に關する協定)

第二十條 自動車運送事業者は、他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸又は共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、當該契約又は協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的獨占禁止法の適用除外)

第二十一條 前條の認可を受けて行う正當な行爲及び第三十三條第

一三

一項「他の運送事業者又は通運事業者との設備の共用、連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定に關する部分に限る。」の規定による命令によつて行う正當な行爲には、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）の規定は適用しない。

(郵便物等の運送)

第二十二條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附隨して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができ
る。

(路線により運送する貨物の集貨及び配達)

第二十三條 一般路線貨物自動車運送事業を經營する者は、運輸大

臣が事業區域を指定したときは、第四條の規定にかかわらず、その事業區域内においてその者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し及び配達することができる。

(事業區域外の運送)

第二十四條 事業區域を定める自動車運送事業を經營する者は、その事業區域内と事業區域外とを通ずる區間において運送をする場合には、その都度運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、當該運送が旅客又は荷主の利便を確保するため必要であり、且つ、當該區間ににおいて免許を有する自動車運送事業者によることが困難かどうかを審査しなければならない。

一四

(事故の報告)

第二十五條 自動車運送事業者は、その事業用自動車が轉覆し、火災を起し、その他運輸省令で定める重大な事故をひき起したときは、遅滞なく事故の種類、原因その他運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

(従業員)

第二十六條 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者は、自動車の運轉者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が従業員であることを表示させなければ、その者をその職務に從事させてはならない。

2 前項に規定するものの外、同項の従業員の服務について必要な事項は、運輸省令で定める。

(運轉者)

第二十七條 第三條第二項第一號から第三號までの自動車運送業を經營する者は、年齢、運轉の経験その他運輸省令で定める一定の資格を備える者でなければ、その事業用自動車の運轉に從事させてはならない。但し、當該運轉が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2 前項の自動車運送事業者は、その事業用自動車の運轉者を運輸省令で定める從業時間をこえて、勤務に從事させてはならない。

(小兒の無賃運送)

二五

第二十八條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する六歳未満の小兒については、旅客一人につき少くとも一人まで無貨で運送しなければならない。

(旅客の禁止行爲)

第二十九條 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他の旅客の迷惑となるおそれがある物品であつて運輸省令で定めるものを自動車内に持ち込み、又は自動車内で自動車の運轉装置に手を觸れその他運輸省令で定める行爲をしてはならない。

2 前項の旅客は、自動車の車掌その他の従業員から乗車券の點検又は回収のため乗車券の呈示又は交付を求められたときは、これ

を拒むことができない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券の呈示又は交付を拒んだ旅客又は有効の乗車券を持しない旅客に對し、その旅客が乗車した區間に對應する運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金の支拂を求めることができる。

(省令への委任)

第三十條 この法律に規定するものの外、自動車運送事業者の交付すべき乗車券又は荷物切符、事業用自動車に掲示すべき事項その他旅客又は荷主の利便の確保のために自動車運送事業者の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

一六

(会計)

第三十一條 自動車運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の會計に關する手續について運輸省令で定めるところに從い、その會計を處理しなければならない。

(公衆の利便を阻害する行爲の禁止等)

第三十二條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に對し、不當な運送條件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行爲をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に對し、不當な差別

的取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行爲があるときは、自動車運送事業者に對し、當該行爲の停止又は變更を命ずることができる。

5 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、當該自動車運送事業者に對し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。聽聞に際しては、當該自動車運送事業者に對し、意見を述べ、及び證據を提出する機會が與えられなければならぬ。

(事業改善の命令)

第三十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事實があると認めるときは、自動車運送事業

者に對し、左に掲げる事項を命ずることができること。

一 事業計畫を變更すること。

二 運賃、料金又は運送約款を變更すること。

三 自動車その他の輸送施設を改善すること。

四 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に關する協定をすること。

五 運轉事故を防止するための必要な措置を講ずること。

六 旅客又は貨物の運送に關し支拂うべきことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

2 前項第四號の場合において、當事者が收得し、又は負擔すべき金額その他協定の細目は、當事者間の協議により定める。

3 前項の協議がととのわないとき又は協議することができないと
きは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。

4 前項の規定による裁定中当事者が收得し、又は負擔すべき金額
について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から
六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができ
る。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限り
ではない。

5 前項の訴においては、協定の他の当事者を被告とする。
(運送に關する命令)

第三十四條 運輸大臣は、當該運送が災害の救助その他公共の福祉
を維持するため必要であり、且つ、當該運送を行う者がない場合

又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に對し、運送
すべき旅客若しくは貨物、運送すべき區間、これに使用する自動
車及び運送條件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の
運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うも
のは、これによつて必要となる補償金の總額が國會の議決を経た
予算・金額をこえない範圍内でこれをしなければならない。
(損失の補償)

第三十五條 前條第一項の規定による命令により損失を受けた者に
對しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、當該自動車運送事業者がその運

送を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

- 3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(名義の利用、事業の貸渡等)、

第三十六條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。

- 2 自動車運送事業者は、事業の貸渡その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、自動車運送事業を他人にその名において經營させてはならない。

(事業用自動車の貸渡)

第三十七條 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

- 2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の管理の受委託)

第三十八條 自動車運送事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

- 2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 當該事業を繼續して運營するために必要であること。

二 受託者が當該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

第三十九條 自動車運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない、但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存續するときは、この限りでない。

3 第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存續

する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(相續)

第四十條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相續人（相續人が二人以上ある場合においてその協議により當該自動車運送事業を承継すべき相續人を定めたときは、その者）が被相續人の經營していた自動車運送事業を引き續き經營しようとするときは、被相續人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相續人が前項の認可の申請をした場合においては、被相續人の死亡の日からその認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受

ける日までは、被相續人に對してした自動車運送事業の免許は、その相續人に對してしたものとみなす。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相續人に係る免許に基く權利義務を承繼する。

(事業の休止及び禁止)

第四十一條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、當該休止又は廢止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしな

らなければならない。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてする

ことができない。

4 前二項の規定は、道路又は橋りょうの損壊その他正當な事由に基く事業の休止又は廢止については適用しない。

5 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとするときは、あらかじめ、その旨を營業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

(法人の解散)

第四十二條 自動車運送事業者たる法人の解散の決議又は總社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

² 前條第二項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の停止及び免許の取消)

第四十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各號の一に該當するときは、六箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く處分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。
- 二 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を實施しないとき。

三 第六條第二項第一號、第三號又は第四號に該當することとなつたとき。

(免許の失効)

第四十四條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。
- 二 事業の廢止の許可を受けたとき。
- 三 第四條第四項の規定により限定した期間が満了したとき。

(特定自動車運送事業の特則)

第四十五條 特定自動車運送事業には、第十二條から第十六條まで、第四十一條及び第四十四條第二號の規定を適用しない。

- 2 特定自動車運送事業を經營する者は、事業を休止し、又は廢止したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出

なければならない。この場合においては、免許は、事業の廢止の届け出があつたときにその効力を失う。

(通運事業者の特別)

第四十六條 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一號）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、第四條第一項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十三條第一項第四號及び第二項から第五項まで、第三十六條、第三十七條及び第四十三條の規定の適用については、運輸大臣の指定する種類及び事業區域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第四十七條 自動車道事業を經營しようとする者は、運輸大臣及び建設大臣の免許を受けなければならない。

- 2 自動車道事業の免許は、路線について行う。
- 3 自動車道事業の免許は、通行する自動車の範囲を限定して行うことができる。

(免許申請)

第四十八條 自動車道事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

二四

- 1 豫定する路線
 - 2 省令で定める事業計画
 - 3 當該事業の經營が運輸上必要である理由
 - 4 當該事業の開始のための工事の要否
- 2 前條第三項の規定により通行する自動車の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、通行させようとする自動車の範囲をあわせて記載しなければならない。
 - 3 申請書には、一般自動車道の路線圖及び事業の施設、事業收支見積その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 4 運輸大臣及び建設大臣は、申請者に對し、前三項に規定するも

のの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第四十九條 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請が左の各號に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 當該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 二 當該事業の路線の選定が當該事業の經營の目的に適合することであること。

三 當該一般自動車道の規模が當該地區における交通需要の量及び性質に適合するものであること。

二五

四 當該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 前各號に掲げるものの外、當該事業の計画が當該事業の長期にわたる經營の遂行上適切なものであること。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁この刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくまつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消を受け、

取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者である場合において、その法定代理人が前二號の一に該當する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三號の一に該當する者であるとき。

(工事施行)

第五十條 自動車道事業の免許を受けた者（以下「自動車道事業者」という。）は、一般自動車道の構造及び設備についての工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。但し、當該事業の用に供する一般

自動車道が工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の申請があつたときは、その工事方法が事業計画及び次條に規定する基準に適合しないと認める場合を除く外、工事の着手及び完成の期間を指定して前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することができないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(一般自動車道の技術上の基準)

第五十一條 一般自動車道は、道路、鐵道又は軌道と平面交さすることができない。但し、交通の量が少ない場合その他特別の事

由がある場合であつて省令で定める設備を設けるときは、この限りでない。

2 一般自動車道は、その幅員、こうばい、曲線、見とおし距離、標識、通信設備その他の構造及び設備について省令で定める技術上の基準に従わなければならぬ。

(工事の着手)

第五十二条 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、第五十條第二項の工事の着手の期間内に一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 第五十條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なく

その旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(路線等の公示)

第五十三条 運輸大臣及び建設大臣は、第五十條第一項の規定により一般自動車道の工事施行の認可をしたときは、路線、幅員その他省令で定める事項を公示しなければならない。

(工事方法の変更)

第五十四条 自動車道事業者は、工事方法を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、路肩の幅員の擴張その他省令で定める輕微な工事方法の変更については、この限りでない。

2 第五十條第二項の規定は、前項の工事方法の変更に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項但書の工事方法の変更をしたときは、
遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならぬ
い。

(工事方法變更の命令)

第五十五條 運輸大臣及び建設大臣は、工事の施行中、第五十條第一項の工事施行の認可の際豫側することができなかつたような事態が生じたことにより自動車の通行に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、自動車道事業者に對し、工事方法の變更を命ずることができる。

(工事の完成)

第五十六條 自動車道事業者は、第五十條第二項の工事の完成の期

二八

間内に一般自動車道の工事を完成しなければならない。

2 第五十條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

(工事の完成検査及び供用開始)

第五十七條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならぬ。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、當該一般自動車道の構造及び設備が、第五十條第一項の工事方法（第五十四條又は第五十五條の規定による變更があつたときは、變更があつたもの）に合致し、且つ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び第五十一條の基準に適合すると認めたときは、これを合格とし

なければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道について前項の検査の合格があつたときは、遅滞なくその供用を開始しなければならない。

4 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(構造設備の検査及び供用開始)

第五十八條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を必要といときは、免許の際運輸大臣及び建設大臣が指定する期間内に、一般自動車道の構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するかどうかについて、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならぬ。

二九

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(一部検査及び供用開始)

第五十九條 自動車道事業者は、一般自動車道の一部について運輸大臣及び建設大臣の検査を受けることができる。

2 第五十七條第二項の規定は、前項の検査の場合に準用する。

3 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(事業の再開検査及び供用開始)

第六十條 自動車道事業者は、現に休止している自動車道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、一般自動車道の構造及び

設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するかどうかについて、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならない。

2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(使用料金)

第六十一條 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原價を償い、且つ、^{三。}適正な

利潤を含むものであること。

二 特定の使用者に對し不當な差別的取扱をするものでないこと。

三 使用者の使用料金を負擔する能力にかんがみ、使用者が當該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(供用約款)

第六十二條 自動車道事業者は、供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(保安上の供用制限)

第六十三条 自動車道事業者は、通行する自動車の重量その他省令で定める保安上の供用制限を定め、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするとときも同様とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 自動車の通行に對し危険を生ずるおそれがないものであること。
二 一般自動車道の保全を困難にするおそれがないものであること。

三一

三 自動車の通行効率の著しい低下を來さないものであること。

(使用料金等の掲示)

第六十四条 自動車道事業者は、使用料金、供用約款及び前條の規定により認可を受けた事項を營業所その他の事業所において公衆の見易いように掲示しなければならない。

- 2 第十三條第三項の規定は、前項の規定により掲示した事項を變更しようとする場合に準用する。

(供用義務)

第六十五條 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

- 一 當該供用の申込が第六十二条の規定により認可を受けた供用

約款に適合しないとき。

二 第六十三条の規定により認可を受けた保安上の供用制限に該當するとき。

三 當該供用に關し使用者から特別の負擔を求められたとき。

四 當該供用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 當該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事由により自動車の通行に支障があるとき。

(事業計画の變更)

三二

第六十六条 自動車道事業者は、事業計画を變更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、營業所の名稱その他省令で定める輕微な事項に係る變更については、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 事業計画の變更によつて公衆の利便を害することとなるおそれがないものであること。

二 事業計画の變更によつて當該一般自動車道の規模が當該地區における交通需要の量及び性質に適合しなくなるおそれがないものであること。

3 自動車道事業者は、第一項但書の事項について事業計画を變更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(構造又は設備の變更)

第六十七條 第五十四條の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の變更をする場合に準用する。

(一般自動車道の管理)

第六十八條 自動車道事業者は、一般自動車道をその構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 自動車道事業者は、省令で定める方法に従い、一般自動車道を

三三

検査しなければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道が天災その他の事由により自動車の通行に支障を生じたときは、直ちにその通行の禁止その他適切な危害豫防の措置を講ずるとともに、その復舊をしなければならない。

4 自動車道事業者は、前項の場合には、省令で定める事項を遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に報告しなければならない。

(土地の立入及び使用)

第六十九條 自動車道事業者は、一般自動車道に關する測量、實地調査又は工事のため必要があるときは、都道府縣知事の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として

使用することができる。

2 自動車道事業者は、前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損失は、立入又は使用の後、遅滞なく當該事業者においてこれを補償しなければならない。

4 前項の規定に基いて補償すべき損失は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損失とする。

5 第三項の裁定による補償について協議がととのわないとき又は協議することができないときは、都道府県知事は、申請によりこ

三四

れを裁定する。

6 前項の規定による裁定に係る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

7 前項の訴においては、當該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(事業改善の命令)

第七十條 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事實があると認めるときは、自動車道事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画又は第六十三條の適用制限を變更すること。
二 一般自動車道の構造又は設備を改變すること。

2 運輸大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害してゐる事實があると認めるときは、自動車道事業者に對し、使用料金又は供用約款の變更を命ぜることができる。

(免許の失効)

第七十一條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

一 第五十條第一項及び第三項の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。

二 第五十條第一項の規定による申請に對する認可の處分を受けたとき。

(準用規定)

三 第五十二條第一項の期間内に工事に着手しないとき。

四 第五十八條の規定による検査により不合格の處分を受けたとき。

五 事業の廃止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第七十二條 自動車道事業に於ける第九條、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十八条から第四十条まで、第四十一條第一項、第二項及び第五項、第四十二條並びに第四十三条の規定を準用す。この場合において「これらの規定中、「運輸大臣」とあるのは、「運輸大臣及び建設大臣」を讀み替えるものとする。」

(一般自動車道に接続する道路等の造設)

第七十三條 國又は國の許可を受けた者が、一般自動車道に接続し、若しくは近接し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、河川、運河、鐵道、軌道及び索道を造設しようとするときは、自動車道事業者は、當該一般自動車道の効用が妨げられる場合を除き、これを拒むことができない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者に對し、構造若しくは設備の變更又は設備の共用を命ずることができる。

3 前二項の場合において、その實施及びその方法並びに費用の負擔につき協議がとのわないとときは、運輸大臣及び建設大臣は、
三六

申請によりこれを裁定する。自動車道事業者が受けた損失の補償についても同様とする。

4 第六十九條第三項及び第四項の規定は第一項及び第二項の場合に、同條第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

(道路等に接續する一般自動車道の造設)

第七十四條 自動車道事業者は、道路法による道路、河川又は運河の管理者の許可を受けて道路法による道路、河川又は運河に接續し、若しくは近接し、又はこれを横断して一般自動車道を造設することができる。

2 前項の管理者は、當該公共物の効用を妨げない限りこれを許可しなければならない。

3 前條第三項前段並びに第六十九條第六項及び第七項の規定は、第一項の場合に準用する。

(専用自動車道)

第七十五條 専用自動車道には、第五十條から第六十條まで、第六十三條、第六十七條から第七十條まで、第七十三條及び前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

ミヒ

第四章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業
(自動車運送事業の經營)

第七十六條 國において自動車運送事業を經營しようとするときは、當該官廳は、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 第四條第三項から第四項まで及び第五條の規定は、前項の承認について準用する。

(補償)

第七十七條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業を經營する者が、その路線を共通にする部分につき事業を繼續して經營することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少することとなつたとき

は、國は、政令の定めるところにより、その自動車運送事業者が受けた損失を補償することができる。その者がその路線を共通にしない部分につき事業を繼續して經營することができなくなつたときも同様とする。

(自動車道事業の經營)

第七十八條 國において自動車道事業を經營しようとするときは、當該官廳は、運輸大臣及び建設大臣の承認を受けなければならぬ。

2 第四十七條第二項及び第三項並びに第四十八條の規定は、前項の承認について準用する。

(適用除外)

三八

第七十九條 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第四條から第七條まで、第十二條、第十八條(重要な事項に係る事業計画の變更であつて運輸省令で定めるものを除く。)一

第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第三十一條、第三十二條第四項及び第五項、第三十三條から第四十條まで、第四十二条、第四十三条、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十四條から第六十條まで、第六十二条、第六十三条、第六十七條、第七十条、第七十二条(第九條並びに第四十一条第一項、第二項及び第五項の規定の準用に關する部分を除く。)、第七十五条(第五十一條、第五十三条、第六十八条、第六十九條、第七十三条及び第七十四条の規定の準用に關する部分を除く。)及び第一百二

十四條の規定を適用しない。

- 2 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中「免許」、「許可」又は「認可」とあるのは、
「承認」と読み替えるものとする。

三九

第五章 自動車運送取扱事業

(登録)

第八十條 自動車運送取扱事業を經營しようとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第二條第四項各號の種別について行う。

(登録の申請)

第八十一條 自動車運送取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 第二條第四項各號の種別

二 主たる事務所その他の營業所の位置

三 事業の經營上使用する商號及び記號

四 第二條第四項各號の行爲の相手方となる自動車運送事業者の氏名又は名稱及び住所

五 法人である場合においては、その役員の氏名

² 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(登録の實施)

第八十二條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を自動車運送取扱事業者登録簿に登録しなければならない。

四〇

一 前條第一項各號に掲げる事項

二 登録年月日

三 その者の氏名又は名稱及び住所

² 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第八十三條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各號の一に該當する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 三年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

一 自動車運送取扱事業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過していない者

三 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者で、その法定代理人が前二號の一に該當するもの

四 法人で、その役員のうちに前三號の一に該當する者があるもの

五 事業に必要な施設であつて運輸省で定めるものを有しない者

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手數料)

第八十四條 登録の申請者は、千圓以下の範圍内において政令で定

四一

める額の手數料を納めなければならない。

(營業開始の届出)

第八十五條 自動車運送取扱事業を經營する者（以下「自動車運送取扱事業者」という。）は、營業を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金)

第八十六條 自動車運送取扱事業者は、事業に係る運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするとときも同様とする。

2 第八條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(取扱約款)

第八十七條 自動車運送取扱事業者は、取扱約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(運賃、料金及び取扱約款の掲示)

第八十八條 自動車運送取扱事業者は、運賃及び料金並びに取扱約款を主たる事務所その他の營業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の規定により掲示した事項を變更しようとする場合に準用する。

(登録事項の變更等)

四二

第八十九條 自動車運送取扱事業者は、第八十一條第一項各號に掲げる事項について變更があつたときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第八十二條の規定は、前項の規定による變更の届出があつた場合に準用する。

3 自動車運送取扱事業者は、事業の施設であつて運輸省令で定めるものを變更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(禁止行爲)

第九十條 自動車運送取扱事業者は、自動車運送取扱事業者登録簿に登録された自動車運送事業者以外の者と第二條第四項各號に掲

ける行爲をしてはならない。

(事業施設確保の命令)

第九十一条 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が第八十三条第一項第五號の規定により運輸省令で定める事業の施設を有しなくなつたときは、これを備うべきことを命ずることができる。

(事業の休止、廢止等の届出)

第九十二条 自動車運送取扱事業者は、事業を休止したときは、運滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 自動車運送取扱事業者は、事業を廢止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

四三

3 自動車運送取扱事業者たる法人が左の各號の一に掲げる場合に該當することとなつたときは、當該各號に掲げる者は、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人

4 自動車運送取扱事業者が死亡したときは、相續人は、被相續人の死亡後三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

5 自動車運送取扱事業者が死亡した場合において、相續人が、被相續人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、被相續人

の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までは、被相續人の受けた自動車運送取扱事業の登録は、相續人が受けたものとみなす。

(事業の停止及び登録の取消)

第九十三条 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が左の各號の一に該當するときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は當該自動車運送取扱事業の登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く處分に違反したとき。

二 正當な理由がないのに認可を受けた事項を實施しないとき

四四

三 第八十三条第一項第一號、第三號又は第四號に該當することとなつたとき

2 第三十二条第五項の規定は、運輸大臣が前項の行爲をしようとする場合に準用する。

(登録のまつ消)

第九十四条 運輸大臣は、第九十二条第二項、第三項及び第四項の規定による届出があつたとき、又は前條の規定により登録の取消をしたときには、當該自動車運送取扱事業の登録をまつ消しなければならない。

2 第八十二条第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

(附帶業務)

第九十五条 第八十六條から第八十八條までの規定は、自動車運送取扱事業者が當該事業に附帶して行う貨物の荷造及び仕分、代金の取立及び立替その他通常自動車運送取扱事業に附帶する業務について準用する。

(準用規定)

第九十六条 自動車運送取扱事業には、第三十二條第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十六條の規定を準用する。

四五

第六章 軽車両運送事業

(事業に関する届出)

第九十七条 軽車両運送事業を經營しようとする者は、運輸省令で定める手續に従い、その旨を行政廳に届け出なければならない。軽車両運送事業を經營する者（以下「軽車両運送事業者」という。）が、届出をした事項を變更しようとするととも同様とする。

(事業停止の命令)

第九十八条 行政廳は、軽車両運送事業者がこの法律又はこの法律に基く處分に違反したときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

² 第三十二条第五項の規定は、行政廳が前項の命令をしようとする

る場合に準用する。

(準用規定)

第九十九條 軽車両運送事業には、第三十二條第一項及び第九十二条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替えるものとする。

第七章 自家用自動車の使用

(使用等の届出)

四六

第一百條 事業用自動車以外の自動車（以下「自家用自動車」という。）を使用しようとする者は、運輸省令で定める手續に従い、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。自家用自動車を使用する者が、届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。
自家用自動車を使用する者は、自家用自動車の使用を廢止したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(共同使用的許可)

第一百一條 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、運輸大臣

の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の經營に類似していると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

（有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第百二條 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。但し、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて運輸大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 自家用自動車は、運輸大臣の許可を受けなければ、有償で貸し渡してはならない。

四二

3 前條第二項の規定は、前項の許可について準用する。
（使用の制限及び禁止）

第百三條 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各號の一に該當するときは、六箇月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

一 第四條の免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を經營したとき。

二 第百一條の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供したとき。

三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき（前條第一項但書の場合を除く。）

四 前條第二項の許可を受けないで、自家用自動車を貸し渡したとき。

2 第三十二条第五項の規定は、運輸大臣が前項の行爲をしようとする場合に準用する。

(設置)

第一百四條　道路運送審議會は、陸運局ごとに、これを置く。

2　道路運送審議會の名稱は、左の通りとする。

東京道路運送審議會

名古屋道路運送審議會

大阪道路運送審議會

廣島道路運送審議會

高松道路運送審議會

福岡道路運送審議會

四九
新潟道路運送審議會

仙台道路運送審議會

札幌道路運送審議會

(詮問事項)

第一百五條　陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について

は、道路運送審議會にはかり、その決定を尊重して、これをしな

ければならない。

一　自動車運送事業の免許

二　自動車運送事業の停止及び免許の取消

2　前項各號に掲げる事項のうち、道路運送審議會が輕微なものと認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議會にはからな

いでこれを行うことかできる。

(建議)

第一百六條 道路運送審議會は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に建議をすることができる。

(組織)

第一百七條 東京道路運送審議會は委員八人、名古屋道路運送審議會及び福岡道路運送審議會は委員各七人、大阪道路運送審議會は委員六人、廣島道路運送審議會は委員五人、高松道路運送審議會、新潟道路運送審議會、仙台道路運送審議會及び札幌道路運送審議會は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第一百八條 委員は、道路運送審議會が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府縣について當該都道府縣知事が推薦する候補者のうちから、都府縣にあつては一人ずつを、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

2 各都道府縣知事が推薦する候補者の數は、任命されるべき委員の數の二倍以上でなければならない。

(委員の欠格事由)

第一百九條 國會議員又は地方公共團体の議會の議員は、委員であることができない。

(委員の任期)

第一百十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は

前任者の就任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(事業からの隔離)

第一百十一條 委員は、任期中、いかなる形式においても道路運送に関する事業者團体に加入してはならず、且つ、道路運送に關する事業の役員となり、これらの事業の經營に參加し、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業の經營に影響を及ぼすおそれがあるほどの投資をしてはならない。但し、これらの事業が當該委員の屬する道路運送審議會が置かれる陸運局の管轄区域内において業務を行わない場合には、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業に投資することを妨げない。

五一

(委員の罷免)

第一百十二條 運輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、當該道路運送審議會の意見を徵し、これを罷免することができる。

(監査)

第一百十三條 道路運送審議會に監査を引き、委員の互選により選任する。

2 監査は、資務を總理する。

3 道路運送審議會は、あらかじめ、委員のうちから、監査に事故がある場合に監査の職務を代行する者を定めて置かなければなら

ない。

(議決方法)

第一百四條 道路運送審議會は、委員の過半数の出席がなければ、
議事を開き、議決をすることができない。

2 道路運送審議會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可
否同數のときは、會長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審
議會の決議があつたときは、當該事案に係る議決に參加するこ
とができない。

4 道路運送審議會は、關係行政廳の職員をその會議に出席させて
必要な説明を求めることができる。

(議事の記録)

第一百五條 道路運送審議會の議事の概要是、これを記録しなけれ
ばならない。

(公聴會)

第一百六條 道路運送審議會は、左に掲げる事項について必要があ
ると認めるときは、公聴會を開くことができる。

一 第百五條第一項の規定により附収された事項
二 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七號）第五十五條
第二項の規定により運輸審議會から、情報、資料若しくは意見
の提出、報告又は調査を求められた事項
3 道路運送審議會は、前項第一號に掲げる事項につき陸運局長の

指示若しくは道路運送審議會の定める利害關係人の申請又は同項
第二號に掲げる事項につき運輸審議會の要求があつたときは、公
聴會を開かなければならぬ。

3 公聽會において取り扱われた事項は、できるだけ速記の方法に
より正確に記録しなければならない。

(記録の閲覧)

第一百七條 第百十五條及び前條第三項に規定する記録は、一般か
らの甲出があつたときは、その閲覧に供しなければならない。

(調査等)

第一百八條 道路運送審議會は、その職務を行うため、必要がある
と認めるときは、左の各號に掲げる事項を行うことができる。
第三

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團體その他の
關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 關係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を
徵すること。

2 前項第一號の規定により出頭を求められた關係人又は参考人は、
政令の定めるところにより、旅費及び手當を請求することができ
る。

(庶務)

第一百十九條 道路運送審議會の庶務は、陸運局において處理する。

(省令への委任)

第一百二十條 この法律に規定するものの外、道路運送審議會の議事

規則その他道路運送審議會に關し必要な事項は、運輸省令で定め
る。

第九章 雜 則

五〇

(免許等の條件)

第一百二十一條 免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを變更することができる。

2 前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確實な實施を圖るため必要な最少限度のものに限り、且つ、當該道路運送事業者に不當な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(訴願)

第一百二十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政處のした處分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(職權の委任等)

第一百二十三條 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、左の各號の区分に従い、各々その號の定める下級の行政官に委任することができる。

一 第二章、第五章及び第七章に規定する職權については陸運局長又は都道府縣知事

二 第三章に規定する職權については陸運局長又は陸運局長及び都道府縣知事

三 第六章に規定する行政處は、左の各號に定める区分による。

一 旅客運車両運送事業に關する事項については都知事(特別区
ニ五)

の存する区域に限る。一又は市町村長

二 貨物運車両運送事業に關する事項については都道府縣知事

(地方公共團體の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業)
第一百二十四條 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業につき第
四條、第十八條(自動車の運行系統及び運行回数の變更に係るもの
に限る。)、第二十條、第四十一條又は第四十二條の規定による
處分をしようとする場合において、その路線が特別区の存する区
域内又は政令で定める市の区域内にあるときは、その区域内の路
線につき當該都知事又は市長の意見を徵しなければならない。
(道路運送に關する團體)

第一百二十五條 道路運送事業者その他の自動車若しくは輕車両を使

用する者が道路運送の振興を圖るため組織する団体は、その成立の日から三十日以内に省令に定める事項について運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の団体が解散し又は前項の規定により届出をした事項に變更を生じたときは、その解散又は變更の日から三十日以内にその旨を運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一號）の規定の適用に影響を及ぼすものと解釋してはならない。

（報告及び検査）

第二十六條　當該行政廳は、第一條の目的を達成するため必要が

五六

あると認めるときは、道路運送事業者その他の自動車若しくは軽車両を所有し若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、省令で定める手續に従い、事業又は自動車若しくは軽車両の所有若しくは使用に關し、報告をさせることができる。

2 當該職員は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、道路運送事業者の事業場、自動車若しくは軽車両の所有する場所又は自動車に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は關係者に質問することができる。

3 前項の場合には、當該職員は、その身分を示す證票を携帶し、且つ、關係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釋してはならない。

(自動車に関する表示)

第一百二十七條 自動車（自家用自動車たる軽自動車、乗車定員九人以下の乗用の自家用自動車、自家用自動車たる特殊自動車その他運輸省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名稱又は記號その他の運輸省令で定める事項を見易いように表示しなければならない。

第十章 罰則

第一百二十八條 左の各號の一に該當する者は、二十万圓以下の罰金に處する。

一 第四條第一項の規定に違反して自動車運送事業を經營した者
二 第三十六條（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第四十七條第一項の規定に違反して自動車道事業を經營した者
第四百二十九條 在の各號の一に該當する者は、五万圓以下の罰金に處する。

一 第八條第一項又は第六十一條第一項の規定により認可を受け

- てしなければならない事項を認可を受けないでした者
- 二 第九條～第七十二條において準用する場合を含む。」の規定に違反して運賃又は料金の割戻をした者
- 三 第四十三條～第七十二條において準用する場合を含む。」の規定による事業の停止の處分に違反した者
- 四 第八十條第一項の規定に違反して自動車運送取扱事業を經營した者
- 五 第十條又は第十一條の規定に違反した者
- 六 第九十六條において準用する第三十六條の規定に違反した者
第一百三十條 左の各號の一に該當する者は、三万圓以下の罰金、拘留又は科料に處する。
- 三六
- 一 第十二條第一項・第十八條第一項・第二十條第一項・第二十四
條第一項・第三十七條第一項・第三十八條第一項～第七十二條
において準用する場合を含む。」、第四十一條第一項～第七十
二條において準用する場合を含む。」、第五十四條第一項～第
六十七條～第七十五條において準用する場合を含む。」及び第
七十五條において準用する場合を含む。」及び第六十二條第一項、
第六十三條第一項～第七十五條において準用する場合を含む。」、
第六十六條第一項・第八十六條第一項～第九十五條において準
用する場合を含む。」、第八十七條第一項～第九十五條におい
て準用する場合を含む。」、第一百一條第一項又は第一百二條第二
項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項

を許可又は認可を受けないでした者

二 第十九條第二項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第五十五條（第七十五條において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第九十一條の規定による命令に違反した者

三 第十五條、第十六條、第六十五條、第九十條又は第一百一條第一項の規定に違反した者

四 第三十二條第四項（第七十二條及び第九十六條において準用する場合を含む。）、第九十八條第一項又は第一百三條第一項の規定による處分に違反した者

五 第九十三條第一項の規定による事業の停止の處分に違反した者

ヨル

六 第九十七條の規定により届出をしなければならない事項を届出をしないでした者

七 第百二十六條第一項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者

八 第百二十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し陳述せず若しくは虚偽の陳述した者
第一百三十一條 第五十七條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）第亜八條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第六十條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）の規定による認定せしりないで自動車道の供用を

開始した者は、三箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

但し、第五十九條第一項～第七十五條において準用する場合を含む。の規定により自動車道の一部につき検査を受けた者がその部分につき供用を開始した場合は、この限りでない。

第一百三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する自動車若しくは軽車両に關し、第一百二十八條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第一百三十三條 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、

これを五年以下の懲役に處する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第一百三十四條 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉覆させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に處する。

2 前項の罪を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に處し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に處する。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第一百三十五條 第百三十三條の罪を犯し因つて自動車を轉覆させ、又は破壊した者も前條の例による。

第一百三十六條 遺失に因り第一項又は第二百三十四條第

一項の罪を犯した者は、これを三千圓以下の罰金に處する。その
業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁こ又は五
千圓以下の罰金に處する。

第一百三十七條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の
罰金に處する。

罰金に處する。

一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行
を妨げた者

二 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者
第一百三十八條 左の各號の一に該當する者は、三万圓以下の過料に
處する。

一 第十三條、第四十一條第五項（第七十二條において準用する
場合を含む。）、第六十四條、第八十八條（第九十五條において
準用する場合を含む。）又は第一百二十七條の規定による掲示
若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくば表示をしたとき。

二 第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條、第二十八條、
第二十九條第一項、第四十五條第二項、第六十八條第四項（第
七十五條において準用する場合を含む。）、第八十九條第一項、
第九十二條第二項から第四項まで（第九十九條において準用す
る場合を含む。）、第一百條又は第一百二十五條の規定に違反した
とき。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、第十條及び第十一條の規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

理 由

道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立することにより道路運送の総合的な整運を圖り、もつて公共の福祉を増進するため、道路運送法を廃止し、新たに道路運送及び道路運送事業に関する規律を定める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

運輸省

道路運送法案
道路運送法施行法案 說明資料

昭和二十六年三月

日

内 容

- 第一 道路運送法案及び道路運送法施行法案提出理由説明(一頁)
- 第二 道路運送法案要綱(三頁)
- 第三 道路運送法施行法案要綱(二二頁)
- 第四 道路運送法案及び道路運送法施行法案引用及び参照條文(一四頁)
- 第五 道路運送法案及び道路運送法施行法案参考資料(一八〇頁)

第一、道路運送法案及び道路運送施行法案の提出理由説明
只今より道路運送法案及び道路運送施行法案の提出理由を御説明申し
上げます。

現行道路運送法の実施以来、三箇年の経験に鑑みまして、その不備欠陥
を是正して、道路運送事業の適正な運営と公正競争を確保するとともに
て、道路運送の秩序を確立して、道路運送の総合的な発展をはかる目的
をもって、所末案を提出致しました。その骨子とするところは次の通り
であります。

第一に、自動車運送事業の種類を実態に即應するよう改めました。現
在は、運送契約の形式を基準とする分類をとつておらず、貨物自動
車事業につきましては、実態に適合しないうらみがありりますので、路線
と區域という、事業の地理的な運営形態による分類をとりました。二の
外に旅客、貨物とも、自動車の大きさによる分類をも併用致しました。
そのため、一様事業は現在二種類でありますのが大種類になります。

第二に、各種の免許、許可、認可等についての基準を、法律に明りかに

定めました。既中、免許基準については、現在の運輸省告示によるもの
に検討を加えました。併不可缺のものを法律に定めて、行政の民主化
を図りました。

第三には、運賃料金に關して新しく制度を採り入れたことであります。
即ち先づ自動車運送事業全般について運賃料金は一定額を以て明確に定められなければならない
こと、致し、次に貨物自動車運送事業について運賃料金を引渡すまでに
運賃料金を收受しなければならないこと、致しました。二枚目は共に利
用者の個々に対する不当な差別的な取扱を防止し、業者間の不当な競争
を防止する観地から、是非とも必要であります。が、同様の趣旨から旅客事業の運賃
の算定等にし、乗客をもつて加えて規定致しました。

第四に、從來法令で規定して居りました、從業員の服務、旅客の禁止行
為、その他の事項を自動車運送事業の公天の運営を確保するため新た
に本件事項としたことであります。が、同様の趣旨から旅客事業の運賃等
の算定等にし、乗客をもつて加えて規定致しました。

第五に、自動車道用係の制度であります。高速度交通に対する保安のため、検査管理等の制度を整備する外、機動自動運送車両に準じて改正致して居ります。

第六には、國の經營する自動車運送事業者にへこまして、日本国有鉄道が公営企業体に移した事情等を勘案して、運賃の認可率等は事業計画の変更の認可等、民営事業との調整とはかるたの改革も車両を、新たに適用することに致しました。

第七は、自動車運送取扱事業に関する制度を新たに設けた事であります。これは、路線貨物自動車運送事業に附隨するあらかじめ業であります。路線貨物自動車運送事業の発達に伴つて、大都市において急速に発達しつつありますので、一般公衆の利益の保護の見地から、登録制を採用致しました。

第八は、自家用自動車の共同使用、有償運送等の制度に所要の改正を加えまして、自家用車の營業類似行為を取締り、輸送秩序の維持を期すとして居る事であります。

第九は、道路運送審議会制度であります。現在の組織や、運送はますしも適正ではないので、委員定数をこれまでの二十七名から四十九名に減少致し、その仕業方法も、都道府県和市町村の皆数推薦の方法を採る外、委員が、直轄運送に附連する車両の經營に参加したり、報酬を受けたり、授資したりするなどを禁止する等、所要の修正を加えて居ります。

第十は、車両の整備に関する事項を、別個に、道路運送車両法として、本法から独立させた事であります。

以上が道路運送法案及び道路運送法施行法案の大要であります。この法律を施行するための経過措置を、道路運送法施行法案として規定致しました。

我が現行の道路運送法は、本法案が成立すれば廢止されることになつて居ります。

以上が道路運送法案及び道路運送法施行法案の提出理由の御説明を終りましたが、道路運送の総合的な発展とは何ぞ、もつて公共の福祉を増進致し得すには、是非ともこの両法案が必要でありますから、何卒充分な御審議を仰願いたす次第であります。

第二 道路運送法案要綱

二、一次

要旨

- (一) 免許基準の明示等
- (二) 自動車運送事業の種類の実態化
- (三) 通貨・料金制度の公正化
- (四) 旅客、荷主の便益の確保
- (五) 自家用自動車の適正使用
- (六) 自動車道及び自動車道事業の保安度の向上
- (七) 國の經營する自動車運送事業と民營自動車運送事業との調整
- (八) 自動車運送取扱事業の登録
- (九) 道路運送審議会制度の適正化
- (十) 道路運送事業法との関連

道路運送法案要綱

一、主旨

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号、昭和二十三年一月一日施行）を実施してから三十耳を経過したが、その間にあけられかた社会経済情勢の著しい変化に伴つて、道路運送の面においても、乗合自動車運送事業の急速なる発展、あるいは観光自動車運送事業の勃興、貨物自動車における、東京、名古屋間の如き長距離路線事業の出現、小型貨物自動車の激増、及び自家用自動車の増加等、急激なる歩発達を示し、其運用の上にも多くの問題を生ずるに至つた。よつて、これらの実情に対應して、其の不備欠陥を補正し、道路運送における利用者公眾の利便の増大と道路運送の総合的且つ健全な發展を図ることにより、道路運送における公共の福祉を更に増進する措置が必要であるので、二、二に司法を全面的に改正することにした。

二、要目

免許基準の明示等

從來国民の権利義務に密接な關係を有する免許の基準は、告示に該つてゐたのであるがこれを法例に明示し（第六條）、想定のなかで許可、認可等の基準もあわせて法律に規定した。

二 自動車運送事業の競争の実態化

最近に於ける觀光大型自動車の勃興により、一般旅客自動車運送事業を兼ねる自動車運送事業の外に、乗合客員十人を境に貸切旅客（大型客車）と乗用旅客（タクシー、ハイヤー）とに區別し、一般貨物自動車運送事業を長距離路線事業の發達に対應して、路線事業と区域事業とに區別し、更ニ小型貨物自動車運送事業を独立の事業種別とした。（第三條）

三 亂獲、料金制度の公正化

交通規則の公共性に小人乗車、鐵道、運送料金制度の如く、一定額の運賃料金を相場に定め（端八條）、更に貨物自動車運送事業においては、運送貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、料金を收受しなければならぬことにして（第十條）、利用者の困乏に対する不当な差別等

を禁止した。

なお、右の制度は運賃料金に関する割合統制令による統制額が存する所以、適用し得ること、すると共に（附則）、適用後においても、内閣國の商情寫て、世説各界に又示す影響等を考慮して、貨物自動車運送事業においては、定路線事業の外に、万が一、年間定期することにしている（附則第十五条、第十六條）。

四 旅客、荷物の便益の確保

自動車運送事業者に対するは、運賃料金制度を公正にすることの外、運賃料金及び各種運送條件等の掲示（第十三條）、自動車に対する商号其他の表示（第百二十七條）、從業員の被濟院（第二十六條）等の義務を法律に規定することと共に、最近における乗合旅客自動車の重大政にかんかん、特にこの乗合の運送者の命令、経験その他の資格要件について規定を設け（第十七條）、利用者の便益を確保する二点にした。

なお、事業の本旨については、資材事情も好軒を見たので、道路損

壤等與にやもき得ない場合の外は、一律を最大速度とする二とにした(第百十一條)。

(五) 自家用自動車の適正使用

免許車業として幾多の義務を負担する車業用自動車との权衡かつ見て、これと同様する面においては、当家用自動車の使用にも、必ずる範囲において、規制を設ける要があるので、有償運送の禁止を明確にする(第百一條)とともに、共同で使用する場合に日許可を交付はければならないことにした(第百條)。

(六) 自動車道及び自動車道事業の保安度の向上

自動車道及び自動車道事業については、自動車運送事業に対する改正の趣旨に準じて措置することと共に、特に保安度の向上を因りて専門技術的の見地考慮を用いた(第五百一一条、第五十一条からの第六十条まで、第六十三条)

(七) 国の公営する自動車運送事業と民営車業との調整

特に国有鉄道の公営する自動車運送事業は、公営企業体への移行と

三、内

ともに、その性格を企業的に改められたので、從業除外していれた車業計画、運賃料金等に因する現状を新たに適用することにして(第七十七條)、民営車業との調整を図った。

(八) 自動車運送取扱車業の登録

定路線貨物自動車運送車業の急激なる発達に伴い、その末端において、自動車運送事業者と荷主の間に立つ卸業者、特に大都市において著しい發達を示すに到つたので、これを登録車業として(第八十條)、その運賃料金(亦八十五條)、及び取扱約款(第八十六條)等を認可車業として、荷主公営を保護することにした。

(九) 道路運送審議会制度の適正化

二の制度の簡素化にしつ公正な運営を圖るために、委員選拔を從業者十七名から四十九名に半減する(第三十六條)と共に、任命方法において著しい発達を示すに到つたので、これを登録車業として(第八十條)、なお、司会議員及び地方公共団体の議員を欠格者として(第八十八條)、道路運送に對する車業からの兩權についても、嚴格

(十) する規定を設けた。然るに十條。

自動車の検査、整備及び登録に関する規定は、前く道路運送車両法を制定するのでこれに譲り、二の改訂がつゝ開除した。

第三 道路運送法施行法案要綱

一 主旨

道路運送法の実施のため、他の法令の改廃や整備的措置を定める
ことを目的とし、道路運送支施行法を制定することにした。

二 要目

(一) 他の法令の改廃

現行の道路運送法は、新法施行の際廢止する。(第一條)。

道路運送法に特に關係のある輸送業者等法事については、
部分的・技術的に一部の修正を行う。(第二条から第七条まで)
(二) 道路運送審議会に関する経過措置

現行法に基く道路運送審議会は、一應解散する(建前をとり)
、新法施行の際、現行法に基く道路運送審議会委員は、辞令
を用いることなく退職することにした。(第九條)。

新委員の任命いたための推薦等は、新法施行前にも行之ることにして（第八條）、制度切替の田舎を期しくる。

(三) その他の過渡措置

施行法による处分等は、原則として新法に上つたもののみなすこととした。（第十一條）

運賃定期制、自動車運送取扱業者等の新制度実施のたのには概ね三箇月の猶予期間を設けて（第十四條、第二十三條）、同時に認可申請、登録申請等をさせて、それらに対する認可、登録等の通知を受ける日から新制度の適用を交換せることとした。

区域を定める貨物自動車運送事業については、運賃の定期制と現払制の実施について一年の猶予期間を設け、この制度の国和徹底を図かることにした。（第十五條、第十六條）

第四 道路運送法案及び道路運送法施行法案
引用及び参考條文

内 容

- 一、道路運送法
- 二、道路運送法施行令
- 三、道路運送法施行規則
- 四、道路運送法施行に関する取扱方
- 五、自動車運送事業免許基準
- 六、自動車運送事業運輸規程
- 七、自動車道構造設備管理規程
- 八、自動車運送事業補償規則
- 九、通運事業法（抄）
- 十、通運事業法施行規則（抄）
- 十一、通商省設置法（抄）
- 十二、道路運送車両法案（抄）
- 十三、道路法（抄）
- 十四、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

- 十五、道路交通取締法（抄）
十六、道路交通取締令（抄）
十七、一般職の職員の給与に関する法律（抄）
十八、人事院規則及び人事院細則（抄）
十九、地方自治法（抄）
二十、地方自治法施行規程（抄）
二十一、刑法（抄）
二十二、物価統制令（抄）
二十三、物価統制令施行規則（抄）
二十四、土地公用法（抄）
二十五、事業者団体法（抄）
二十六、日本国有鉄道法（抄）
二十七、郵便物運送委託法（抄）
二十八、外国人の事業活動に関する政令（抄）
別表
道路運送法案
道路運送法条文对照
道路運送法目次
第一回
第一章 総則
第二章 監理
第三章 自動車運送事業
第四章 軽車両運送事業
第五章 自動車道及び自動車道事業
第六章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業
第七章 自家用自動車の使用
第八章 車両
第九章 刑則
附則

以上

○ 道路運送法（昭和二十二年十二月十六日
法律第百九十一号）

改正 昭二三・七八一法二三、昭二四・五三一法一五七、昭二四・一・一法二四一、昭二四・二・一法二四二、昭二四・三・一法二四三

（一）
第一條 この法律は、道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

（この法律の目的）

第一條 この法律は、道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

(2)

(定義)

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をいい。自動車運送事業とは、他人の需用に応じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい。軽車両運送事業とは、他人の需要に応じ軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい。軽車両とは、自動車及び軽車両をいい。自動車とは、原動機により道路上を運行する用具と命令の定めるものをいい。軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい。道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

この法律で、自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを利用した自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路（一般自動車道）及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路（専用自動車道）をいふ。

第二章 監理**（行政庁）**

第三條 行政庁は、この法律の規定するところに従い、道路運送に関する第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

第四條 この法律中主務大臣とあるのは、自動車道事業に關しては運輸大臣及び建設大臣、その他に關してはこの法律別段の定のある場合を除いて、運輸大臣とする。

この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分

分に従い、各々その号に定める下級の行政庁に委任することができる。

一 第三章及び第七章に規定する職権については陸運局長又は都道府県知事

二 第五章に規定する職権については陸運局長及び都道府県知事

第四条、第五章及び第八章に規定する行政庁は、政令の定める場合を除いて、左の各号に定める区分による。

一 貨物軽車両運送事業に関する事項及び自動車に関する第八章に規定する事項については陸運局長

二 旅客軽車両運送事業に関する事項及び旅客軽車両に関する第八章に規定する事項については都の区の長又は市町村長

三 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に関する事項については都道府県知事（免許等の條件）

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附すことができる。

前項の條件は、公其の福祉を確保するため必要があるときは、これを変更することができる。

（調査及び査検検査）

第六條 当該行政庁は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他の車両を所有し、若しくは使用する者、自動車道事業者又はこれらの方の組織する団体は、事業又は車両の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることがである。

当該行政庁は、必要があると認めるときは、当該官吏更員は事業場その他の場所に査検し

事業若しくは車両の所有若しくは使用的の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることがでざる。

前項の場合には、当該官吏吏員は、その身分を示す證票を携帶しなければならぬ。

(重複検査官)

第八條 当該行政庁は、所部の官吏吏員の中から車両検査官を命ぜ、第八章の規定による質権の行使を補助させることがでざる。

車両検査官は、必要があると認めるときは、車庫その他車両の所在すると認める場所に臨檢し、車両を検査し、又は質問をすることができる。

前項の場合には、車両検査官は、その身分を示す證票を携帶しなければならぬ。

(道路運送審議会)

第八條 この法律の適正な運用を図るために、道路運送審議会を置く。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会の委員は、各都道府県知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを命ずる。

前項の各都道府県知事の推薦すべき人員は、都道府県にあっては二人、北海道にあっては若干人とする。

官吏又は吏員であつた者は、その退職後一年間は道路運送審議会の委員となることができない。

大臣が、これを命する。

(5)

(一)

三、自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承認

道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、関係行政庁に建議をすることがである。

道路運送審議会は、その職務を行うため必要なときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる。

道路運送審議会は、その職務を行うため必要なときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託することがである。道路運送審議会は、第十三項の規定による職務を行うには、事件関係人又は参考人に対し、出面を求めてその意見又は報告を徵しなければならない。

この法律に規定するもの外、道路運送審議会の組織、運用その他の道路運送審議会に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

(新編)

第九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政庁のした命令に不一致のある者は、新規をすることができる。

第三章 自動車運送事業

(自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）
- (一) 一般乗合旅客自動車運送事業

(内)

324

- (二) 一般貸切旅客自動車運送事業
 - (三) 一般積合貨物自動車運送事業
 - (四) 一般貸切貨物自動車運送事業
- 二 特定自動車運送事業（特定の者の専用に応じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業）
(一) 特定乗合旅客自動車運送事業
(二) 特定貸切旅客自動車運送事業
(三) 特定積合貨物自動車運送事業
(四) 特定貸切貨物自動車運送事業

(免許)

第十一條 自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところより 事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならぬ。

前項の免許は、前条に掲げる種類ごとに、これを受けなければならぬ。

(運送事業者の特則)

第十一條の二 自動車を使用して運送事業を經營することの免許を受けた者又は運送事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第一三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第十一條第一項、第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條第四号及び第三十二條の規定の適用については、その種類について運送事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

(→)

「免許基準」

第十二條 王務大臣は、自動車運送事業の免許を廃し妥当と認めたときは、これを公示しなければならぬ。

王務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならない。

一、事業を經營しようとする者が一年以上の旅役又は烹調の刑に処せられた者ごとの執行を終り、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過しないものであるとき。

二、事業を經營しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三、事業を經營しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四、事業を經營しようとする者が法人である場合において、その法人の役員は前三号の一に掲げる事由のあるとき。

五、事業を經營しようとする者の資力信用が不充分なため事業の確實な經營が著しく困難であると認められるとき。

六、当該事業の經營に因り公社の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

（物品の附隨運送）

第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附隨して物品を運送することができる。

34 3外

「運賃及び料金」

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより主務大臣の認可を受けなければならない。

（運送約款）

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送條件及び運送に関する事業者が責任に關する事項を定めなければならない。

（運送條件及び運送約款の公示）

第十六條 運賃、料金その他の運送條件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

（運輸開始）

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

専用自動道を用いて自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由は因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとさ、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないとときは、主務大臣は、申請に

(→)

因り期間を伸長することができること。

（一）
「公共の福祉に反する行爲の禁止」

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送條件によることを求めるその他公共の福祉に反する行爲をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行爲があるときは、自動車運送事業者に対する當該行爲の取上その他の公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることができる。

（二）
「運送引当額の認可」

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一、当該運送は、周し旅客又は荷送人から特別な負担を認められたとき。

二、当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三、天災その他のむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四、前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

（三）
「物品運送の順序」

第二十条 物品の運送は、その申込の順序により、これを行なわなければならぬ。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

（四）
「事業計画等の変更」

第二十一条 自動車運送事業者は、事業計画、運送約款又は專用自動車道の工事方法を変更しよう

（五）
「内」

うとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。
（六）
「運輸及び会計」

第二十二条 自動車運送事業者は、その他の運輸業者と連絡運輸若しくは共同經營に因する契約その他の運輸の協定をし、又はこれを変更する時は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

（七）
「定め」

（八）
「運輸に関する協定」

第二十三条 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは通運事業者と連絡運輸若しくは共同經營に因する契約その他の運輸の協定をし、又はこれを変更する時は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

（九）
「事業改善の命令」

第二十四条 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要なときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ぜ得ること。

一、事業計画、運賃、料金その他の運送條件、運送約款又は專用自動車道の工事方法を変更すること。

二、他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、運送運輸、共同經營又は運輸に関する協定をすること。

三、旅客又は物品の運送に関する損害につき保険に付すること。

四、前各号に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その東流方法又は各事業者が收得し、若しくは買取すべき金

國立公文書館
National Archives of Japan

国 立 文 書 館
National Archives of Japan

۱۶۰

前項の規定による裁定に係る金額は不取の及る者は、他の店業者に対する

とを知った日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。
（私的強占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第二十五條 第二十三条の認可を受けて行う正当な行戻及以前未達
置更古未旨之りを許す

共同経営及び運動に関する規定に関する部分に限る。」の規定による命令によつて行う正当な行爲には、昭和二十二年法律第五十四号の規定を適用しない。
（運送に関する命令）

事業者に対する運送すべき荷物若しくは物品及び運送條件を定めてその運送を命じ 又は承
認若しくは物品を定めてその運送を制限し 若しくは禁止することとする。

対し、旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命することができる。
（右義の利用、事業及び車輛の貸借並びに事業の管理の委託）

自動車運送事業者の中には、自動車運送事業を經營するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の算定について

卷之六

主務大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の管理の委託及び受託に付し必要な事項は、命令にてこれを定める。
（事業の譲渡等）

自動車運送事業を經營する会社の合併又は解散に因する株主総会若しくは社員総会の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自衛車運送事業者が死亡したときは、相続人は 免許に基く権利義務を承継する。

（地方公共団体の区域内における乗合旅客自動車運送事業）

二十九條　主務大臣は、事業区域が東京都の区に存する区域内又は政令で定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一条、第十四条、第二十一条、第二十三条、第二十七条第三項又は前条第一項第二項若しくは第五項の規定による区分をするには、都

知事又は当該市長の意見を徵しなければならぬ。
（事業の停止及び免許の取消）

の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる

三

(44) 一 この法律 この法律に基く命令若しくは处分又は免許 許可若しくは認可に附し及條件
れ違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事業を故なく実施しないとき。

三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行為をしたとき。

四 事業経営の不確実又は資産状態の著しい不良その他の理由に因り事業を継続するのに適
しないとき。

(免許の失効)

第三十一条 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第十七条第一項の期間内に運輸を開始しないとき。
- 二 第十七条第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
- 三 第十七条第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。
- 四 事業の廃止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二条 特定自動車運送事業には、第五条乃至第十七条、第十九条、第二十条、第二十一
一条(事業計画に関する部分を除く。)、第二十八条第五項及び前条の規定を適用しない。
特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、運輸なくして三箇
月以上届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があつ
た時 にその効力を失う。

第四章 軽車両運送事業

(事業に因る届出)

第三十三条 軽車両運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画
を具えて行政庁に届け出なければならない。事業計画を変更しようとするときも同様とする。

第三十四条 軽車両運送事業者は、左の場合は、命令の定めるところにより、運輸なくこれ
を行政庁に届け出なければならない。

一 他の運送事業者と連絡運輸者しくは共同經營に関する契約その他運輸に関する協定をし、
又はこれを変更したとき。

二 事業を譲り受けたとき。

三 会社の合併又は解散があつたとき。

四 相続による事業の承継があつたとき。

五 事業を休止し、又は廃止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五条 軽車両運送事業者は、行政手続 命令の定
めることにより、その事業の停止を命ずることができ。

(準用規定)

第三十六条 軽車両運送事業者は、第十八条及び第二十四条乃至第二十六条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるもの
とする。

(16)

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十ニ條 自動車道事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならぬ。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他のいかを得ない事由は因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

第四十条 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に一般自動車道の工事を着手し、これを完成しなければならない。

前項の期間の半数以上は、前条第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のためにする土地の立て及び使用)

第四十一條 自動車道に関する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政庁の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

△△△

前項の規定により立て又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者にその通知をしなければならない。
 第一項の規定によろ立て又は使用に因つて生じた損害は立て又は使用の後、運送者又は事業者がおいてこれを補償しなければならない。
 前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立て又は使用に因り通常主すべき損害とする。

第三項の規定による補償について協議が調わないときは、行政庁は、申請に因りこれを裁決する。

前項の規定による裁定は原る補償金額は不服のある者は、裁定のあつたことを知った日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(自動車道の使用料金)

第四十二条 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければ、その使用を開始してはならない。

(一般自動車道の使用料金)

第四十三条 自動車道事業者は、命令の定める正当な理由のある場合は、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計画及び工事方法の変更)

第四十四条 自動車道事業者は、事業計画又は一般自動車道の工事方法を変更しようとすると

きは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(自動車道の構造、設備及び管理)

第四十五条 自動車道の構造、設備及び管理に廻し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業改善の命令)

第四十六条 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に對し、左の掲げる事項を命ずることがである。

- 一 事業計画又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を変更すること。
- 二 一般自動車道又はその附屬物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七条 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第三十九条第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
- 二 第三十九条第一項の規定による申請に對し不認可の処分を受けたとき。
- 三 事業の廢止の許可を受けたとき。

(準用規定)

第四十八条 自動車道事業者は、第十六条(運送条件に関する部分)に限る)、第二十二条(会計に関する部分)に限る)、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定を準用する。

(自動車道に接続する道路等の整設)

第四十九条 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを判断して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、隧道、索道等を建設しよ

うとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の使用又は変更を命ずることがで、前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が認めないとときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一条第三項及び第四項の規定を、前項の場合には第四十一条第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業

(事業の經營)

第五十条 國において自動車運送事業又は自動車道事業を經營しようとするときは、当該官庁は、主務大臣に協議をしなければならない。

国において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六条、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条へ会計に関する部分は限る)、第二十三条乃至第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第二項、第三十七条乃至第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十六条、第四十七条及び第四十八条(第十六条の規定の準用に関する部分を除く)の規定を適用しない。

(補償)

第五十一条 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にす

る自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。既存路線のみにつき事業を継続するにとどまつてはならず、政令は、政令を変えるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。既存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。

第七章 自家用自動車の使用

（有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第五十二条 自家用自動車運送事業用自動車以外の自動車（以下「自家用自動車」といふ）は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。

自家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。

（使用の制限及び禁止の処分）

第五十三条 主務大臣は、自家用自動車（命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。）の使用がこの法律の目的に照らし適正でないと認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章 車両

（車両の検査）

第五十四条 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両（以下「旅客軽車両」といふ。）は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政庁

6外

（車両の検査を受けるなければならない。）

行政庁は、前項の検査の結果車両が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車両検査證を交付し、且つ、車両番号を看定しなければならない。

第一項に規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査證を備え付け、且つ指定された車両番号を表示したるものでなければ、これを使用してはならない。

車両検査證及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

車両検査証の書換、再交付及び返納に因し必要な事項は、命令でこれを定める。

（車両の整備）

第五十五条 自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備をしなければならない。行政庁は、前項に規定する車両が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命することができる。

行政庁は、前項の規定による命令に従わない者は当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができるとする。

行政者は、前項の規定による命令に従わない者は当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことを命する。

（自動車の登録）

第五十六条 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政庁の登録を受けなければならぬ

八

三九

行政官庁は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録證を交付しなければならない。自動車を運転するには、当該自動車の自動車登録證を携帶しなければならない。

本法に定めるものの外、登録並びに自動車登録證の書類、再交付及び返納は廻し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰則

第五十七條 第十一条又は第三十七条の規定に違反して事業を經營した者は、これを一萬円以下の罰金に処する。

第五十八条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項へ第四十八条において準用する場合を含む。の規定に違反した者も同様とする。

二 第三十条へ第四十八条において準用する場合を含む。の規定による停止の処分に違反した者

三 第四十二条又は第五十六条第一項の規定に違反した者

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘禁又は科料に処する。

一 第五条の規定により附された条件又はその条件に基いてした処分に違反した者

六 内

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に崩し、第五十七条乃至前条へ第五十九条第七号を除く。の違反行轍をしたときは、行思者を罰する外、その法人又は人々対しても、各本条の罰金刑又は斟酌刑を科す。

第六十二条 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめ反者は、これを五年以下の懲役に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第六十三条 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を強奪させ、又は破壊しなら者は、これを十年以下の懲役に處する。

前項の罪を犯し因つて人と傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に處し、死亡させ反者は、これを無期又は三年以上の懲役に處する。

第一項の未遂罪は、これを罰する。

第六十四条 第六十二条の罪を犯し因つて自動車を強奪させ、又は破壊しなら者も前条の例による。

第六十五条 運失は因り第六十二条第一項又は第六十三条第一項の罪を犯した者は、これを三百円以下の罰金に處する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁錮又は五百円以下の罰金に處する。

第六十六条 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の罰金に處する。

一 乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げ反者

334 / 外

333

二 乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十ニ条 道路運送事業者及び自動車事業者は、左の各号の一に該当するときは、これを三千円以下の罰金に處する。

一 第十六条へ第四十八条において準用する場合を含む。の規定による公示をせず、又は差傳の公示をしないとき。

二 第二十二条へ第四十八条において準用する場合を含む。又は第四十五条の規定に基づいて発する命令により許可を受くべき事項をこれを受けないとしたとき。

三 第二十二条へ第四十八条において準用する場合を含む。又は第四十五条の規定に基づいて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第三十二条第二項又は第三十四条の規定に違反したとき。

附 則

第一条 第一項乃至第三項、第四項第二項乃至第四項及び第五項へ第十八章に關する部分に限る。第六条へ車両の所有及び使用に關する部分に限る。、第七条、第八条、第五十四条乃至第五十六条、第九十九条第二項第三号第六号第七号、第六十条、第六十一條附則第三條第一項へ昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令に關する部分に限る。並びに第四条の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八条の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運賃及び料金に関する法令の立案、制定及び改正についての第八条第十三項第一号の施行の期日は、物価統制令が効力を失う日の翌日とする。

前二項の規定により施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九条中第十四条の規定による区分に廃する部分の施行の期日は、物価統制令が効力を失う日の翌日とする。

第二条 自動車交通事業法は、これを廢止する。

第三条 旧法、旧法に基いて発する命令又は昭和八年勅令第二十三号自動車取締令により、した過分、手続その他の行員は、この法律中これら相当する規定がある場合は、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみます。

第三十三条の規定施行の際現に整車再輸送事業を經營する者は、同条の規定施行後三箇月以内に、同条の規定による届出をすれば足りる。

第四条 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会は、解散する。

第五条 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会の清算及び課税、附則第二条の規定施行の際現に存する自動車交運事業財團並びに同条の規定施行前にした行員に対する罰則の適用については、旧法は、同条の規定施行後でもなおその効力を有する。

第六条 路上交通事業調整法の一項を次のよう改正する。

第一条中、「旅客自動車運輸事業」を「路線ラ定期一般乗合旅客自動車運送事業」と改める。

四四

第九條中「自動車交運事業法」を「道路運送法」に改める。

第七条 国有鉄道事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第八条 第一項第三号中「旅客自動車運輸事業では事業区間を定める貨物」を削る。

第九条 商工組合中央金庫法の一項を次のように改正する。

第一條第一項中「貿易組合联合会、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合联合会」を「及貿易組合联合会」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合联合会」を削り、同條第三項及び第四項中「貿易組合联合会又ハ自動車運送事業組合联合会」を「又ハ貿易組合联合会」に改める。

第七条第一項中「貿易組合联合会、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合联合会」を「又ハ貿易組合联合会」に改める。

第九條 登録税法第十九條第七号中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合联合会」及び「自動車交通事業法」を削る。

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合联合会の認定については、上記前の例による。

第十條 第八條の規定施行後最初にその地位に就く道路運送委員会の委員の任期は、政令の定めるところにより、これを二年未満の短縮することをできる。

四九

附 則（昭二三・ヒ・ハ）一法一一三、建設省設置法附則、
この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

附 則（昭二四・五・ミ）一法一五六、運輸省設置法附則、
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。以下略

附 則（昭二四・ニ・セ）一法二四一、通運事業法附則、
この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

附 則（昭二四・ニ・ニ）一法二六〇、
この法律は、公布の日から施行する。

○道路運送法施行令（昭和二十二年十二月二十九日） (政令第三百二十号)

改正 昭二三・五・セ一政令一〇六、昭二三・六・一六一政令一六六、昭二四・五・ミ一政令一七〇、昭二四・五・セ一政令一七一、昭二四・五・セ一政令一七二、昭二四・五・セ一政令一七三、昭二四・五・セ一政令一七四、昭二四・五・セ一政令一七五、昭二四・五・セ一政令一七六、昭二四・五・セ一政令一七七

第一條 道路運送法第八條の規定は、昭和二十三年一月二十日から、これを施行する。

第二章 施行期日

第一項 第二章 削除

第二條 第五條 別除

第三章 道路運送審議会

第六條 運送審議会の名稱及び委員の數は、左の通りとする。

東北道路運送審議会	十六人
中國道路運送審議会	十四人
近畿道路運送審議会	十二人
東海道路運送審議会	八人
四國道路運送審議会	八人
九州道路運送審議会	十四人
信越道路運送審議会	八人

東北道路運送審議会

八八

北海道道路運送審議会

七人

第七條 道路運送審議会へ以下審議会といふは、必要があるときは、道路運送に関する政策につき調査審議し、陸運局長はその成案を提出することができる。

審議会は、必要があるときは、陸運局長は道路運送法の施行に關し左に掲げる事項につきその成案を提出することができる。

- 一 免許、許可若しくは認可又はこれらの趣分の取消若しくは変更
- 二 公共の福祉に反する行為か取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置
- 三 事業改善の命令、運送に關する命令又は事業停止の命令

第八條 制除

第九條 委員長は、審議会の議事を整理し、秩序を保持しその他会務を總理する。

審議会は、予め委員のうちから、委員長が事故のある場合は委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

第十條 審議会の招集は委員長が、これを行う。

委員長は、審議会を招集する時は、少くとも一週間前で議案を具えて日時及び場所を委員に通知するとともに、陸運局長にこれを通告しなければならない。

第十一條 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

審議会の議事は、出席者の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

特定の議案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該議決に参加することができない。

第十二條 陸運局長は、審議会の同意を得て、審議会に出席して意見を述べ、又は部下の官吏を審議会に出席させて意見を述べさせることができる。

第十三條 審議会の議事の整理は、これを記録しなければならない。

第十四條 審議会は、その議案となつた事項については、部内専係事項を除いて、公序会を開かなければならぬ。

前項の場合には、委員長は少くとも一週間前に、公序会において意見を聽こうとする事項並びに公序会を開く日時及び場所を公告するとともに、陸運局長にこれを通告しなければならない。

公序会の経過は、速記の方法によりこれを記録しなければならない。

第十五條 第十三條及び前條第三項の規定による記録は、一般の申出があつたときは、これを圖面に供しなければならない。

第十六條 この政令は定めるものの外、審議会の議事規則は、審議会において、これを定める。

第十七條 審議会の業務は、陸運局においてこれを行ふ。

第四章 職權の委任

第十八條 自動車運送事業に関する道路運送法の規定による運輸大臣の職權で左に掲げるものは、陸運局長にこれを委任する。

- 一　臨時の必要に因り一月以内の期間を限り經營する客觀を定める自動車運送事業に因するものへ運賃及び運輸に因する料金に因するものを除く。)
- 二　運送約款の設置又は変更の認可
- 三　運輸開始及び専用自道車道の工事施行の認可申請期間の伸長
- 四　専用自動車道の供用の開始の認可
- 五　事業計画の変更で左に掲げるものの認可
- イ　主なる事業所の位置の変更
- ロ　營業所の新設若しくは廢止又はその位置の変更
- ハ　自動車の種類の変更へ乗車定員七人以下のものを八人以上のものに変更する場合を除く。
- 二　専用自動車の許程の変更
- 本　一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更
- ヘ　通運事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）第一条第一号又は第二号の規定により受けた者が主として集貨配達に使用すべき自動車の数の変更
- 六　通運事業法施行令（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十五條の規定により陸運局長が行う自動車を使用して通運事業を經營することに関する通運事業法第四條の免許を受けた者又は通運事業法第十三條の規定により、新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対して道路運送法第十一條の二の規定により行う種類の指定
- 七　専用自動車の工事方法の変更の認可
- 八　一般貸切旅客自動車運送事業へ乗車定員七人以下の自動車を使用して運営するものに限る、及び特定自動車運送事業に因する事項で前各号、次項各号及び第三項に掲げる事項以外のものへ運賃及び運輸に因する料金に因するものを除く。)
- 九　次項に掲げる事項で二以上の都府県の区域及び北海道にあっては二以上の陸運事務所、地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十四條の二に規定する陸運事務所をいう。この管轄区域はわざるもの
- 自動車運送事業に関する道路運送法の規定による運輸大臣の職權で左に掲げるもののうち前項に掲げる事項以外のものは、都道府県知事に委任する。
- 一事業計画の変更（自動車の変更で乗車定員七人以下のものを八人以上のものに変更する場合を除く。）の認可
- 二　客用自動車の販賣の許可
- 三　事業の休止の許可
- 自動車運送事業に関する道路運送法の規定による運輸大臣の職權で左に掲げるものは、当該大臣の許認可を要する事項に関するものを除いて、陸運局長もこれを行使することができる。
- 一　同法第十八條第三項の命令
- 二　事業改善の命令
- 三　運送に制する命令

第十九條 貨物軽車両運送事業に関する道路運送法の規定による行政庁は、左に屬する事項を司理しては、同法第四條第三項第一号の規定による外、都道府県知事とする。

一 同法第三十六條において準用する同法第十八條第三項の命令

二 運送に関する命令

三 事業停止の命令

貨物軽車両運送事業に関する道路運送法の規定による行政庁は、左に属する事項に関する命令は都道府県知事とする。

一 同法第三十三條又は第三十四條の届出

二 事業改善の命令

第二十條 自動車道事業に関する道路運送法の規定による運輸大臣及び建設大臣の職權で左に掲げるものは、陸運局長及び都道府県知事でこれを委任する。

一 一般自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

二 一般自動車道の工事完成期間の伸長

三 一般自動車道の使用の開始の認可

四 事業計画の変更の認可

五 一般自動車道の工事方法の変更の認可

六 事業の休止の許可

自動車道事業に関する道路運送法の規定による事業改善の命令は、当該大臣の許認可を要する事項に関するものを除いて、陸運局長及び都道府県知事もこれを行便することとする。

四 事業の休止の許可

第二十一條 自家用自動車の貸渡並びに使用の制限及び禁止に関する道路運送法の規定による運輸大臣の職權は、都道府県知事にこれを委任する。

第二十一條の二 自動車に関する道路運送法第二十九條の規定による行政庁は、都道府県知事とする。

第二十二條 陸運局長及び都道府県知事は、この政令の規定により区分をしたときは、命令を定めるところにより、遅滞なく主務大臣にこれを報告しなければならない。

第五章 地方公共団体

第二十三條 道路運送法第二十九條の規定による市は、左に掲げるものとする。

大阪市、京都府、名古屋市、横浜市、神戸市、福岡市、仙台市

第六章 事業の補償

第二十四條 国において路線を定める自動車運送事業を經營したる者、これと路線を共通にする自動車運送事業者がその部分につき事業を譲り受けた者がなつて廢止した場合における補償金額は、事業者の当該部分における利益の年額を基礎とし、その七年分以内において運輸大臣の定めるところにより計算して、一時にこれを交付する。但し、事業者の同意があつた場合は、分割して三年以内にこれを交付することができる。

前項の場合において、事業者の決算に基づいて運輸大臣の査定した当該部分の営業費から残存物件の価額を控除し残額があるときは、当該残額の範囲内において運輸大臣の決定した額を、前項の規定による交付金額に加算することができる。

前二項の規定は、残存路線だけで事業を經營することができなくなつて廢止した場合にはお

ける補償金の交付は、これを準用する。

前各項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、国の經營する路線を走める自動車運送事業の運輸開始の日から一年以内に、その事業の廃止の許可を申請しなければならない。

第二十五條 国において路線を定める自動車運送事業を經營したため、これを路線を共通にする事業者がその部分につき著しく運輸收入を減少するようになつた場合における補償金額は、國の經營する路線を定める自動車運送事業に該当したと認められる運輸数量に応ずる事業者の利益の減少額の範囲内にありて運輸大臣の定めるところにより計算してこれを交付する。

前項の規定による補償の期間は、國の經營する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から三年以内とする。

第一項の規定による補償金は、前條の規定による補償金を交付する場合には、これを交付しない。

第二十六條 前二條の利益は、運輸收入から営業費を控除した残額をいう。但し、第二十四條の場合において、荷物が運輸收入の百分の五に達しないときは、当該收入の百分の五に相当する額とする。

第二十七條 前三條の営業費、残存物件の価額は、事業廃止の日における額による。

第二十八條 前三條の営業費、残存物件の価額、運輸收入及び営業費の計算につき必要な事項は、運輸大臣がこれを定める。

附 則

第二十九條 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第三章及び第二十一條の規定は、同月二十日から、これを施行する。

第三十條 自動車運送事業組合命令は、これを廢止する。

第三十一條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合联合会の清算については、法令は、第二十七條、第二十九條及び第三十二条の規定を除いては、前條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合联合会の清算人は、民法第七十四條乃至第七十七條及び第八十三条の規定を準用する。

第三十二條 道路運送法附則第十條に規定する委員の任期は、半数（委員の数が奇数の委員会においては一人を減じた数の半数）の委員につき、これを一年六箇月とする。

前項の規定により任期を短縮されるべき者は、都道府県知事が、推薦の際これを指定する。

第三十三條 第三号中「自動車交通事業」を削り、「陸運の業務の下に」、「道路運送ニ係ルモノ除外」とする。

第三十四條 第二千九百三十五人「二級」を「専任二千八百十五人「二級」」、「専任八萬六千六百五十四人「三級」」を「専任八萬六千四百四十四人「三級」」に改める。

第三十五条 運輸部内臨時職員等設置制の一部を次のよう改訂する。

五三

第一條第一項第五号中「専任三百四十三人」を「専任一百八十三人」に改める。

第二條、二、臨時物資需給調整法に基ク指定生産資料等、割当ニ関スル事務ニ従事シムル鐵道輸送局幹事會所ニ左ノ職員ヲ専任ス

運輸司又は通路取扱部
専任百二十人
三級

附 則（昭二三・五政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。自動車交通事業法施行令は、これを廢止する。

陸上交通事業調整法施行令の一部を次のよう改正する。

第二條第一項第三号及び第三條第四号中「旅客自動車運輸事業」を「路線オ定ハル一級乗合旅客自動車運送事業」に改める。

附 則（昭二三・七政令第一六六号）

この政令は、公布の日から、これを施行し、建設省設置法施行の日（昭和二十二年七月十日）から、これを適用する。

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭二四・一・〇政令第三五九号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月一日から適用する。
この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

附 則（昭二四・一・二政令第三一四号）

この政令は、公布の日から施行する。但し、第六條から第八條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十六條及第十七條の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則（昭二四・一・二政令第三一四号）

この政令は、公布の日から第八條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十六條及第十七條の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則 (昭ニ五・一政令第17号)
この政令は、法施行の日から施行する。

増草ス

運輸事務官又は運輸技官
専任 百六十人 二級
専任 三百十八人 三級

○道路運送法施行規則

(昭和二十三年五月七日)

(総理府運輸省令第二號)

改正 (昭ニ三・七・一〇一運建令一、昭ニ四・六・一一運令一七、昭ニ四・八・二七一
運令四六、昭ニ四・一ニニ九一運令七六、昭ニ五・二・一運令一〇)

第一章 総 則

(定 義)

第一條 この命令で道路とは、この命令中別段の定がある場合を除いて、道路法による並列
自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

第二章 蓋 理

(事件の管轄)

第二條 この命令の規定により提出すべき申請書及び届書は、この命令中別段の定のある場合
を除いて、道路運送法第四條及び同法施行令第四章の規定により権限を有する行政庁にこれ
を提出しなければならない。但し、自動車運送事業の運賃及び運輸に関する料金並びに一般
自動車道の使用料金に関する書類は、物価統制令が施行せられる向は物価庁長官に提出しな
ければならない。

前項但書の書類を物価庁長官に提出するときは、同時にその写を、自動車運送事業にあつて
は運輸大臣に、自動車道事業にあつては運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

第一項本文の書類の権限行政庁が中央行政官庁以外の行政庁であるときは、その書類は、

九九

当該事件の與する土地を管轄する権限行政庁にこれを提出しなければならない。この場合において事件が二以上の行政庁の管轄区域にわたるときは、その事件の主として與する土地を管轄する行政庁にこれを提出しなければならない。

(書類の経由)

第三條 この命令の規定により運輸大臣、陸運局長、運輸大臣及び建設大臣又は物価庁長官に提出すべき申請書及び届書は、夫々当該事件の與する土地を管轄する都道府県知事又は地方物価事務局長を経由してこれを提出しなければならない。この場合には、前條第三項後段の規定を準用する。

都道府県知事は、この命令の規定により、自動車道事業に關し運輸大臣及び建設大臣に提出すべき申請書及び届書を受理したときは、各別に運輸大臣又は建設大臣に提出しなければならない。

都道府県知事は、この命令の規定により運輸大臣に提出すべき申請書及び届書を受理したときは、陸運局長を経由してこれを提出しなければならない。

(商議)

第四條 行政庁が第二條第三項後段の書類を受け付けた場合において、当該事件が専分を要するものであるときは内保行政庁に商議し、その他のものであるときは内保行政庁に通知しなければならない。

(報告)

第五條 陸運局長及び都道府県知事は、左の場合においては、左の各号に規定するところによ

内一一

り、速者なくこれを上級の行政官庁に報告しなければならない。

一 陸運局長において左に掲げるものに關し許認可の処分をし、又は届出を受理したときは運輸大臣

(1) 自動車運送事業につき第十四條、第二十一條又は第二十二條へよる事務所又は營業所の位置及び運輸路向の変更に關する部分に關する。(書類)

(2) 一般貨物旅客自動車運送事業へ乗車定員八人以上の自動車を使用して經營するものを除く。及び特定自動車運送事業につき第八條、第十五條、第二十大條、第二十七條、第三十一條から第三十四條まで又は第三十六條の書類

(3) 自動車道事業につき第六十條、第六十一條又は第七十條の書類

(4) 次号の書類で二以上の都道府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所の管轄区域にわたるもの

二 都道府県知事において自動車運送事業につき第二十二條へ自動車数、運転系統及び營業所別配車両数の変更に關する部分に限る。及び第三十五條の書類に關し許認可の処分をし、又は届出を受理したときは運輸大臣

三 都道府県知事において自動車道事業につき第六十條、第六十一條又は第七十條の書類に關し許認可の処分をし、又は届出を受理したときは建設大臣

前項第二号の場合においては、第三條第三項の規定を準用する。

(検査員証)

第六条 道路運送法第六條第3項の規定による証票(検査員証)は第一号様式に規定するとこ

(444)

ろによる。
(車両検査官証)

第七條 道路運送法第七條第三項の規定による証票(車両検査官証)は、第二号様式に規定するところによる。

第三章 自動車運送事業

(免許申請書)

第八條 自動車運送事業の經營の免許申請書には左の事項を記載しなければならない。

一 本籍、住所及び氏名(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名、その団体にあつては、團体構成員の本籍、住所及び氏名並びに事業の本籍、名称及び最高責任者の氏名、以下同様とする。)

二 經営しようとする事業の範囲

三 路線又は主たる事業区域

(1) 路線、路線図を以て明示するとともに、左の事項を記載すること。

(2) 起点及び終点の地名及び地番、通称があるときはこれを附記すること。

(3) 延長

(4) 主なる経過地

(5) 専用自動車道を廻設するものにあつてはその区間

(6) 主たる事業区域、主として営業を営む地域を記載すること。但し、事業区域を定める事業で特定の地を限つて運行するものにあつては、基地、目的地及びこれら相互間の距離

四 申請の理由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。
一 輸送需用者及び取扱旅客又は物品へ特定自動車運送事業に限る。(特定の運送需用者との往來及び其の名前又は名前及びその經營する事業の概要並びに特定の旅客又は物品の運送事業計画)

五 事業施設

六 申請の書類

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 輸送需用者、興業費の経費及び内訳並びに資金の調達方法を明にすること。

二 事業計画

三 運輸收支概算書

運賃表、運賃算定の基礎を明にすること。

四五、推定に係る一年間の収支旅客又は物品の種類及び運輸数量算出の基礎を説明すること。

大、申請者が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車運送事業を經營する旨を除く外、定期及び登記簿の原本並びに最近の販賣目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは定期の原本

七、申請者が現に自動車運送事業を經營するものであるときは、その事業の運営及び事業計画の概要

八、申請者が法人であるときは、免許申請に附する意思の決定を証する書類
(事業計画書)

第九條 自動車運送事業の事業計算書には左の事項を記載しなければならない。

(445)

(447)

(448)

一 主たる事務所及び営業所の名稱及び位置

二 自動車

- (1) 車両数、車両總数並びに自動車の種類、車名、型式、生式、原動機の種類、燃料の種類、京車定員、旅客定員へ之届及び席別一及び最大積載量を明にすること。
- (2) 路線を定め定期に運行する事業にあっては常用車予備車別両数

三 運転

- (1) 路線を定める事業にあっては左の事項を記載すること。
- (2) 運送系統 系統が複雑であるときは、系統図を添附し、往路、復路の別があるときは、その区間及び方向を記載すること。

- (3) 各系統における料金、停留所名、停留所間の距離、待避所並びに配置常用車及び予備車両数

- (4) 運行回数、定期に運行するもので運行回数がひん繁なものにあっては、運行回数、始発及び終発の時刻、運転時間の大要並びに最少運転時分を、その他のものにあっては、運行回数及び主な停留所における起着時刻を記載すること。

- (5) 事業区域を定める事業にあっては左の事項を記載すること。

- (6) 管理所別配車両数

- (7) 特定の場所を取つて運行するものにあっては、に掲げる事項の外、車両の運行順番

四 一律を通じ能能して運輸をするものでないときは運賃をする期間

内一二

五 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一號)第十五條の規定により取扱物の指定を受けた者にあつては、主として京貨定員に応じるべき貨物自動車数

免許申請の際前項第二号(中車両總数以外の事項を記載するとのできない場合において、当該車両の京車定員が八人以上であるかどうかを明にするときは、これらの事項の記載を省略することができる。この場合において免許の存までに追加することができなかつたときは、当該事項につき別に陸運局長の認可を受けなければならない。

路線の延長又は事業区域の拡張の免許を申請する場合において既に許事業を通じて事業計画を変更しようとするときは、その關係を明示し、新旧を对照した書類及び図面を添付し、該變更に関する手続を省略することができる。

(路線図)

第十條 自動車運送事業の路線図は縮尺五万分の一以上の平面図とし、左の事項を記載し縮尺及び方位を示さなければならぬ。

一 路線

- 二 停留所の位置、名称及び特に待避所を設けるときはその位置

- 三 道路法に道路へ種類を明示すること。自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別毎の料金及び有効幅員、柱路、復路の別があるときはその区間及び方向

- 四 会員における学校、工場その他名所旧跡等貨客の多數乗降する場所

第十條の二 道路運送法第十一條の二の規定により貨物自動車運送事業の路線の指定を受けようとする者は、通運事業法施行規則(昭和二十五年運輸省令第九号)第二條又は第十條の規定

六二

定による申請書を提出したときは、運輸の指定申請の手続を省略することができる。

(44) (44)

（免許申請書の添付）

第十一條 逓運局長が自動車運送事業へ乗車定員七人以下の自動車を用いて経営する一般貨物旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業を除く。の免許申請書を受けたときは、左の事項に関する調査書を添え、これを添付しなければならない。

一 申請者の資産及び信用の程度

二 事業の区域及び効用

三 路線を定める軍票にあつては当該申請に係る道路の適否

四 附近の運送事業者及びこれに及ぼす影響

五 付年月日等

六 申請者における推定運動数額の適否

七 その他の必要と認める事項

（監督管理との意見の徵取）

第十二條 逓運局長は、路線を定める自動車運送事業の経営の免許申請書を受け付けたときは、道路管理者に対し、免許申請書の写を添え、当該申請に係る道路に關し、管理上の意見を徵しなければならない。

（運賃料金設定の認可申請）

第十三條 自動車運送事業の運賃及び運輸に關する料金の設定の認可申請書には左の事項を記

外一三

載しなければならない。

一 本籍、住所及び氏名

二 事業の種類

三 運賃及び運輸に關する料金

(1) 運賃 その設けるところにより、均一運賃、区間制運賃、各区间の運賃及び料率を記

載するとともに、運賃区分を記入した図面を添附すること。（料率運賃、定期券運賃、

回数券運賃、貸切割運賃、附隨物品運賃、重量運送料割運賃その他割増運賃を記載する

とともに、その算出の基準を明にすること。

(2) 運輸に關する料金 その設けるところにより、急行料金、特料金、積料金、積細料金又は保管

料金等を記載するとともに、その算出の基準を明にすること。

四 申請の事由

（運送料金設定の認可申請書）

第十四條 自動車運送事業の運送料金の設定の認可申請書には左の事項を記載しなければならぬ。

一 本籍、住所及び氏名

二 事業の種類

三 運賃及び運輸に關する料金並びにその收受方法

四 運送の引受けに關する事項

(51)

五 横込及び取扱に附する事項
六 引取、引渡し及び保管に附する事項

七 運送責任の始期及び終期

八 免責に附する事項

九 損害賠償に附する事項

十 その他運送契約に附し必要な事項

(運輸開始届)

第十五條 自動車運送事業の經營の免許を受けた者は、運輸を開始したときは、運送なく免許を受けた行政官庁にその旨を届け出なければならぬ。免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものにあつては、前項の届には、その登記簿の原本を添附しなければならない。

路線を定める自動車運送事業にあつては、当該免許に係る道路が自動車の通行に適しないときは、運輸を開始してはならない。

(工事施行の認可申請書)

第十六條 専用自動車道の工事施行の認可申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 工事方法書

二 工事費予算書(第三号様式)

三 免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、定款及び

内一三

登記簿の原本

工事の着手及び完成の予定期間を記載した書面

(工事方法書)

第十七條 専用自動車道の工事方法書には、左の事項を記載し、実測図を添附しなければならない。

一 工事を施行する区間の起終及び終点の地名及び地番並びに延長

二 施設及び路床の構造並びに路面の横断勾配

三 橋、トンネルその他の工事物の構造 主なものについては耐力計算書を添附すること。

四 排水設備

五 道路との連絡又は交叉の方法及び鉄道、軌道等との交叉の方法、交叉に関する協定の要領を記載すること。

前項第三号乃至第五号の事項については構造寸法を示す設計図を添附しなければならない。

設計図の縮尺は、一般図にあつては二百分の一以上、詳細図にあつては五十分の一以上へ

縮尺にあつては十五分の一以上」としなければならない。

(実測図)

第十八條 専用自動車道の実測図は、左の三種とする。

一 平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、左の事項を記載し、縮尺及び方位を示すこと。
と。但し、市街地にあつては、縮尺五百分の一以上の平面図を別に編製して添附すること。

六九

(42) (1) 起点及び終点の地名及び地番並びに該地市町村名及びその境界線
中心線から左右各々二十メートル以上に至る区域内の地形及び地物

(3) (2) 二十メートルへ地図により縮縮することができる。この測点及び目次毎の追加距離を示した

中心線

曲線の起点、終点、半径及び交角

越幅員線、裏地境界線及び自動車の運行のため必要な沿道の土地の境界線

橋、トンネルその他主要な工作物の名称及び位置

監査との連絡又は交叉の位置及び斜面軌道との交叉の位置

停留所、待避所等の名称及び位置

測点番号、測定方向の距離及び追加距離

測点毎の中たねの地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ

勾配及びその延長

縦断曲線の位置及び延長

曲線の起點、終点、半径及び方向

(6) 橋、トンネルその他の工作物の名称及び位置 橋にあつてはその種類及び枚数、経由の長さ及び敷、トンネルにあつては長さを表示すること。

(7) 道路との連絡又は交叉の位置及び鉄道、軌道等との交叉の位置

停留所、待避所等の名称及び位置

測点番号、測定方向の距離及び追加距離

測点毎の中たねの地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ

勾配及びその延長

縦断曲線の位置及び延長

曲線の起點、終点、半径及び方向

三 橋断面図 細だは、二百分の一以上とし、二十メートルへ地図により縮縮することができる。

に専用自動車道の裏地境界線から左右各五メートル以上に至る区間の横断面を示し、左の事項を記載すること。

(1) 測量番号

(2) 施工基面の幅

(3) 盛土及び切土の斜面の勾配

(4) 弧曲部における路面の片勾配

(5) 故地の境界及び自動車通行のため必要な沿道の土地の境界線

へ工事施行の分割申請)

第十九條 専用自動車道の全部につき工事施行の認可を一時に申請することができないときは、その理由を記載し、分割して認可を申請することができます。

(再用自動車道の使用開始の認可申請書)

第二十條 専用自動車道の使用開始の認可申請書には使用を開始しよつとする区间及び年月日を記載しなければならない。

(重複開始期間の伸長及び工事施行の認可由縫期間の伸長の認可申請書)

第二十一條 自動車運送業の運輸開始期日及び専用自動車道の工事施行の認可申請期間の認可申請書には事業の種類並びに伸長の期間及び事由を記載しなければならない。

(55)

(事業計画変更の認可申請書)

第二十二條 自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附しなければならない。

自動車運送事業の事業計画の変更で左に掲げる場合に於ける場合には別しては、認可を受けなくても届出を以て足りる。この場合においては、事業の種類並びに変更した事項、事由及び実施の年月日を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附し、変更後運送なく、都道府県知事に届け出なければならぬ。

一、自動車の底車定員（立席及び座席別）及び最大積載量を変更をしたとき。

二、路線を定め定期に運行する事業にあつては常用車予備車別両数を変更したとき。

三、各系統における配車常用車及び予備車両数を変更したとき。

四、待避所を新設し、廃止し又はその位置を変更したとき。

五、路線を定め定期に運行するもので運行回数がひん繁なものにあつては始発及び終着の時刻、運賃间隔の大要並びに最少運賃時分を、その他のもにあつては主な停留所における乗着時刻を変更したとき。

六、事業区域を定める事業にあつては営業別配車両数を変更したとき。

自動車運送事業の事業計画の変更で左に掲げる場合においては、その変更に関する手続きを省略することとする。

一、主たる事務所及び営業所の名称を変更したとき。

内一四

(56)

(運送約款変更の認可申請書)

第二十四條 自動車運送事業の運送約款の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類を添附しなければならぬ。

（工事方法変更の認可申請書）

第二十五條 特用自動車道の工事方法の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類を添附しなければならぬ。

専用自動車道の工事方法の変更の認可を申請する場合において自動車運送事業の事業計画を変更しようとするときは、その関係を明示し、新旧を対照した書類を提出し、該変更に関する手続を参照することがざる。

専用自動車道の工事方法の変更で左に掲げる場合に當しては、認可を受けなくとも届出を以て足りる。この場合においては、事業の種類並びに変更した事項、事由及び実施の年月日を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附し、変更後遅滞なく陸運局長に届け出なければならない。

- 一 継続勾配を緩にし、又は二十分の一まで急にしたとき。
- 二 施工基面の高さの変更で路端の高さを増加しハ淡水氾濫区域を除く。又は水流水利の最高水位上三十厘米まで低下したとき。
- 三 視距を伸ばし、又は八十メートルまで短縮したとき。
- 四 路肩の幅員を拡張したとき。
- 五 曲線の半径を伸ばし、又は百メートルまで短縮したとき。
- 六 路面上の有効高さを大にし、又は四・五メートルまで短縮したとき。
- 七 橋脚の下端と最高水位との間隔を大にしたとき。
- 八 認可の設計と同一の設計により、橋又はトンネル等を新設するとき。
- 九 専用自動車道にて手方法の変更で左に掲げる場合においては、その変更に當する手続を省略することができる。

- 一 横断曲線を変更したとき。
- 二 塗土又は切土の斜面の勾配を緩にしたとき。
- 三 屈曲部の両端における緩和区間を伸したとき。
- (運輸に関する協定の認可申請書)
- 第二十條 自動車運送事業の連絡運輸、共同経営及び運輸協定の認可申請書には左の事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者の本籍、住所及び氏名
 - 二 当該運送機関及び相手方の運送機関
 - 三 連絡運輸、共同経営又は運輸協定を行なう区间又は区域、区间については別に図示する二と。
- 四 連絡運輸にあつては貢税旅客又は物品の範囲及び收入の割賦割合、共同経営にあつては経営の方法並びに収入の割賦及び経費の分担の割合、運輸協定にあつては協定の範囲及び方法
- 五 契約又は協定の期間
- 六 契約又は協定の事由
 - 一 前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。
 - 二 契約書又は協定書の写
- 七 共同経営の認可申請書にあつては、申請者が法人であるときは、共同経営に関する意思、

(48)

の決定を証する書類

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定の認可を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、その關係を明示し、新旧と訂正した書類及び図面を提出し、該変更に関する手続を省略することができる。

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定の変更の認可申請者には、当該運送契約並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧と訂正した書類及び図面を添附しなければならない。この場合には前二項の規定を準用する。

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定が終了したときは、当該運送契約を明にし、過済なくこれを届け出なければならない。

(管理の受委託の許可申請書)

第二十七條 自動車運送事業の管理の委託及び受託の許可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに署名しなければならない。

一 委託者及び受託者の本籍、住所及び氏名

二 事業の種類

三 管理の委託及受託の区域又は区域、区域内については別に図示すること。

四 管理の方法及び報酬 収入金の保管及び引取、報酬の領収並びに報酬及び管理費用の支弁方法を記載すること。

五 管理の委託及び受託の期間

内一五

大 管理の委託及受託の事由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 管理契約書の写

二 申請者が法人であるときは、管理の委託及び受託に関する意思の決定を証する書類

自動車運送事業の管理の委託及び受託の許可を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、委託者及び受託者は、その關係を明示し、新旧と訂正した書類及び図面を提出し、該変更に関する手續を省略することができる。

自動車運送事業の管理の委託及び受託の変更の許可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及事由を記載し、新旧と訂正した書類及び図面を添附しなければならない。この場合には前二項の規定を準用する。

自動車運送事業の管理の委託及び受託が終了したときは、事業の種類を明にし、過済なくこれを届け出なければならない。

(管理の受委託した事業に関する書類)

第二十八條 管理の委託及び受託をした自動車運送事業に関する許認可の申請、届、報告その他の手続は、委託者及び受託者が直署してこれをしなければならない。

管理の委託及受託をした自動車運送事業に関する帳簿、乗車券その他帳表等には受益關係を明示する文言を表示しなければならない。

(管理の受委託の公告)

(49)

七

(60)

第二十九條 自動車運送事業の管理の委託を開始しようとするときは、事業者は、兼め管理の委託及び受託の区间又は区域及び期間を公告しなければならない。

公告した事項を変更したときは、管理の委託及び受託が終了したときも同様とする。

（事業用自動車の貸渡の許可申請書）

第三十條 自動車運送事業用自動車の貸渡の許可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに添置しなければならない。

一 貸渡人及び借受人の本籍、住所及び氏名

二 当該車両の所属する事業の運営

三 借受の目的及びその經營する事業の概要

四 貸渡す自動車の車両番号、趣向、車名、年式、型式、原動機の種類、燃料の種類及び該客定員又は最大積載量

五 貸渡の期間

六 貸渡の事由

前項の申請書には貸渡契約書の写を添附しなければならない。

自動車運送事業用自動車の貸渡の許可を申請する場合においては、当該自動車の貸借に伴い変更する事業計画を明示し、新旧を対照した書類を提出し、該変更に関する手続を省略することができる。

自動車運送事業用自動車の貸渡契約の変更の許可申請書には、変更しようとする事項及び

事由を記載しなければならない。この場合には前二項の規定と準用する。

自動車運送事業用自動車の貸渡人は、自動車の返還を受けたときは、遅滞なくこれを届け出なければならない。

（事業譲渡の認可申請書）

第三十一條 自動車運送事業の譲渡の認可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに連署しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の本籍、住所及び氏名

二 譲渡する事業の種類

三 譲渡する事業の範囲及び譲渡価格 恩賜を定める事業にあつては略線を図示すること。

四 譲渡する事由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 譲渡契約書の写及び譲渡価格説明書

二 当該事業の最近の興業聲明細書及び最近一箇年間の運輸收支表

三 譲渡人が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車運送事業を經營する者を除く外、定款及び登記簿の原本並びに最近の財産目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは定款の原本

四 申請者が法人であるときは事業の譲渡及び譲受に因する意思の決定を証する書類

自動車運送事業の譲渡の認可申請をする場合において事業計画を変更しようとするとときは、譲渡人及び譲受人は、その開示を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し該変更に

開示する手続を省略することができる。

譲渡人は、自動車運送事業を譲り受けたときは、運送なくこれを届け出なければならない。自動車運送事業の譲受の認可を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、前項の届書にはその登記法の原本を添附しなければならない。

(会社合併の決議の認可申請書)

第三十二條 自動車運送事業を經營する会社の合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議又は總社員の同意の認可申請書には、左の事項を記載し、当事者が署名しなければならない。
一 合併する会社及び合併により設立する会社の住所及び名称並びに代表者の氏名
二 合併する会社の事業の種類
三 合併の方法及び條件
四 合併の事由

前項の申請書には左の書類及び図面を添附しなければならない。

一 路線を定める事業にあつては路線図
二 合併契約書の写及び合併比率説明書
三 合併する会社の最近の財産目録、貸借対照表、興業費用細書及び最近一ヶ月間の運輸収支表

四 合併後存続する会社にあつては既に自動車運送事業を經營する者を除く外、定款及び登記証の原本、合併に因り設立する会社にあつては定款の原本

五 合併に関する株主総会若しくは社員総会の議事及び決議の原稿書又は緊張責任社員若し

内一大

(くは總社員の同意書の写)

会社の合併の認可を申請する場合において事業許認を変更しようとするとときは、合併後存続する会社は、その關係を明示し、新旧を对照した書類及び図面を提出し、認可更に與する手續を省略することができる。

合併後存続する会社又は合併に因り設立する会社は、合併をしたときは、登記証の原本を添附し、遅滞なくこれを届け出なければならぬ。

(会社解散の決議等の認可申請書)

第三十三條 自動車運送事業を經營する会社の解散に關する株主総会若しくは社員総会の決議又は總社員の同意の認可申請書には、解散の事由を記載し、株主総会若しくは社員総会の議事及び決議の原稿書又は専門責任社員若しくは總社員の同意書の写を添附しなければならない。会社の解散の認可を受け、又は他の事由に因り、会社が解散したときは、登記証の原本を添附し、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(事業休止の許可申請書)

第三十四條 自動車運送事業者が死亡したため、その事業を相続した相続人は、事業の種類を記載し、戸籍謄本を添附し、遅滞なく運輸大臣へ乗車定員七人以下の商用自動車を使用して經營する一般貨物旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業にあつては監理局長)にその旨を届け出なければならない。

(事業休止の許可申請書)

第三十五條 自動車運送事業の休止の許可申請書には、事業の種類並びに休止しようとする日

(66)

間（路線の一箇を休止しようとするものにあつては路線図を添附すること。）又は区域、期間及び事由を記載しなければならない。

自動車運送事業の休止の許可を申請する場合にあいて事業計画を変更しようとするとときは、その關係を明示し、新旧を対照した旨及び因面を提出し、該變更に関する手続を省略することができる。

自動車運送事業の休止届向の申請の許可申請書には、第一項の規定を準用する。許可を受けた期間内に自動車運送事業を再開したときは、經濟なくその旨を届け出なければならない。

特定自動車運送事業の休止届には、第一項、第三項及び前項の規定を準用する。但し、第一項及び第三項中「許可申請書」とあるのは「届書」と、前項中「許可を受けた期間」とあるのは、「届け出た期间」と読み替えるものとする。

八事業廃止の許可申請書

第三十條 自動車運送事業の廃止の許可申請書には、事業の廃止並びに廢止しようとする区域へ路線の一部を廃止しようとするものにあつては路線図を添附すること。（又は区域及び事由を記載しなければならない。）

申請者が法人であるときは、前項の申請書には、事業の廃止に關する意思の決定を証する書類を添附しなければならない。

自動車運送事業の一部の廃止を申請する場合において事業計画を変更しようとするとときは、その廃止を示す新旧を対照した書類及び因面を提出し、該變更に關する手続を省略する

ことができる。

特定自動車運送事業の廃止届には、第一項及び第二項の規定を準用する。但し、第一項中「許可申請書」とあるは、「届書」と、第二項中「申請者」とあるのは、夫々「届出人」及び「届書」と読み替えるものとする。

八その他

第三十一条 自動車運送事業者は、左に掲げる場合においては、その事業の廃止並びに變更の事由及び届出を記載し、運輸大臣へ乗車定員七人以下の商用自動車と使用して經營する一般貨物旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業にあつては陸運局長）に届け出なければならない。

一 路線を定める事業において路線の起終点しくは終点へ専用自動車道の起終点及び終点を含む。の地名若しくは地番又は主な経過地名に、事業区域を定める事業で特定の地を経つて運行するものにおいて基地、目的地又は主な経過地の地名に変更があつたとき。

二 主たる事業所又は営業所の所在場所の地名又は地番に変更があつたとき。

三 本籍、住所又は氏名を変更したとき。

四 事業者が法人である場合においてその名称、主たる代表者、資本金又は興業資本を變更したとき。

五 特定自動車運送事業にあつては特定の運送専用者の住所、氏名又は名前に変更があつたとき。

第三十八條 削除

（事業經營の届書）

（第四章 軽車両運送事業）

(66)

第三十九條 軽車両運送事業の經營の届書には左の事項を記載しなければならない。

一 本籍、住所及び氏名

二 興業費

三 事業の種類

四 事業又は主たる事業区域

(1) 路線 送線図を以て明示するどもに、左の事項を記載すること。

(1) 起点及び終点の地名及び地番、通称あるときはこれを附記すること。

(2) 延長

(3) 主な経過地

(2) 主たる事業区域、主として營業を営む地域を記載すること。

五 事業計画

六 運賃表

七 事業開始の年月日

前項の届書には、法人にあつては、公表団体を除いて、定款の原本を添附しなければならない。

(ハ) 事業計画書

第四十條 軽車両運送事業の事業計画書には左の事項を記載しなければならない。

一 主たる事務所及び営業所の名前及び位置

二 事業の種類

三 特定の者の専用に応じ特定の旅客又は荷物を運送するものにあつては特定の専用者の氏

内一七

名及び住所並びに特定の旅客又は荷物の種類

四 軽車両(車両総数、車両の種類、旅客定員(へき鳥及び座席別)及び最大積載量を明にすること。牛馬等を使用するものにあつてはその種類別頭数)

五 大運転数

(1) 路線を定める事業にあつては左の事項を記載すること。

(2) 運転系統 系統が複数であるときは系統図を添附し、往路、復路の別があるときはその区間及び方向を記載すること。

(3) 各系統における料金、停駅所名及び停留所間の料金

(4) 運行回数 定期に運行するもので運行回数がひん繁なものにあつては、運行回数、始発及び終着の時刻、運転回帰並びに最小運転時分を、そのものにあつては、運行回数及び主な停駅所における発着時刻を記載すること。

(5) 事業区域を定める事業にあつては、営業所別配置車両数を記載すること。

六 一年を通じ継続して運輸をするものでないとちは運輸をする期間

七 八 申請者が運送事業者又は運送事業を經營しようとする者であるときは、前各号に掲げる事項の外、その取扱い及び主として貨物配達に充てるべき貨物軽車両数

(ハ) 事業計画変更の届書

第四十一條 軽車両運送事業の事業計画の変更の届書には、事業の種類並びに変更しようとする事項、事由及び実施の年月日を記載し、新田を封原した書類及び回函を添附しなければならない。

(ハ) 運輸に供する協定の届書

(622) 第四十二條 軽車両運送事業の連絡運輸、共同經營及び連携協定の届書には左の事項を記載しなければならない。

一当事者の本籍、住所及び氏名

二当該運輸機関及び相手方の運輸機関

三連絡運輸、共同經營又は運輸協定を行う区间又は区域、其間については別に図示すること。

四連絡運輸にあつては取扱旅客又は荷物の箇目及び收入の割賦割合、共同經營にあつては経営の方法並びに収入の割賦及び経営の分担の割合、運輸協定にあつては協定の種類及び方法

五契約又は協定の期間

六契約又は協定の事由

前項の届書には契約書又は協定書の写しを添附しなければならない。

軽車両運送事業の連絡運輸、共同經營又は連携協定の方員の届書には、当該運送機関並びに変更した事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附しなければならない。

軽車両運送事業の連絡運輸、共同經營又は連輸協定が終了したときは、当該運送機関の産業を明にし、退職なくこれを届け出なければならない。

(事業譲受の届書)

第四十三條 軽車両運送事業の譲受の届書には左の事項を記載しなければならない。

一譲受人及び譲渡人の本籍、住所及び氏名

二譲り受けた事業の種類

三譲り受けた事業の範囲及び譲受価格、路線を定める事項にあつては恩義を図示すること。

四譲受の年月日

五譲受の事由

前項の書類には左の書類及び図面を添付しなければならない。

(一)譲渡契約書の寫及び譲渡権利義務説明書

二当該事業の現状の事業費明細書及び最近一箇年間の運輸収支表

三譲受人が公共団体以外の法人であるときは、現に軽車両運送事業を經營する者を除外する定義の原本

(二)会社合併の届書

第四十四條 軽車両運送事業を經營する会社の合併の届書には左の事項を記載しなければならない。

一合併した会社及び合併に因り設立する会社の住所及び名称並びに代表者の氏名

二合併契約書の寫及び合併比率證明書

三合併した会社の事業の種類

四合併の方法及び条件

五合併の年月日

(三)会社合併の届書

前項の届書には左の書類及び図面を添付しなければならない。

一合併を定める事業にあつては添付図

二合併契約書の寫及び合併比率證明書

三、合併した会社の最近の財産目録、貸借対照表、事業費明細書及び最近一箇年間の運輸収支表

四、合併後存続する会社（合併に際し現に軽車両運送事業を經營するものと除く。）又は合併

前項の書類には左の書類及び図面を添付しなければならない。

一合併を定める事業にあつては添付図

二合併契約書の寫及び合併比率證明書

三、合併した会社の最近の財産目録、貸借対照表、事業費明細書及び最近一箇年間の運輸収支表

四、合併後存続する会社（合併に際し現に軽車両運送事業を經營するものと除く。）又は合併

に因り設立した会社にあつては定期の帳本。

(会社解散の届書)

第四十九條 軽車両運送事業を經營する会社の解散の申請には、申請の登場並びに解散の年月日及び事由を記載し、登記簿の原本を添付しなければならない。

(相続に因る事業承継の届書)

第五十条 相続に因る軽車両運送の会社の届書には、事業の種類を記載し、戸籍簿を添付しなければならぬ。

(事業休止の届書)

第五十一条 軽車両運送事業の休止の届書には、事業の種類並びに停止する区域、販路の一端を停止するものにあつては沿線四ヶ所に対するものに又は該区域の内に事務所を設置するものに依り、軽車両運送事業の休止期間内に事業は再開しない旨を記す。

(他の) (略)

(事業廃止の届書)

第五十二条 軽車両運送事業の廃止の届書には、事業の種類並びに廢止する区域、販路の一端を停止したものにあつては沿線四ヶ所に対するものに又は該区域の内に事務所を設置するものに依り、軽車両運送事業の休止期間内に事業は再開しない旨を記す。

(他の) (略)

十八、外

第五十九條 軽車両運送事業者は、庄に亘げる命令に依りて、その事業の種類並びに廃止の年月日及び事由を記載し、逓解を届け出なければならない。

一、路線を定める事業において路線の起終点並く新規の路線の追加又は既存の路線の廃止の旨を記す。

二、主たる事務所又は営業部の所在地の地名又は町名に変更があるとき、

三、本拠・住所又は氏名を変更したとき、

四、事業者が法人である場合に法人の名称、主たる代表者、資本金又は営業員を変更するとき、

第五十条 運送事業者がこの命令の規定に依りては、この章中別段の規定があるときはこれを附記すること。

一、本籍、住所及び氏名

二、区画・区分を以て明示するとともに、庄の事務を記載すること。

(1) 一般自動車道の起終点及び新規の路線の地名及び地番、運送があるときは二枚を附記すること。

(2) 一般自動車道の路長及び一般の有效範囲

(3) 主なる経過地

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許申請書)

第五十一條 自動車道事業の免許申請書には庄の事務を記載しなければならぬこと。

一、本籍、住所及び氏名

二、区画・区分を以て明示するとともに、庄の事務を記載すること。

(1) 一般自動車道の起終点及び新規の路線の地名及び地番、運送があるときは二枚を附記すること。

(2) 一般自動車道の路長及び一般の有效範囲

(3) 主なる経過地

三、事業計画

八九

四、事業經營の事由

前項の申請書には左の書類及び図面を添附しなければならぬ。

- 一、一般自動車道の概測図
- 二、事業費概算書（事由等様式）
- 三、事業施設

四、事業收支概算書

- 五、使用料金表（使用料金算定の基礎を明にすること）
- 六、推定に係る一年間の交通量、算定の基礎を明にすること。

申請者が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車道事業を經營する者を除く外、定数及び登記簿の原本並びに最近の財産目録及び会議録並、公共団体以外の人を設立しようとするものであるときは、定数の原本。

八、申請者が法人であるときは免許申請に附丁三意の決定を差す（申請書）

（事業計画書）

第五十二條

（自動車道事業の事業計画書には左の事項を記載しなければならない。）

- 一、主たる事業所及び營業所の名稱及び位置
- 二、他の道路との連絡状況

（使用料金収取所、駐車場、給油所、事務員駐在所等の名稱及び位置）

第五十三條

一般自動車道の概測図は、縮尺五萬分の一以上の平面図として、一般自動車道の起

（概測図）

第五十四條

一般自動車道の使用料金の設定の認可申請書には左の事項を記載しなければならぬ。

（一）終点、中経点、一路毎の追加距離、経過市町村名及び地形地物を記載し、縮尺及び方位を示さなければならぬ。

（二）使用料金設定の認可申請書

第五十五條 一般自動車道の使用料金の設定の認可申請書には左の事項を記載しなければならぬ。

（一）本籍、住所及び氏名

（二）使用料金その設けるところにより、均一使用料金、区分別使用料金、各区間の使用料

金及び付帯を記載することとに、使用料金已界を記入した回面を添附すること、定期制使用料金又は回数制使用料金等を記載する外、自動車の重量、積荷装置、乗車定員その他の

載量等により使用料金に差異を設けるものにあつては、その旨を記載し、その算出の基礎を明にすること。

（三）申請の理由

（免許申請書の達成）

第五十五條 陸運局長及び都道府県知事は、自動車道事業の免許申請書を受け付けたときは、左の事項に関する調査書を添え、免許に関する意見を附し、各別に次々運輸大臣及び建設大臣にこれを送達しなければならない。

（一）申請書の発送及び使用の程度

（二）事業の成否及び効用

（三）附近における道路の規格及びその交通状態並びに道路の新設及び改築計画

（四）自動車道事業、自動車運送事業、鉄道、軌道、索道等（未開業のものを含む）に及ぼす

影響

五、附近における自動車道事業、自動車運送事業、鉄道、軌道、索道等の出願があるときは、
その種類、区间、申請者その他申請書の受付年月日等
六、その他必要と認める事項

(工事施行の認可申請書)

第五十六條 一般自動車道の工事施行の認可申請書には左の書類を添附しなければならぬ。

一、工事方法書

二、工事費予算書(第五号様式)

三、免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、定款及び
監査証の原本

四、工事の着手及び完成の予定期限を記載した書面
(工事方法書)

第五十七條 一般自動車道の工事方法書には、左の書類を記載し、実測図を添附しなければならぬ。

一、工事の着手及び完成の予定期限を記載した書面

二、耐力限界

三、横断勾配

四、施工基面高

五、視距

十九 内

- 六、盛土及び切土の斜面の勾配
- 七、有効幅員及び路肩の幅員
- 八、浦長及び底床の構造並びに路面の横断勾配
- 九、曲線の半径
- 十、屈曲部の両端における機知区間の延長
- 十一、工作物の構造 構造、トンネル等の他の主要な工作物にあつては耐力計算書及び地質調査書を添附すること。
- 十二、排水溝等
- 十三、道路との連絡又は交叉の方法及び鉄道、軌道等との交叉の方法、交叉に附する協定の記載を記載すること。
- 十四、駐車場の位置、面積及び構造
- 十五、通信、信号、標識、保安又は照明の設備
- 前項第六号の事項については横断定規図と、第八号乃至第十五号の事項については構造仕様を示す設計図を添付しなければならない。
- 横断定規図は、舗尺を五十分の一以上とし、路面の横断勾配、盛土及び切土の斜面の勾配(高さ又は地盤に応する斜面の勾配を記載すること)並びに排水設備の位置及び断面を記載しなければならない。
- 設計図は、舗尺を一概図にあつては二百分の一以上、詳細図にあつては五十分の一以上、圖面にあつては十五分の一以上(としなければならない。粗い、簡易な工作物に在つては定

地圖添付

(圖)

二十三

第五十八條 一般自動車道の実測図は、左の三種ニす。

(1) 平面図 特定は、一千五百メートル以上とし、左の事項を記載し、標尺及び方位を表示すること。

(2) 断面図 特定は、一千五百メートル以上にてる区域内の地形及び地物

(3) 地形図 特定は、二十米毎(地形により縮縮することができる)の測定及び正味幅の追加距離を示したマップ

(4) 地形の起點、終点、半径及び交角
地盤測量、敷地境界線及び自動車の通行のために必要な沿線の二枚の境界線

(5) ネルソン等の主要な工作物の名称及び位置
道路に沿うて走る主要な工作物の名称及び位置

(6) ネルソン等の主要な工作物の名称及び位置
道路に沿うて走る主要な工作物の名称及び位置

(7) 通信機器、標識、保安又は服用の設備及びその位置
通信機器、標識、保安又は服用の設備及びその位置

(8) 断面図 標尺は、横を平面図、縦を横断面図と同一とし、左の事項を記載すること。
測定点、測定距離、測定間隔及び追加距離

(9) 测定点の中心線の地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ
勾配及びその延長

(10) 線断面線の位置及、延長

= 十外

(1) 曲線の起點、終点、半径及び方向
橋、トンネル等の他の工作物の名称及び位置
の長さ及び数、トンネルにあつてはその長さを明示すること。
道路との連絡又は交叉の位置 及び鉄道、軌道等の交叉の位置

(2) 路面図、路地は、二百分の一以上とし、二十米毎(地形により縮縮することができる)
に一般自動車道の東西境界線から左右各五メートル以上に至る区画の横断面を示し、左の事項を
記載すること。

(3) 地形図
測定結果

(4) 地工基面の内
盛土及び切土の斜面の勾配

(5) 地工基面における路面の片側配
敷地の境界及び自動車の通行のため必要な道路の土地の境界線

(6) 工事施行の分割申請

(7) その事由を記載し、分割して認可を申請することができる。
一般自動車道の工事施行の認可申請期間及び一般自動車道の完成期間の申請の認可申請書
第六十九條 一般自動車道の工事施行の認可申請期間及び一般自動車道の完成期間の申請の認
可申請書には、沖長の期間及び事由を記載しなければならない。
一般自動車道の使用開始の認可申請書)。

(28)

第六十一條 一般自動車道の使用料金の認可申請書にて使用料金を算定しようとする区間及び年月日を記載しなければならない。

一般自動車道の使用料金の認可申請書にては、運輸省よりこれを運輸大臣及び大臣に届け出なければならない。

（甲）料金変更の認可申請書

第六十二條 一般自動車道の事業計画の変更の認可申請書にて、改定シスラードする事項及び事由を記載し、新舊を对照した書類及び図面を添付しなければならない。

自動車道事業の事業計画の変更で左に掲げる場合においては、認可を受けた人にも提出を以て足りる。この場合には、変更した事業段階並びに実施の年月日を記載し、新舊を对照した書類及び図面を添附し、変更後遅滞なく穿一通の場合は運輸大臣及び建設大臣に、穿三通の場合においては陸運局長及び都道府県知事に届け出なければならない。

一、さたる事務所又は營業所の位置を変更したとき。

二、使用料金収取所、駐車場、給油所、事務員駐在所等の位置を変更したとき。

自動車道事業の事業計画の変更で左に掲げる場合においては、その変更に関する手續を省略することができる。

一、王たる事務所又は營業所の名称を変更したとき。

二、使用料金収取所、駐車場、給油所、事務員駐在所等の名称を変更したとき。

（使用料金変更の認可申請書）

（二）工事方法の認可申請書

第六十三條 一般自動車道の使用料金の変更の認可申請書には、変更しようとす事項及び事由を記載し、新舊を对照した書類及び図面を添付しなければならない。

（二）工事方法の認可申請書

第六十四條 一般自動車道の工事方法の変更の認可申請書には、変更しようとす事項及び事由を記載し、新舊を对照した書類及び図面を添付しなければならない。

一般自動車道の工事方法の変更の認可を申請する場合において事業計画を変更しようとす事とは、その同様を明示し、新舊を对照した書類及び図面を提出し、該変更に附する手續を備置することができる。

一般自動車道の工事方法の変更で左に掲げる場合に附しては、認可を受けた人も届出を以て足りる。この場合には、変更した事業段階並びに実施の年月日を記載し、新舊を对照した書類及び図面を添付し、変更後遅滞なく陸運局長及び都道府県知事に届け出なければならない。

一、從前因配を減じし、又は二十分の一を下にしたとき。

二、施工裏面の高さの変更で路端の高さを増加し（洪水氾濫区域を除く）、又は水深水面の最高水位に三十厘米を下したとき。

三、複数を併せし、又は面三七米まで短縮したとき。

四、認定の結果を改悉したとき。

五、曲線の半径を増大し、又は三百米まで短縮したとき。

六、路面の有効高を大にし、又は田・五米まで短縮したこと。

(29)

九一七

七 檻桁の下端と最高水位との間隔を大にしたとき。

八 試験用の設計と同一の設計により、橋又はトンネル等を新設するとき。

九 通風、信号、標識、保安又は照明の設備の改良又は多少の変更をしたとき。

自動車道の工事方法の変更で左に掲げる場合においては、その変更に関する手続を省略す

ることが出来る。

一 緊急曲線を変更したとき。

二 盆土又は切土の斜面の勾配を緩にしたとき。

三 屋根部の両端における縫合区间を伸ばしたとき。

(管理の委託元の許可申請書)

第四十五條 自動車道事業の管理の委託及び受託の許可申請書には、左の事項を記載し、当事

者がこれに連署しなければならない。

一 委託者及び受託者の本籍、住所及び氏名

二 管理の委託及び受託の区间、区间につきこは別に表示すること。

三 管理の方法及び報酬、收入金の保管及び引渡し、報酬の額並びに報酬及び管理費用の支拂方

法を記載すること。

四 管理の委託及び受託の期間

五 管理の委託及び受託の事由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 管理契約書の寫

二、申請者が法人である場合は管理の委託及び受託に関する意思の疎を離する書類

三、申請者の本籍、住所及び氏名

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一、譲渡契約書の写及び譲渡価格説明書

二、營業事業の最近の営業費明細書及最近一箇年間の運輸收支表

三、譲渡の事由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一、譲渡契約書の写及び譲渡価格説明書

二、營業事業の最近の営業費明細書及最近一箇年間の運輸收支表

三、譲受人が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車道事業を經營する者を除く外、定款及び登記証の原本並びに最近の財産目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立しそうとするものであるときは定款の謄本

四、申請者が法人であるときは事業の譲渡及び譲受に関する意思の決定を證する書類

譲受人は、自動車道事業を譲り受けたときは、逓減なくこれを届け出なければならない。
自動車道事業の譲受の認可を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、前項の届書にはその登記証の原本を添付しなければならない。

九九

(23)

(会社合併の決議等の認可申請書)

第六十ニ條 自動車道事業を經營する会社の合併に附する株主総会若しくは社員総会の決議又は總社員の同意の認可申請書には左の事項を記載し、当事者が連署しなければならぬ。

一、合併する会社及び合併に附り設立する会社の住所及び名称並びに代表者の氏名

二、合併の方法及び條件

三、合併の事由

前項の申請書には左の書類又は図面を添附しなければならぬ。

一、区画図

二、合併契約書の漏段び合併に附説明書

支局

三、合併後存続する会社に附ては現に自動車道事業を經營する旨を除く外、定款及び登記

四、合併の原本・合併に因り設立する会社に附ては該の原本

五、合併に附する株主総会若しくは社員総会の議事録及び決議の認可書又は限義責任書若しくは總社員の同意書の寫

六、合併後存続する会社又は合併により設立する会社は合併をしたときは、登記簿の原本を添付し連署なくこれを届け出なければならぬ。

(会社解散の決議等の認可申請書)

第六十八條 自動車道事業を經營する会社の解散に附する株主総会若しくは社員総会の決議又

二、内

八、總社員の同意の認可申請書には、解散の事由を記載し、株主総会若しくは社員総会の議事録及び決議の認可書又は限義責任書若しくは總社員の同意書の寫を添附しなければならぬ。会社の解散に附する株主総会若しくは社員総会又は總社員の同意の認可を受け、又はその他の事由に因り、会社が解散したときは、登記簿の原本を添付し、連署なくこれを届け出なければならない。

(相続に因る事業承継の届)

第六十九條 自動車道事業者が死亡したため、その事業を相続した相続人は、ア籍原本を添付し、連署なく運輸大臣及び建設大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業休止の許可申請書)

第七十条 自動車道事業の休止の許可申請書には、休止しようとする区画(区画図)を添付すること、期向及び事由を記載しなければならない。

自動車道事業の休止期間の神長の許可申請書には前項の規定を準用する。

許可を受けた期間内に自動車道事業を休止したときは連署なくその旨を届け出なければならない。
(事業廃止の許可申請書)

第七十一條 自動車道事業の廃止の許可申請書には、廃止しようとする区画(区画図)を添付すること、及び事由を記載しなければならない。

申請者が法人であるときは、前項の申請書には、事業の廃止に関する意思の決定を證する書類を添附しなければならない。

(34)

(その他)

第七十二條 自動車道事業者は、左に掲げる場合においては、
の事由及び年月日を記載し、
運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

一、一般自動車道の起点若しくは終点の地名若しくは地番又は主な通過地名に変更があつた
とき。

二、主たる事務所又は営業所の所在場所の地名又は地番に変更があつたとき。

三、本籍、住所又は氏名を変更したとき。

四、事業者が法人である場合においてその名称、主たる代表者、資本金又は営業費を変更し
たとき。

第六章 家用・自動車

一、自家用自動車の届出

第七十三條 自家用自動車を使用しようとする者は、左の事項を記載し、都道府県知事に届け
出なければならない。

一、本籍、住所及び氏名

二、使用の目的及びその經營する事業の概要

三、使用する自動車の車両番号、種類、車名、年式、型式、原動機の種類、燃料の種類及び
乗車定員又は最大積載量

四、現に使用中の自動車数、家用自動車、貨物自動車の別及び乗車定員又は最大積載量を明
にすること。

(自家用自動車の貸渡の許可申請書)

第七十四條 自家用自動車の貸渡の許可申請書には、左の事項を記載し、当事業者がこれに連署
しなければならない。

一、貸渡人及び借受人の本籍、住所及び氏名

二、営業の目的及びその經營する事業の概要

三、貸し渡す自動車の車両番号、種類、車名、年式、型式、動力の種類、燃料の種類、乗車
定員又は最大積載量

四、貸渡の期間

五、貸渡の事由

前項の申請書には、賃貸契約書の添付しなければならない。

自家用自動車の貸渡契約の変更の許可申請書には、変更しようとする事項及び事由を記載
しなければならない。この場合には前項の規定を準用する。

自家用自動車の貸渡人は、自動車の返還を受けたときは、遅滞なくこれを届け出なければ
ならない。

(制限外の自家用自動車)

第七十五條 道路運送法第五十三条の車両定員は、これを七人以下とする。

附 則

第一條 この命令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。

第二條 左に掲げる省令は、从此を廃止する。

(87)

一、昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則

二、昭和十六年鉄道省令第六号特定旅客自動車運送事業規則

三、昭和八年鉄道省令第四号旅客自動車運輸事業基準規程

四、昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法第三十五回規定ニ依ル職權委任ニ關スル件
第三條 昭和十九年運輸通信省令第七十三号運輸省陸運局許可認可等臨時指置令施行規則の一部を次のように改正する。

第一條 削除

第二條 削除

第三條 昭和十九年運輸通信、内務省令第一号運輸省内務省局許可認可等臨時指置令施行規則の一部を次のように改正する。

第四條 削除

第五條 この命令施行の際現に自動車交通事業法又はこれに類似する命令へ以下本條中舊法と總称する)により自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を經營する者は、左の区分に従つて道路運送法(以下本條中新法といふ)により自動車運送事業と經營するものとみなす。

一、舊法の旅客自動車運送事業及び路線旅客自動車運送事業は、新法の一般兼合旅客自動車運送事業

二、舊法の团体旅客自動車運送事業及び普通旅客自動車運送事業は、新法の一般貸切旅客自動車運送事業

二二 内

三、舊法の区間貨物自動車運送事業及び積合運送をするものは、新法の一般積合貨物自動車運送事業

四、舊法の区間貨物自動車運送事業及び積合運送をするもの及び区域貨物自動車運送事業は、新法の一般貸切貨物自動車運送事業

五、舊法の特定旅客自動車運送事業及び以上の運送契約による特定旅客の乗合運送をするものは、新法の特定乗合旅客自動車運送事業

六、舊法の特定旅客自動車運送事業を貸切運送をするものは、新法の特定貸切旅客自動車運送事業

七、舊法の特定貨物自動車運送事業及び積合運送をするものは、新法の特定積合貨物自動車運送事業

八、舊法の特定貨物自動車運送事業及び積合運送をするものは新法の特定貸切貨物自動車運送事業

前項の事業者は、この命令施行後三箇月以内に昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則による事業計画又は昭和十六年鉄道省令第六号特定旅客自動車運送事業規則第三條の規定による書類を添え、第八條の規定に準じ作成した書類を提出し、自動車運送事業の免許の確認を申請しなければならない。

前項の申請につき確認を得られない者又は訂正を加え確認證を交付せられた者は、正規の手続により救済を受けることができない限り、その事業又は訂正を加えられた事項を繼續して行うことができない。

第二項の期間内に同様の確認の申請をしない自動車運送事業者は、この期間経過後は、その事業を經營することができない。

第六條 道路運送法によつて、新に認可される業者となるとなつた場合でこの命令施行の際現に存するものは、この命令施行後三箇月以内にこの命令の規定による手続をしなければならぬ。

第七條 昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則によりした申請その他の手續は、この命令中これに相当する規定がある場合においては、この命令によつてこれをしたものとみなす。

附 則 (昭二三・七・一〇一 運送令一)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭二四・六・一 一 運送令一七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭二四・八・二七一 運送令四六)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月一日から適用する。

特定自動車運送事業の特定の運送業者及び取扱旅客又は物の種類の変更に關し、この省令施行の際、既に事業計画変更の認可を受け、又は認可申請中のものについては、舊規定は、あそぞの効力を有する。

附 則 (昭二四・一ニ・二九一 運送令七六)

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月二十七日から適用する。

第一号様式から、第五号様式まで 省略

附 則 (昭二五・ニ・一 運送令一〇)

この省令は、公布の日から施行する。

○ 道路運送法施行に前する反対方

(490)

改正 昭二年・一月・二九一訓令四

(昭和二十四年五月二十二日)
重輸省訓令 第三号

第一條 陸運局長及び都道府県知事は、道路運送法の適用に当つては、道路運送に係る公共の福祉を確保することを旨とし、職務執行に當り、その箇所、確實及び迅速を期さなければならぬ。

第二條 都道府県知事は、自動車運送事業又は自動車運送業につき運輸大臣又は陸運局長の充分を要する書類を受理し、(ア)受理年四月を記載した受理證を發行し、申請者に交付する。但し、五日以内に陸運局長に達達しなければならない。

3. 陸運局長は、運輸大臣の処分を要する申請の書類につりては、受理後すぐか審査し、該申請は施行規則に規定するところにより、調査書を作成して五日以内に達達しなければならない。但し、調査書の作成が五日以内に不可能のときは、申請書のみを期間内に達達し、調査書はみやかに調査を了して達達することができる。陸運局長は、調査書の作成に当たり、必要な調査は都道府県知事にさせることができる。

4. 陸運局長は、前項の書類を達達する場合において、当該事項が二以上の陸運局の管轄区域にわたる事項に属するものであるときは、府県の陸運局長に商議しなければならない。

5. 陸運局長は、道路運送法の規定により他の陸運局長の管轄区域にわたる事項について必要な調査は、前項の書類の重要度及び競争關係等を勘案し、道路運送審議会に達達しなければならない。

6. 陸運局長は、自己の処分を要する自動車運送事業の免許申請書を受理したときは、すみやかにその點を同様の運送審議会に送付しなければならない。

7. 陸運局長は、前項の書類の重要度及び競争關係等を勘案し、道路運送審議会の意見を尊重して、事案を道路運送審議会に対する諮詢事項と達成事項に区分し、次の各号に規定するところによりすみやかに处置しなければならない。

一、 資料準備

(1) 調査書及び意見書を添えて、道路運送審議会に諮詢し、答申を受けたときは、その意見を尊重してすみやかに処分すること。この場合事案が全国的関連性のあるもの、その地域に重要なものは異例と認められるものであるときは、充分前自動車局長に連絡すること。

(2) 道路運送審議会からの答申に基いて処分したときは、すみやかに別表により自動車局長に報告すること。

二、 建各事項

充分終了すみやかに道路運送審議会に報告するとともに、別表により自動車局長に報告すること。

第五條 陸運局長は、一般貸切旅客自動車運送事業へ乗車定員七人以下の自動車を使用して經營すること。

107

八九

認するものに限る。以下同様とする。及び特定自動車運送事業の經營に免許を付すことは、左の各事によつてこれをしなければならぬ。

一、公共団体を除く外、会社その他の法人を設立して事業を經營しようとする者については免許の効力をこれらの法人の設立の登記にからしめること。

二、道路運送法第十七條第一項の規定による一般定期旅客自動車運送事業の運輸開始の期間は田園月とすること。

三、特定自動車運送事業の經營の免許をしそうとするときは、必ず幾大箇月以内に運輸開始の意思のない限り、これをしてはならない。

第六條 陸運局長は、自動車運送事業の經營經營の免許の登記を、恒久的事業經營の免許の暫定措置としてこれをしてはならない。

四、陸運局長は、路線を定めて經營する自動車運送事業以外のものについては、事業の臨時经营の免許をしてはならない。

第七條 陸運局長が自動車運送事業の經營の免許につき充分を以てば運輸大臣の職権に属する自動車運送事業經營の免許申請書を送達する場合及び前道府県知事が自動車の増車又は代替につき水分をする場合には、当該自動車の入手が確實で、且つ正当な範囲に于るかどうかを確かめなければならない。

第八條 道府県知事は、やむを得ない事由の存する場合を除いて、自動車運送事業用自動車又は自家用自動車の一箇月以上にわたる貸借を許可してはならない。

九、前項の自動車の一箇月以上に亘る貸借の許可をするに当つては、借受人につき車両規則に

- (25) (24)
一、道路運送法第十八條第三項の命令
二、運送に対する命令
三、車両改善の命令
四、車両停止の命令

五、免許の取消

二、都道府県知事は、前項第一号から第四号までに掲げる处分並びに道路運送法第十五條の規定による自家用自動車の使用の制限及び禁止の区分をしたときは、直轄局長を經由して運輸大臣にその旨を報告しなければならぬ。

三、都道府県知事は、自動車運送事業運輸規定第二十五條の規定により事故の報告を受けた場合において、当該車両が重大なものであるときは、速やかにこれを直轄局長を經由して運輸大臣に報告しなければならぬ。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十一年八月一日から適用する。

道路運送法の施行に拘り取扱方に關する件（昭和二十三年六月六日運輸省訓令第二号）は、

卷二丁六

附 則
規 表 省 評

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十一年十一月二十七日から適用する。但し、昭田様及び別表の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

○ 自動車運送事業免許基準

（昭和二十三年六月五日）
（監修者：赤堀正一郎）

- 一、自動車運送事業の公共性に鑑み、これが免許は、その必要性、合理的な運営性において社会的需要に即応するものであること。
- 二、免許することによつて当該地区における自動車運送にかかる公私の需要を満足し得るものであること。
- 三、某街の結果当該地区における供給能力が輸送需要に対し著しく供給過剰となるまいこと。
四、当該事業の認可又は事業区域は、經濟的企業經營基準を形成すること。
- 五、自動車運送事業における供給能力は、輸送需要に対し均衡のとれたものであつて、且つ適切なものであること。
- 六、自動車運送事業の規模は、事業の基礎が堅固であつて、企業責任の所在が明確であり、且つ営業費及び事業計画が企業全体として供給能力と均衡のとれたものであること。
- 七、容積を定める自動車運送事業については、公共の期待性に適合する運行計画を有すること。
- 八、特定自動車運送事業にあつては、第一号乃至第六号の條件を具備する外、左に掲げるところにとること。
- 九、当該事業が特定の旅客又は荷主に特に専属する必要があること。
- 十、当該事業における特定の旅客又は荷主の輸送需要が社會的又は經濟的に見て重要なあること。

(26)

(3) 当該の特定の旅客又は荷主の責任体制が整備さりつて、決定の旅客又は荷主の範囲が適正且つ明確であること。
之、小運送業のため經營する貨物自動車運送事業における供給輸送力は、当該小運送業のためたる物の集配需要に相当するものあること。

○自動車運送事業運輸規程

(昭和二十三年五月七日)
(運輸省令 第十一号)

改正

昭二四、六、一一 運令一七、昭二四、八、二七一 運令

田六、昭二四、一二、二九一 運令七六

第一章 総則

第一條 自動車運送事業の運輸は、この省令の定めるところによらなければならぬ。

陸運局長及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、別段の運輸を命ずることができる。

第二章 草原

則

第二條 自動車運送事業における運輸に從事する運賃は、運輸につき安全、確實及び迅速を旨として旅客又は荷送人に對し、公平且つ懇切にその職務を行ひなければならぬ。

第三條 一般旅客自動車運送事業における運転士、車掌その他旅客又は公衆に接する運賃は、一定の制服、制帽、胸章、徽章等により、その職員であることを表示しなければならない。

第四條 旅客自動車により多客玄運送することときは車掌を兼務させなければならぬ。

第五條 自動車運送事業における運転士及び車掌は、酒気を帶びて自動車に兼務し、又は兼務中戒煙してはならぬ。

第六條 旅客又は荷送人は、原員の職務上の指図に従わなければならぬ。

第三章 運送事業

第七條 一般自動車運送事業の運賃、運輸に関する料金その他の運送條件は、公示した後でなければならず、これを実施してはならない。

前項の公示は、主たる事務所・営業所及び停留所等において公衆の見易い箇所にこれをなければならぬ。

第八條 一般自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとするとさは、実施前にこれを公示しなければならない。

一般自動車運送事業で路線を定期に運行するものにおいて、運送系統を変更し、自動車の運転を休止し、又は運転時刻を変更しようとするとさは、実施前にこれを公示しなければならない。

第九條 自動車運送事業を事業区域を定めるものは、乗合又は積合による運送を用意として座席することをささない。但し、停車場、船着場、市場、倉庫その他の旅客又は物の多數集散する場所に出入するものと運送する場合は、この限りでない。

前項狂書の場合においても、常時一定の路線により自動車を運行して乗合又は積合による運送をしようとするものは、路線を定期的旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の經營の免許を受ければ限り、かゝる運送をしくばらぬ。

第十條 自動車運送事業における自動車には、その外側の見易い箇所に、当該者の名前、称号又は徽章を表示しなければならない。

自動車運送事業を路線を定めるもの又は特定の場所を限つて運行するものにおける自動車

については、前項の規定による外、車両の外側の見易い箇所に、行先及び運行区间を表示しなければならない。

第十一條 自動車運送事業における営業所及び停留所には、これらのお称及び事業者の名前又は姓号を表示する外、左の各号により運輸事業の概要を公示しなければならない。

- 一、路線を定める旅客自動車運送事業における営業所及び主要な停留所にあつては路線、運転系統、運転時刻及び運賃料金
- 二、路線を定める貨物自動車運送事業における営業所にあつては、前号に掲げる事項の外、当該事業における営業所の所在地及び物の集配区域
- 三、事業区域を定める自動車運送事業における営業所にあつては主たる事業区域及び運賃料金

第十二條 自動車運送事業における主要な停留所、営業所又は駐車場で旅客又は物の取扱い必要があるときは、乗員を駐在させ、又は旅客待合所若しくは物の保管所を設けなければならぬ。

第十三條 自動車運送事業者は、当該事業につき左の事項を整理しなければならない。

- 一、自動車の走行料及び種類別燃料消費量
- 二、運輸数量、運送料（人料又は死料）及び運輸收入

第十四條 貨物自動車運送事業者は重量計により重量を測定するものは、営業所にサブとの他量送品の重量測定に必要な計器を備え付けなければならない。

第十五條 乗合旅客自動車運送事業にあつては、旅客の同伴する四才未満の小児を座席を空が

(604)

はいものは、無償でこれを運送しなければなりません。

第十九條 道路運送法第十三條の規定により旅客の運送に附隨して運送することのできる物呂は、郵便物、新聞紙、雑誌その他の旅客の運送を目的とする自動車に積載することのできる少重量のものに限る。但し、火薬類及び他に危害を及ぼす虞れがある物呂は、これを運送することができない。

臭覚を発し、又は不快な物呂は、旅客と同一の車室内に、これと積載することができない。

第二十一条 貨物自動車には、運送呂の看守又は積卸に必要なものの外、乗車させることができない。

第二十二条 自動車運送事業者は、特例のある場合を除いて、運賃又は料金を收受したときは、領收證を發行しなければならない。

第二十三条 独立旅客自動車運送事業者及び複合貨物自動車運送事業者が兼営又は複合による運送事業をするには、夫々一定の様式による乗車券又は荷物切符を發行しなければならない。
乗車券には、運賃料金、通用の区间及び期間その他必要な事項を、荷物切符には、荷車人及び荷受人の氏名又は名跡及び住所並びに物呂の呂名、荷送、個数及び重量、運賃料金、運送区間、運送費料率、取扱業者名その他の必要な事項を記載しなければならない。

同乗車券には、との鈴の表記に、同乗券は、表紙と一緒になければならない。

第二十四条 同乗車券は、天災その他の理由を得ない事由により、自動車の運転を中断しない旨を記載しなければならない。

第二十五条 自動車運送事業者は、天災その他の理由を得ない事由により、自動車の運転を中断しない旨を記載しなければならない。

第二十六条 旅客に対し、便宜を与え、若しくは原諒をし、又は運送呂につき、保管その他の適宣の措置を講じなければならない。

第二十七条 自動車運送事業者は、道路運送法第十九条に別段の規定がある場合の外、左の場合には、運送の引受けを拒絶することができる。

一、旅客自動車運送事業においては左に掲げる場合

- (1) 重病者及び精神病患者がなくして乗車しようとするとき
- (2) 酔酒、又は不潔な服装をして荷物を運ぶようとするとき
- (3) その他旅客の迷惑を及ぼす虞のある者が乗車しようとするとき

二、貨物自動車運送事業者へ旅客自動車運送事業において物呂の附隨運送をする場合を含む)にあつては運送に適する設備がないとき

- 一、大その他の動物を旅客の迷惑となる虞があるもの
- 二、危険、容積等により、放るの迷惑となる虞があるもの

三、火薬類(少量の飲用火薬類又は燃焼導火線を除く)その他旅客に危害を及ぼす虞があるもの混載してはならない。

第二十八条 左に掲げる物呂は、旅客自動車の車内に持ち込むこととするべきない。

- 一、自動車運送事業者、伝染病患者その他の旅客と同室させなければならない。
- 二、物呂自動車運送事業者は、物呂の積合運送をすると共に、火薬類その他の危険品、不燃性物呂、漏洩その他の汚染に因り他の物呂に損害を及ぼす虞がある物呂は、一般の物呂と混載してはならない。
- 三、火薬類(少量の飲用火薬類又は燃焼導火線を除く)その他旅客に危害を及ぼす虞があるもの

もの。

第二十三條 旅客は左の行為をしてはならない。

一、自動車の機械装置に手を触れること

二、自動車の進行中乗降すること

三、自動車の進行中乗降台に乗車し、乗降用扉玄関を開け、又は肢体を車外に出すこと

四、自動車の進行中運転士に話しかけること

五、物置玄車外に投棄すること

六、車内において喫煙をし、その他旅客の迷惑となる行為をすること。

運賃は前項の行為をする者がその制止に従わなければ、これを降車させることができます。

第二十四條 旅客は、京車券又は手荷物の荷物切符（以下手荷物切符という）の換え又は回収のため係員から京車券又は手荷物切符を行使した旅客についても同様とする。

荷送人は、荷物切符の回収のため係員からとの交換を求められたときは、これを拒むことができない。

第四章 事故

六 内

第二十五條 自動車運送事業者は、その自動車が墜落し、転覆し、衝突し、火災を起しその他の人畜に重大な傷害を与えたときは、左に掲げる事項を記載し、通常多くこれを都道府県知事に報告しなければなりません。

一、事故の種類

二、原因

三、事故发生日時

四、事故発生場所

五、当該自動車・車両番号・車両の種類・車名・型式及び年式を記載すること。

六、現場の状況及び当時の処置

七、損害の程度

第五章 附 告 自動車運送事業

第二十六條 国営自動車運送事業には、第一條第二項及び前條の規定を適用しない。

この省令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。

左に掲げる省令は、これを廢止する。

一、昭和八年鐵道省令第六号旅客自動車運輸事業運輸規程

二、昭和十六年鐵道省令第五号貨物自動車運送事業運輸設備会計規程

この省令施行の際第十條、第十一條又は第十九條第二項（荷物切符に附する部分に限る）の規定を実施していない自動車運送事業者は、この省令施行の日から三箇月以内にこれを実

施しなければならぬ。第十九條第4項（荷物切符に関する場合に限る）の事項についても同様とする。

附 則（昭二四、六、一、一 連令一七）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭二四、八、二七一 連令四六）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年八月一日から適用する。

附 則（昭二四、一一、二九一 連令七六）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月二十七日から適用する。

○自動車道構造設備管理規程

（昭和二十三年五月七日
総理大臣令第三号）

改正 昭二三、二、一〇一 連、連令一

第一章 総則

第一條 自動車道の構造、設備及び管理は、この命令を定めるところによりなければならない。
但し、特別の事由がある場合において主務大臣（一般自動車道につては運輸大臣及び建設大臣、専用自動車道につては運輸大臣、以下同様とする）の許可を受けたときは、この命令の規定によらぬことができる。

自動車道事業者は、前項の許可を受けてときは、その許可を受けた事項を自動車道の工事方法に関するものであるときは、当該事項につては、道路運送法第十七條第一項、第二十一条第一項又は第四十条の規定による自動車道の工事方法に関する認可是、これを受けることがいらない。

自動車道事業者は、第一項の規定により許可を受けた事項を実施したときは、速ちなく主務大臣にこれを届け出なければならない。

主務大臣は、必要があると認めたときは、自動車道の管理者に対し、特別の構造、設備又は管理命令があることができる。

第二章 一般自動車道

(107)

第二條 一般自動車道は、二車線以上の有効路面を有しなければならない。

一般自動車道の一車線の幅員は、三メートルとする。但し、四車線以上とする場合においては、一律該の幅員を二、七五メートルとすることができる。

第三條 一般自動車道の有効路面の両側には幅員五十センチ以上の路肩を設けなければならない。

第四條 一般自動車道の横断勾配は、二十分の一より急であつてはならない。但し、特殊の箇所で相当の距離ごとに緩やかな勾配を有する区間を設ける場合はこの限りではない。

第五條 一般自動車道の縫合勾配が変移する箇所に於ては、相当の縫合曲線を設けなければならない。

第六條 一般自動車道の曲線の半径は、三百メートル以上としなければならない。但し特殊の箇所においては、百メートルまでこれを短縮することができます。

第七條 一般自動車道の規距は、百三十メートル以上としなければならない。但し、特殊の箇所においては、八十メートルまでこれを短縮することができます。

第八條 一般自動車道の路面には左右対照の横断勾配を設けなければならない。

第九條 一般自動車道の曲線の半径五百メートル以下の箇所においては、屈曲部の内側において有効幅員を相当拡大するとともに、路面の横断勾配は、これ左片勾配としなければならない。

一般自動車道の片勾配は、十二分の一より急とすることができます。

第十條 前條の場合においては、屈曲部の両端に相当の長さの緩和区間を設けなければならない。

第十一條 一般自動車道の曲線の背向する箇所においては、曲線間に相当の長さの直線部を設けなければならない。

594

設けなければならない。

第十二條 一般自動車道の有効路面、橋及び桟の工作物は、十三センチ又は二十センチの自動車の通過に耐える構造としなければならない。

第十三條 一般自動車道の有効路面は、適當な材料を以て舗装しなければならない。

第十四條 トンネル及び上部構造を有する橋の路面上の有効高は、四、五メートル以上としなければならない。一般自動車道が橋下を通過する場合も同様とする。

第十五條 一般自動車道の側溝の深さ及び底面は、三十センチ以上としなければならない。

第十六條 一般自動車道の路端の高さは、特殊の箇所を除いて、水流水面の最高水位三十センチ以上としなければならない。

第十七條 一般自動車道は、道路法による道路、自動車道、一般交通の用に供する場所、鉄道軌道等と平面交叉をすることができるない。但し、特殊の理由がある場合において適当な保安設備を設けたときはこの限りではない。

第十八條 駐車場、給油所、便用料金収取所、事務員駐在所などの他の工作物は、一般自動車道の有効路面外に設けなければならない。

第二節 設備

第十條 一般自動車道の車線の限界には限界線を設けなければならない。

前項の限界線は路面と異なる色でこれを表示しなければならない。

第二十條 一般自動車道の交叉点には、交通の情況に応じ、踏切、信号機などの他の必要な施設

(609)

一一三

をしなければならない。

一般自動車道の断崖、橋、屈曲部、坂路その他交通上危険な箇所には、交通の情況に応じ

防護柵、警戒機、制限器その他指導標示の標識を設けなければならぬ。

前項の標識の様式及び設置に関するは、昭和十七年内務省令第二十四号の規定を準用する。

第二十一條 一般自動車道には、前項による外、交通上危険な箇所には、信号及び照明の設備

をしなければならない。

第二十二條 一般自動車道には、適当な距離毎に、通信設備をし、駐車場、給油所、事務員駐在所などの池必要な箇所との通信を容易ならしめなければならない。

第二十三條 一般自動車道の管理者は、自動車の交通の安全を確保するため、常にその改修、保全及び清掃に留意し、これを完全な状態において保持しなければならない。

第二十四條 一般自動車道の管理者は、一般自動車道につき改修その他の工事等を行うときは、努めて自動車の交通を阻害しないよう留意することともに、交通の危険を予防するため必要な指標の設置その他適当な措置を講じなければならない。

天災その他事故により一般自動車道の通行に支障を生じたときは、その管理者は、直にその通行を禁止しその他適當な危険予防の措置を講ずると共に、その爆薬に努めなければならない。

第三章 専用自動車道

二八外

第二十五條 専用自動車道の有効半径は、三米以上としなければならない。

専用自動車が六米未満の専用自動車道にあつては必要に応じて待避所を設けなければならない。

第二十六條 専用自動車道の曲線の半径は、百米以上としなければならない。

前項においては五十米までこれを短縮することをさす。

第二十七條 専用自動車道の視距は、八十メートルとしなければならない。但し、特殊の箇所においては六十メートルでこれを短縮することができる。

第二十八條 専用自動車の曲線の半径が三百メートル以下の箇所においては、屈曲部の内側において

有効半径を相当拡大し路面の横断面幅は、片側五メートルとしなければならない。

専用自動車道の片側五メートルは、十二分の一より急とすることができない。

第二十九條 専用自動車道の右切路面、その他の工作物は、運転すべき自動車の通過に耐え得る構造としなければならない。

第三十條 専用自動車道には第三條乃至第五條、第八條、第十條、第十一條、第十三條乃至第

十七條及び第二十條乃至第二十一條の規定を準用する。

附則

この命令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。

左に掲げる省令は、これを廃止する。

一、昭和八年内務、鐵道省令 一般自動車道構造令

(470)

二、昭和八年鐵道省令第八号專用自動車道路規程

この命令施行の際現に舊令の規定により使用中の一般自動車道は、第十二條の規定に適合しなくてもこれが供用を継続することができる。

○自動車運送事業補償規則

(昭和二十三年五月七日
運輸省令 第十三号)

第一條 道路運送法施行令（以下施行令といふ）第二十四條第一項及び第三項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、同條第四項の規定により、事業廃止の許可を申請して補償金の交付を運輸大臣に申請しなければならない。

施行令第二十五條第一項の規定による補償金の交付を受けようとする店舗、國の經營する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から一年を経過した後、自動車運送事業の營業年度による一年毎に、營業年度經過後六箇月以内に、補償金の交付を運輸大臣に申請しなければならない。但し、当初分に限り、營業年度の開栓に因り一年以上の期間について申請しても差支えない。

第一項の補償金の交付申請書には、事業廃止の許可について監督官廳にした申請書の寫及び許可のあつた場合においては、監督官廳の證明のある許可書の寫を添付しなければならぬ。

第一項の補償金計算の場合における興業費、残存物件の価額、運輸收入及び營業費は、左の各号による。

- 一、興業費は、事業者の決算に依りて、これを現物、帳簿及び證ひより書類等に對照し相当の財産価額を控除して査定した額。
- 二、残存物件評価額は、事業の廃止の日における有形財産の殘分価額について査定した額。

三、運輸收入及び營業費は、國の經營する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日の属する事業者の營業年度の前営業年度末からさかのぼって既往三年間における実績を基礎として常態と認められる年額、相率、ニルにより算し得る場合には、判明した実績を基礎として査定した年額。

第三條 施行令第二十田條第一項及び第三項の規定による利益の年額の七分之一は、年利三分五厘の木フマン式計算により利益の年額に六、一六四を乗じてこれを計算する。

第四條 施行令第二十四條の規定による補償金は、事業者が路線を定める自動車運送事業の全部を廃止しない場合に限り、分割してこれを交付する。

第五條 前項により補償金の分割交付をする場合における毎営業年度の交付金額は、第三條の規定により計算した金額に施行令第二十田條第二項の規定による金額を加算したものと均等に分割してこれを交付する。

第六條 施行令第二十五條第一項の規定による補償金は、一年毎にこれを計算する。

前項の補償金は、事業者の營業年度による一年につき、当該一年間の利益金額と合せ、同期間における毎月未営業日数の月割平均額の百分の五に相当する金額を超えることができない。各項の補償金を計算する期間に一年未滿の端数があるときは、その期間に応じて計算する。

第七條 補償金を受けける権利は、これを譲渡することができない。

附 則

二の省令は、昭和二十三年三月十五日から、ニルを適用する。昭和十四年鐵道省令第一号

旅客自動車運輸事業及び区间貨物自動車運送事業補償規則は、これを廢止する。

二九、外

○ 通運事業法(抄)

(昭和二十四年十二月七日)
法律第二百四十一号

(定義)

第二條 この法律で、「通運」とは、他人の需要に応じてする迂回輸送の行為をいう。

一 司会者をもつてする鉄道へ製造又は日本国有鉄道の經營する鐵道を含む。以下同じ。)による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の運送又は鉄道への託送又は鉄道からの受取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達(海上におけるものを除く。)をいう。

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車輛へ日本国有鉄道の經營する航路の船舶を含む。

)(への積込み又は東卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

二 この法律で、「通運事業」とは、常利を目的とするところなりとを固むず、通運を行ふ事業(國の行う郵便の事業を除く。)をいう。

第四條 通運事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならぬ。又は
1 通運事業の免許は、取扱駅及び第二條第一項各号の種別につりて行う。
2 通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、どの徴収の範囲を限

定山溪行記

(卷之三)

東郷大尉は前件の物を主る中隊にて修理した。二月十九日、奉行所に付し、一月五日、

二
当该市紫力闻台办

運輸大臣は、前條の趣意により審査した結果、この申請が、同項の基準に適合しないと

一
國語

では执行を受けることなく済んだ田から二年を経過となり育へあると

古今二字。

卷之三

(自動車の新規技術)

自動車を使用しようとすることは、運輸大臣の認可を受ければ何うでも

卷之三

四

九
內

（四）動車組以香港為終點

卷之三

年十四歲至十六歲，第二十六歲反如年二十

許すだけの舌といふやうだ。

(電気の歴史) 三の場合二は、直達電線の起業時、当該範囲につき、どの効力を失う。

取扱駄々物苗遣の名乗を廢止したとき。

運送の営業を終止した。

三
中華人民共和國郵政局印

२१५७

一三二

○ 通 運 事 業 法 施 行 規 則 (抄)

(447)

(昭和二十五年三月一日)
運輸省令第十九号

一一一

（自動車の新規使用、認可申請）

第十條 法第十三條の規定により、自動車の新規使用ハ認可申請をしようとする者は、庄に掲げた書類三式提出した自動車専用認可申請書面通じ所轄陸運局長へ提出するものとする。

一 七八又は名称及び住所

二 通運事業リ種別、取扱駅及び業務の範囲

三 道路運送法第十一條の二の規定により旨を受けようとする種類

四 本ニ依第ニ種第一号ニの「に規定する事項

五 新たに自動車を使用することを必要とする理由

2 前項の認可申請をする場合において、事業計画を変更しようとするときは、申請者は、その内容を明示し、新旧を対照した書類を提出し、その変更に因する法第十一條の規定に付する手続を省略することとする。

3 申着者は、自動車を新たに使用したときは、運輸なくとの旨を所轄陸運局長へ届出るものとする。

（貨物自動車運送事業者に対する取扱駅の指定）

第十一條 法第十五條の規定による取扱駅の指定を受けようとする貨物自動車運送事業者は、

左に掲げる事項を記載した取扱駅指定申請書面を所轄陸運局長へ提出するものとする。

一 七八又は名称及び住所

二 道路運送法第十一條の規定により免許を受けた貨物自動車運送事業の種類、免許に附した條件、免許の年月日及び番号

三 主たる事業区域又は沿線

四 特定貨物自動車運送事業者であつては、特定の運送需要者の七八又は名称及び特定の物

五 指定を受けようとする取扱駅

六 鉄道案配業に常時使用する貨物自動車の取扱種類別配置箇数

七 一年間の実定予想数量の推定

百三一

○ 運輸省設置法(抄) (昭和二十四年五月三十一日) (法律第百五十七號)

改正 昭二四一法一七四、昭二四一法一八七
昭二四一法二二六、昭二四一法二四一

昭二四一法ニ五ニ、昭二四一法ニヒ九
昭ニ四一法ニハ四

昭ニ五一法 四八、昭ニ五一法一五九
昭ニ五一法ニ五五、昭ニ五一法ニ六九

(運輸省の権限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならぬ、三十 日本国鉄道を監督すること。

三十八 自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業の業務に関する許可し、三十九 軽車輛運送事業者に対し、事業計画、運送條件又は運送料金の変更を令し、その他必要な命令をすること。

(三十九)

四十 道路運送法(昭和二十二年法律第二百二十一號)の目的に適合するよう、國家電力自動車の使用を調整すること。

四十一 自動車及び旅客輸送車輛の登録を令し、又はその検査及び登録をすること。

四十四 鉄道、軌道、索道、無軌道電車、自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通常運算事業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその変更を命ずること。

(設置)

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次係第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるとため、運輸審議会を常置する。

(諮詢事項)

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一 日本国有鉄道における基本的運賃及び料金の設定否しくは変更とはこれらに関する認可。

二 地方鉄道、軌道、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における基本的な運賃及ぶ料金に關する認可又は変更の命令

三 の二 鉄道物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四號)第五條第二項の規定による鉄道物の運送料金の基準の設定

七 自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止

九 日本国有鉄道が行う鉄道新線の建設、他の運輸事業の譲渡、連絡駅設置若しくは自動車

一三七

十 日本国鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可

十一 地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二 前各号に掲げる处分に関する許願の裁決

2 前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が該當するものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはからないでこれを行うこしかできる。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に關すること。
- 二 自動車道事業に関する免許、許可又は認可に關すること。
- 三 通運事業へ附帶業務を含む。以下同じ。) 及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に關すること。
- 四 前三号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。
- 五 軽車両運送事業の整備、改善及び調整に關すること。
- 六 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。
- 七 自家用自動車の使用の調整に關すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業、通運事業及び通運計算事業の整備、改善及び調整に關すること。

ミナ 外

ミナ 外

- 九 自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに整車両及び自動車代燃装置の生産流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十 自動車の登録に關すること。
- 十一 自動車及び旅客客車両の整備及び検査に關すること。
- 十二 自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に關すること。
- 十三 自動車燃料油脂の使用に関する技術上の改善に關すること。
- 十四 自動車運送事業の補償に關すること。
- 十五 自動車局の所掌に係る事業の業務及び労務に關すること。
- 2 自動車局においては前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務を掌る。
 - 一 軽車両運送事業の運賃及び料金に關すること。
 - 二 自動車局の所掌に係る事業に從事する者の労務物資に關すること。
 - 三 自動車の割当に關すること。
 - 四 自動車用タイヤ、チエーブ(新車用のものを除く。)の割当及び監査に關すること。
 - 五 自動車用石油製品の割当及び監査に關すること。
- 六 車用代替装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する指定生産貨物並びに自動車、軽車両及び自動車の製造に關するものを除く。)の割当及び監査に關すること。

業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる

(226)

(226)

一三八

一三九

事務をつかさどる。

(所掌事務)

- 第五十一条 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。
 五 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 六 自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 七 通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 八 軽車輸送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 九 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
 十 自家用自動車の使用の調整に関すること。
 十一 所掌事務に係る車業の業務に関すること。
 十二 所掌事務に係る車業の運賃及び料金に関すること。
 十三 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十四 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十五 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十六 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十七 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十八 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 十九 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 二十 所掌事務に係る車業の荷役に関すること。
 二十一 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他の陸運の発達、改善及び調整に関すること

第二項 省署

(名稱、位置及び管轄區域)

第五十二条 陸運局の名稱及び管轄区域は、左ハ通りとする。

三十一、内

名 称	位 置	管 辖 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道
仙台陸運局	仙台市	福島縣、宮城縣、青森縣
新潟陸運局	新潟市	新潟縣、長野縣、山形縣、秋田縣
東京陸運局	東京都	東京都、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣
名古屋陸運局	名古屋市	愛知縣、靜岡縣、岐阜縣、三重縣、三重縣、石川縣、富山縣
大阪陸運局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣
廣島陸運局	廣島市	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣
高松陸運局	高松市	香川縣、德島縣、愛媛縣、高知縣
福岡陸運局	福岡市	福岡縣、長崎縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣

2 鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合に於いて、運輸省令で前項の管轄区域を定めることができる。

(道路運送審議会)

第五十五条 道路運送審議会は、陸運局の附屬機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員について、道路運送法(これに基づく命令を含む)に別段の定がある場合の外、政令で定める。

2 運送審議会は、その職務を行うため必要なときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徵することができる。

(124)

2、鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。
(道路運送審議会)

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合の外、政令で定める。

2、運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告書をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徵することができる。

○ 道路運送車両法案(抄)

(昭和二十六年
法律第二号)

(定義)

- 第二條 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び輕車両をいう。
2、この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動せらることを目的として製作した用具で、軌跡若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動せらることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自動車以外のものをいう。
3、この法律で「原動機付自動車」とは、運輸省令で定める總称で、原動機を有する原動機により陸上を移動せらることを目的として製作した用具で、軌跡若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動せらることを目的として製作した用具をいう。
4、この法律で「逕車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動せらることを目的として製作した用具で、軌跡若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動せらることを目的として製作した用具であるて、政令で定めるものとす。

- 5、この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するにかかるらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従ひ用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。

- 6、この法律で「道路」とは、道路法(大正八年法律第五十八号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第二号)による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

ア この法律で「自動車運送事業者」又は「軽車両運送事業者」とは、道路運送法による自動車運送事業者又は軽車両運送事業者をいふ。

(自動車の種別)

第三條 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、輕自動車及び特殊自動車とは、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は走行力及び駆動方式等を定める。

○ 道 路 法 (改)

改正 大正一一法三號二三一法五百四

大正八年四月十一日
法律第五十八号

第一編 種別 小則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ、一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依テ認定ヲ蒙シタレモノヲ謂フ

第八條 道路ヲ分ケテ尤ノ田舎トス

一 国道

二 市道

三 郡道

四 町村道

第十ヒ條 國道ハ守縣知事、府、廳ノ道路ハ其ノ路線ノ認定ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及守縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ變更ニ係ルミノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル管理者タル國係行政廳ノ一コ以テ管理若ト異スコトヲ得

道路ト把く工作物ト被附ニ蒙スル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト為スコトヲ得ス

第十九條 道路ノ区域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ異スヘシ。

主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又イ改築ヲ應スコトヲ得此ノ場合ニ於テ運営管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

本約款より禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「本法」と)

○ 基礎独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「本法」と)

文正

昭二二一法九一、法一九五、昭二三一法二〇七、法二六八、

(昭二二一年四月十二日)

法律 第五十九号

指二四一法一〇三、法二一四

第三条 謹運者は、基底独立又は不当な取引制限をしてはならぬ。

業者 謹運者は、共同してたる名号の一に該当する行為をしてはならぬ。

一 許可を決定し維持し、又は引き上ること

二 生産数量又は販売数量を制限すること

三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

即 設備の新設若しくは改装又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行動の影響が問題とする程

度に至らぬものである場合には、これらを適用しない。

第七條 第三條、第六條第一項、第五條又は前條第一項若しくは第三項の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行爲の差止、營業の一部の譲渡その他のこれらの規定に違反する行爲を禁めるために必要な措置を命ずることができる。

一四七

第五章 不公正な競争方法

第十九條 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

第二十條 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従り、当該行為を禁止を命令することができる。

第六章 議用除外

第二十一條 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独立となる事業者若者の行う生産、販賣又は供給に用する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。

第二十二条 この法律の規定は、特定の事業に於ける場合に於いて、事業者が、その法律又はその法律に基く命令によりて行う正当な行為には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

○道路交通取締法(林)

改正 昭二三・三・六一法一一、昭二四・五・二六一法一〇七

(昭和二十二年十一月八日 法律第百三十号)

第一條 この法律は、道路における危険防除及びその他の交通の安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律における用語の意義は、次の通りとする。

道路とは、並轡法による道路、自動車道及び一般交通の用に供するもの他の場所をいう。自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路をいう。牛馬とは、交通運輸に便役する家畜をいい。諸車とは、人力車、畜力その他の動力により運転する鐵道車又は小兎車以外の車をいう。但し、そりは、これと諸車とみなす。

第五條 道路を通行する歩行者、乗馬又は軌道車は、命令の定めるところにより、信号機、道路標識若しくは区画線の表示又は当該警察官若しくは警察委員の指示に従わなければならぬ。信号機、道路標識及び区画線の整備、設置及び管理について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 みだりに信号機を操作し、若しくは道路標識を破壊し、又は信号機、道路標識若しくは区画線を破壊して道路における交通の危険を生ぜしめた者は、これを三年以下の懲役又は五箇月以下の罰金に處する。

既にに信号機若しくは道路標識に標識し入はるの表示を付けるも工作物を設置した者は、これを六箇月以下の懲役又は一箇月以下の罰金に處する。

第二十九條 その各号の一に該当する者は、これを三ヶ月以下の罰金又は料料に處する。

二 第五條、第十二條第一項、第十四條第一項乃至第三項、第十五條、第十六條第三項、第十條、第十八條、第十八條の二第一項若しくは第二項第十九條第一項又は第十九條の二の規定の違反となるよう其行為をした者

○ 道路交通取締令(抄)

(昭和二十二年十二月十三日)

内務省令第四号

改正 昭二十三・三・六—總理方令一八、昭二十四・一・三一一總理府令二七

第一條 道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号、以下「法」という。)おもびこの省令における用語の意義は次の通りとする。

道路標識とは、道路の文通に同じ、警戒、禁止、指導、指示または案内を表示する標識をい

る。

以下省略

第四條 道路標識または区画線を設置し、これを管理する者は、公安委員会又はその委任を受けた者に限る。但し、道路法による道路に関する道路標識又は区画線にのいては、道路の管理者又は公安委員会とする。

第六條 道路を通行する歩行者、車両または軌道車は、信号機、道路標識若しくは区画線の表示または当該警察官または警察吏員の指示に従わなければならぬ。当該警察官または警察吏員は特別の必要があるにしそは、信号機、道路標識または区画線の表示と異なる指示をすることができる。

この場合は、歩行き、車両または軌道車は当該警察官又は警察吏員の指示に従わなければならぬ。

○ 一般職の取扱い給与に関する法律(抄)

改正

昭二五、一一、二七、法律第二九九号

(昭和二十五年四月三日 法律第九十五号)

(非常勤職員の給与)

第二十二条 周員、顧問若しくは参与の職にある者は人事院の指示する所に於ける者で、常勤を要しない職員については、勤務、一日に之を千八百四十円もこえる範囲において、各府の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各府の長は、常勤の職員の給与との差額を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定がない限り、これららの職に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

○ 人事院規則一一六

(昭和二十四年九月十五日施行)

(昭和二十四年六月十六日施行)

改正 (昭和二十四年九月十五日施行)

改正 (昭和二十四年九月十五日施行)

委員会の委員等の職務と責任の特殊性に基く法の特例

法附則第十三條の規定に基き、次に掲げる職員については、その職務と責任の特殊性により、この規則に定める範囲において法の適用を除外する。(昭和二十四年九月十五日施行)

一 特許料奉賃会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

二 船員中又は海引委員会委員及び船員地方汽船委員会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

三 行政監察委員(昭和二十四年九月十五日施行)

四 直路運送審議会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

五 新聞出版用紙割当審議会委員(昭和二十四年九月十五日施行)

六 公職脊椎病懲役委員会委員(昭和十五年六月二十日施行)

法第三十一条、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第五十四條まで、第五十六條から第六十一條まで、第七十二條第三項、第七十四條第二項、第七十五條から第八十條まで、第八十二條から第八十八條まで、第九十條から第十九十二條まで、第一百三條、第一百四條、附則第九條及び附則第十條並びにこれらの條項に係る罰則の規定は、前項に定める職員には、その適用を除外する。但し、その職員が在任職者又は前款の長としてその職務を行うに際しては、この限りでない。(昭和二十四年九月十五日施行)

一五三

- 3 等の職に定める職員の任命方法、誰職、在職期間その他の前項に掲げる法の各項の規定の適用除外に付する必要な事項は、別に法律又はこれらに基く命令の定めうところによる。(昭和二十九年九月十五日施行)
- 4 職員が第一項に定める職員の職を兼ねる場合においては、第二項の規定は、第一項に定める職員としての資格についてのみ、当該職員に適用するものとする。(昭和二十九年九月十五日施行)

○人事院規則八一七

(昭和二十九年五月三十一日施行)

非常勤職員の任用

1 非常勤職員の任用については、法律又は規則で別段の定のない限り、この規則の定めるところによる。

2 非常勤職員の官職は、人事院細則の定めるところにより、任用に際してあらかじめ人事院の承認を要する官職と承認を要しない官職とに分つ。

3 任用に際してあらかじめ人事院の承認を要する非常勤職員の官職に際しても、任命権者は、緊急のものを除く場合には限り、六十日をこえぬ範囲内で、あらかじめその承認を経ることなく、臨時に職員を任命することができる。この場合にありては、正式の承認申請書を附して、直ちにその旨を人事院に報告しなければならぬ。

4 任用に際してあらかじめ人事院の承認を要しない非常勤職員の官職については、任命権者は、その度めうところにより通常によつて職員を任用することができる。

5 非常勤職員については、あらかじめ人事院の承認を経ないで昇任させ言しくは転任させ又は常勤の官職に任命することはできない。

6 この規則の規定に従つて任用された職員の分限については、法律第七十五條、第七十八條から第八十條まで及び第八十一条から第九十二條までの規定は適用しない。

○ 人事院細則第二号(抄)

(昭和二十四年六月一日施行)

改正

昭二四・六・三〇一人事院細則、昭二四・九・五一人事院細則、
昭二四・一〇・一一人事院細則、昭和二四・一二・一一人事院
細則

細則

人事院規則ハ一七に定める非常勤職員の官職

1 人事院は必要と認める場合又は所轄省の長の申請に基き、この細則の規定の一節若しくは全部を変更し若しくは廃止し又は新たに規定を追加することができる。

2 任用について、あらかじめ人事院の承認を要する官職は、次に掲げるものとする。

(1) 各機関に共通な官職(略)

(2) 各機関に特殊な官職(略)

(3) 任用について人事院の承認を要しない官職は、次に掲げるものとする。

(1) 各機関に共通な官職(略)

(2) 各機関に特殊な官職(略)

21 製輪省

イ 昭和道路運送審議会委員

以下略

○ 人事院規則一五二四

改正 昭二五・二・八

非常勤職員の勤務時間及び休暇

(昭和二十四年五月三十日施行)

1 非常勤職員の勤務時間は、日々雇い入れられる職員については一日につき八時間をこえまい範囲内において、その他の職員については常勤職員の一週間の勤務時間の四分の三をこえない範囲内において、任命職員の任意に定めるとところによる。(昭和二十五年二月八日施行)

2 非常勤職員については、有給休暇は認めない。

○ 地方自治法(抄) (昭和二十二年四月十七日) (法律第 六十七号)

改正 昭二二・一二・一六・一七・一九・二三・三・三一・法一四・五・一・三・三二、六・三一・法五・七・七・一・法一九・七・二五・法一七・七・二〇・一・法一七九・法一八・七・二九、

法一八・七・二九・法一九・一・二・一・法二一・六・一・二・二・一・法二八・法二八・昭三四・三・三一・法一六・法一六九・六・一・一・法二・七

○ 地方自治法施行規程(抄) (昭和二十二年五月三日)

改正 昭二二・六・一・政令八九・八・一・政令一七九・一・一・改令三四・一・一・政令三六・一・二・政令三三・二・一・二・政令三三・五・昭二三・四・一・政令九五・五・一・政令一一六・六・一・政令一三五・八・一・政令二三九・九・一・政令三〇・七・昭三四・四・一・政令七五・五・一・政令二三九・一・一・政令三五・八・昭二五・一・一・政令六

昭二五・三・一・政令三九・昭二五・四・一・政令八一・昭和二五・五・一・政令一一三・一・九

第六十九條 地方自治法附則第八條の事務は、左の通りこれを指定する。

一等一五等 略

第六十條 輸輸省所轄に係る臨時物資需給調整法の施行に関する事務及び道路運送法の施行に関する事務第七十條第四項 前條第六号の事務に從事せらるため、都道府県を通じて地方事務官、地方技官、雇員及び傭人を置き、その定員は千六百二十六人とする。

K-1 外

○ 刑 法 (抄)

(明治四十・四・二二日) (法第四五号)

改正 大正一・〇・法七・一・昭和一六・法六・一・昭和二二・法一・二・四

第十一章 住居ヲ妨害スル罪

第一二四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壊スハ壅塞シテ往来、妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下

ノ懲役スハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項、罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

第一二五條 鉄道スハ其線路ヲ損壊シスハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又電車ヲ往来ノ危険ヲ生セシメタ

レ者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

運台又ハ浮橋ヲ損壊シスハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往来、危險ヲ生セシメタル者本同シ

第一二六條 人、現在スル汽車又電車ヲ破壊スハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ

處ス

人、現在スル艦船ヲ破壊スハ破壊シタル者亦同シ。

前二項、罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第一二七條 第百二十・五・條、罪ヲ犯シ因テ汽車又電車、頑張若ヲハ破壊スハ艦船ノ破壊若ノ

ハ破壊ヲ致シタル者本同シ

第一二八條 第百二十四・條第一項、第一百二十五・條及ヒ第百二十六・條第一項、第二項、未遂罪ハ

之ヲ罰ス

第一二九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往来、危險ヲ生セシメスハ汽車、電車、艦船、頑張若

第一二九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往来、危險ヲ生セシメスハ汽車、電車、頑張若

一五九

ヲハ被服又ハ船舶、鐵道並ハ被服ヲ致シタル者ハ五百圓以下、罰金ニ處ス
其業務ニ從事スル者前項、罪ヲ犯シタルトキハ三年以下、禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○ 物価統制令（抄）

（昭和二十一年三月三日）
勅令 第百十八号

改正 昭二一八一勅令三八二、昭二二四一勅令一三三、昭二三七一法律一一〇、昭二三
一、一、一政令三一七、昭二四二一政令三六、昭二四五五法一六四、昭二五五一法一
六一、昭二五七一政一一五

第二條 本令ニ於テ個別等トハ價格、運送費、保管料、保險料、貯藏料、加工費、修繕料其、
已給付、村酒タリ財産の給付ヲ調フ

第三條 価格等ニ付第四條及第七條ニ規定スル統制額アルトキハ價格等ハ其、統制額ヲ逓工テ
之ヲ契約シ、支払ニ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七條第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合
ヲ除フ、外經濟安定本部令ノ定ムル所ニ依リ價格等、支払者又ハ受領者ニ於テ物價府長官ノ
許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

価格等ニ付スル給付、為サルル地区ニ於ケル當該價格等ノ統制額
トガ異ル場合ニ於テハ當該給付ニ付テハ經濟安定本部總裁別段ノ定マシタル場合ヲ除クノ
外當該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項、場合ニ於ケル統制額トス

第四條 物價府長官ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外經濟安定本部令ノ定ムル所ニ依リ價格
等ニ付其、統制額ヲ指定スルコトヲ得

第五條 価格等ニ付他、法令ニ定ムル額又ハ他、法令ニ基フ行政機關及都道府県知事ノ決定
命令、許可、認可其、他、處分アリタル額アルトキハ之ヲ當該價格等ノ統制額トス

前項ニ規定スル額が特定ノ旨、為ス給付ニ付スル價格等ニ限り適用アルモノナル場合ニ於テ

二二一

八同項ニ規定スル額ハ物価府長官ニ於テ別致ノ定ヲ爲ス場合ヲ除ク、外當該特定期外、
看ノ為ス同種ノ給付ニ對スル額等ニ付テモ亦其ノ統制額トス。

第一項、他ノ法令ハ經濟安定本部令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二十一年勅令三八二)

物価統制令第七條に規定する他の法令に基き価格等についてなす決定、命令、許可、認可
その他の處分は、その法令の規定にかかるらず、物価統制令の施行されてゐる間は、物価府
長官がこれをなすものとする。但し、經濟安定本部令で特別の定をなした場合にはその定に
従ふものとする。

經濟安定本部總裁は、その定りるとこうにより、前項の規定による物価府長官の取扱ハ一
部又は都道府県知事その他の地方事務官衙の長に行はせることができる。

人 = 外

○ 物価統制令施行規則(抄)(昭和二十一年三月三日)

大蔵省令第二十五号

改正 昭二一八一閣令七二、昭二一一二一閣令八九、昭二二一ニ一總理府令ニ五、昭二
二一一一總理府令二六、昭二三一四一總理府令ニ二、昭二三一七一總理府令四一、昭
二三一〇總理府令五八、昭二四二一總理府令八、昭二四五一總理府令ニ八、昭二
五五經本令八、昭二五六一經本令一五、昭二五八一經本令一七、一九、昭二五
一經本令ニ一、昭二五一一經本令ニ二、昭二五一ニ一經本令ニ三、昭二六一
經本令一

第八條 総制令第六條第三項、規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ
道路運送法
他法令は省略

二二二

○ 土地収用法(抄)

(明治三十三年三月七日)
法律第二十九号)

改正 大正一法一五、昭二四一法三七、昭六四一法五三、昭二一ニ一勅七一、昭二二一
ニ一法二三九

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各号ノ一ニ該當マルモノナルコトヲ要
メ
四 鉄道、軌道、索道、専用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用意水路、
溜池、船渠、港湾、埠頭、水道、下水、国立公園、市場、電氣設置、瓦斯設置又ハ火葬場
ニ開スル事業
一一三 五百略

第二条ノ二 場合ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業、用ニ供スル工事ハ特別、必要アル
場合ニ非アレハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ス

○ 事業者、団体法(抄)

(昭和二十三年七月二十九日)
法律第二十九号)

改正 昭二三七一法一九三、昭二三七一法ニ〇、昭二三一ニ一法ニニ一、昭二四一五
法一、一、昭二四六一法一八一、昭二四六一法一八七、昭二四六一法一九六、法
二四一、昭ニ五ニ政三四三

(適用除外行為)

第七條 第五條の規定は、事業者國体が法令の規定で左に掲げるモノ又はその法令の規定に基
く命令によつて行シ正當な行為には、これを適用しない。

二 道路運送法(昭和二十二年法律第二百九十一号)第二十三條及び第三十四條第一項ヘ依リ
運送事業者又は通運事業者との設備の共用、連絡運輸、共同經營及び運輸に関する協定に
關する部分に限る。

一一ニのニ一を省略

○ 日本国政府鐵道法

(昭和二十一年十二月二十日)
法律 第二百五十六号)

改正 昭二四・三一法一五、昭二四・五一法一一八、昭二四六一法一九二、昭二四・十二法二六二、昭二五五・一法一五九、一六〇、昭ニ五七一法ニニ六

第五章 監督

(監督者)

第五十二条 日本国有鐵道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三条 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受ければならない。

- 一 鉄道新線の建設及公他の運輸事業の讓受
- 二 日本国有鐵道に開港する運輸航路又は自動車運送事業の開始

(監督上の命令及び報告)

第五十四条 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鐵道に対し監督上必要な命令をすることができる。
又、運輸大臣は、監督上必要があると認めるとときは、日本国有鐵道に対し報告をさせることができる。

(他の法令の適用)

第五十五条 道路運送法(昭和二十二年法律第二百九十一号)、電気事業法(昭和大正年法律第六

十一号)、二税收用法(明治三十三年法律第二十号)その他の法令(國の利害に關係のある
貿易についての法律等の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九十四号)及び財
政法、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号
等の会計を規定することを目的とする法令を除く。)の適用については、この法律又は別
に定める法律をもって別段の定をした場合を除く外、日本国有鐵道を國と、日本国有鐵道
運輸大臣とみなす。

○ 郵便物運送委託法(抄) (昭和二十四年十二月二十六日)

(法律第二百八十四号)

(運送料金の基準)

第五條 第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵便物の運送原価に公正妥当な割合を加えた金額を基準としなければならない。但し、さが店か、資本金の全額を政府が出資する運送事業者では地方公共団体であるときは、郵便物の運送料金はその運送原価を基準としなければならない。

又 前項の運送料金の基準より運輸大臣がもとより郵政大臣に協議して、運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十九号)第五條に規定する運輸審議会にはかり、その決定を尊重して定める。

一 運輸大臣が、運送料金の基準の変更について、運輸省設置法第七條の規定に基いて運輸審議会から勧告を受てたときは、その勧告を尊重し、郵政大臣に協議してこれを変更することができる。(運送に関する法令による用途外使用的制限に関する特例)

第二條 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設によつて定められた区间に運送事業を営む者は、その場所において、その区间に自己の用に供するため当該運送施設を運営する者は、郵政大臣と第三条第一項の規定による契約を締結して郵便物の運送等の業務を行ふことができる。

又 郵政大臣は、前項の契約をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

(運送に関する要求)

K 三 内

第八條 左に掲げる者(以下「運輸業者」という。)は、この節に定めることにより、郵政大臣の要求があるときは、郵便物の運送をし、又は郵便物の運送に関する必要な行為をしなければならない。

五 路線を定め、第一段自動車運送事業を営む者

七 前各号に掲げるその三除いて、一般交通の用に供するたり船舶又は路線を定め定期に舟車を運行して運送業を営む者

一一回一大省略

第二項以下省略

(自動車の郵便物積載場所等の供給)

第十ニ條 路線を定め、第一段自動車運送事業を営む運送業者(以下「自動車運送業者」といいう。)は、郵政大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

又 前項の場合において、郵政大臣は、郵便物を積載する場所の床面積がその自動車ごとに旅客自動車にあっては定員の五分の一に相当する床面積、貨物自動車にあっては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることをさせない。

又 自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱いが必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

一七九

○ 外国人の事業活動に関する政令

(昭和二十五年一月十四日) 政令 第三号

(事業活動)
第三條 国又は地方公共団体の機関は、外国人に対して左に掲げる事業活動の開始につき他の法令の規定により免許し、許可し、又は免許若しくは許可をしない旨の處分をする場合には、外資委員会の意見を徵さなければならない。

三 運送業へ地方鐵道事業、軌道事業、道路運送事業、船舶運輸事業その他の物品及び旅客を運送する、或並びに当該事業について代理、媒介又は取次をする業をいう。」

一、二、四、五 省略

二 外国人は、日本において左の各号に掲げる事業活動を開始しようとするときは、外資委員会の許可を受けなければならない。

一 前項各号に掲げる事業活動であつてどの開始につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の機関の免許又は許可を要しないもの

二 省略

三 前項の規定による許可是、当該事業活動の遂行のため必要な物質、施設又は用具の取扱いその他取扱いは行為につき他の法令の規定により必要とされる認可、許可その他の處分を排除するものではない。

別表 道路運送法案 道路運送法條文対照

道 路 運 送 法 案	道 路 運 送 法	參 照 法 令
第一章 總 則	第一條 施設(第一章第二章)	
第一 條(目的)	第二條 準則(三)通(一)商(五章)	
第二 條(定義)	第三條 施設(第三章)	
第二章 自動車運送事業	第十條 通(十五)	
第三 條(範圍)	第十一條 運載(六)	
第四 條(免許)	施設(八-十)	
第五 條(免許申請)	免基	
第六 條(運輸報告)	施規(十五、二十)	
第七 條(運賃及料金の認可)	施規(十五、二十)	
第八 條(運賃及料金の割戻禁止)	施規(十五、二十)	
第九 條(運賃及料金の收受)	施規(十五、二十)	
第十 條(運賃及料金の收受の猶予)	施規(十五、二十)	
第十一 條(運送約款)	施規(十五、二十)	
第十二 條(運賃及料金等の掲示)	施規(十五、二十)	
第十三 條(運賃及料金等の掲示)	施規(十五、二十)	
第十四 條	施規(十五、二十)	
第十五 條	施規(十五、二十)	
第十六 條	施規(十五、二十)	

一七三

第五十一條（一般自動車道の技術上の基準）

第五十二條（工事の着手）

第五十三條（路線等の公示）

第五十四條（工事方法の変更）

第五十五條（工事方法変更の命令）

第五十六條（工事の完成検査及び供用開始）

第五十八條（構造設備の検査及び供用開始）

第五十九條（一部検査及び供用開始）

第六十條（事業の再開検査及び供用開始）

第六十一條（使用料金）

第六十二條（使用料金）

第六十三條（保安上の供用制限）

第六十四條（使用料金等の掲示）

第六十五條（供用義務）

第六十六條（事業計画の変更）

第六十七條（構造又は設備の変更）

第六十八條（一般自動車道の管理）

第六十九條（土地の立入及び使用）

第七十条（一般自動車道に接続する道路等の建設）

第七十一条（道路等に接続する一般自動車道の建設）

第七十二条（建設規定）

第七十三条（一般自動車道に接続する道路等の建設）

第七十四条（道路等に接続する一般自動車道の建設）

第七十五条（専用自動車道）

第七十六条（自動車運送事業の經營）

第七十七条（新設）

第七十八条（自動車運送事業の經營）

第七十九條（適用除外）

第八十条（自動車運送取扱事業）

第八十一条（登録）

第八十二条（登録の申請）

第八十三条（登録の実施）

第八十四条（登録の拒否）

第八十五条（運賃及び料金）

第八十六条（取扱約款）

構規

施規(五十四、五十三)

施規(六十二)

施規(六十一)

施規(六十二)

施規(六十三)

施規(六十四)

施規(六十五)

施規(六十六)

施規(六十七)

施規(六十八)

施規(六十九)

施規(七十)

施規(七十一)

施規(七十二)

施規(七十三)

施規(七十四)

施規(七十五)

施規(七十六)

施規(七十七)

施規(七十八)

施規(七十九)

施規(八十)

施規(八十一)

施規(八十二)

施規(八十三)

施規(八十四)

施規(八十五)

施規(八十六)

一七五

第八「七條（運賃・料金及公取扱約款の掲示）

第八十八條（登録事項の変更等）

第八十九條（禁止行為）

第九十條（事業施設確保の命令）

第九十一條（事業の休止、廃止等の届出）

第九十二條（事業の停止及び登録の取消）

第九十三條（登録の主つ消）

第九十四條（附帯業務）

第九十五條（準用規定）

第六章 軽車両運送事業

第九十八條（事業に関する届出）

第九十七條（事業停止の命令）

第九十八條（準用規定）

第七章 自家用自動車の使用

第九十九條（使用等の届出）

第一百條（共同使用の許可）

第一百一條（有償運送の禁止及び賃借の制度）

第一百二條（使用の制限及び禁止）

第八章 道路運送審議会

第三十三條 第三十二条
第三十四條 第三十三条

施規（第四章）

施規（第五章）

施規（第六章）

施規（第七章）

施規（第八章）

施規（第九章）

施規（第十章）

施規（第十一章）

施規（第十二章）

施規（第十三章）

施規（第十四章）

施規（第十五章）

施規（第十六章）

施規（第十七章）

施規（第十八章）

施規（第十九章）

施規（第二十章）

施規（第二十一章）

施規（第二十二章）

施規（第二十三章）

施規（第二十四章）

施規（第二十五章）

施規（第二十六章）

施規（第二十七章）

施規（第二十八章）

施規（第二十九章）

施規（第三十章）

施規（第三十一章）

施規（第三十二章）

施規（第三十三章）

施規（第三十四章）

施規（第三十五章）

施規（第三十六章）

施規（第三十七章）

施規（第三十八章）

施規（第三十九章）

施規（第四十章）

施規（第四十一章）

施規（第四十二章）

施規（第四十三章）

施規（第四十四章）

施規（第四十五章）

施規（第四十六章）

施規（第四十七章）

施規（第四十八章）

施規（第四十九章）

施規（第五十章）

施規（第五十一章）

施規（第五十二章）

施規（第五十三章）

施規（第五十四章）

施規（第五十五章）

第五章

一七六

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

一
七

第九條

第二十九

施令(二十三)

第五十六

第五十九條

第六三

第六十四條

第六十六條

10

1

3

二一四

卷之三

附則

第三條 第七條 第五十四條から第五十六條まで及び第五十九条である。

調査規則、会規とは自動車運送事業会計規程、構規とは自動車直営監設備管理規程、
免基とは自動車運送事業の免許基準、商とは商法、刑とは刑法、道とは道路法、通とは
通道事業法、運とは道路運送車両法典、国鉄とは日本国有鉄道法、運政とは運輸省
設置法、独占は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、等とは事業者団体法、
郵運とは郵便物運送委託法、物税とは物価統制令、物税とは物価統制令施行規則のそ
れぞれ略語である。

三

第五

道路運送法案及び道路運送法施行法案
参考資料

第五 道路運送法案及び道路運送法施行法案参考資料

- 一 自動車運送事業者数調（業種別）
- 二 自動車数調
- 三 自動車運送事業の従免許路線料程、運行路線料程、休止路線料程及び休止率調
- 四 旅客自動車運送事業輸送実績調
- 五 貨物自動車輸送実績調（業態別）
- 六 貨物自動車輸送実績調（品目別）
- 七 自動車運賃変動調
- 八 國營自動車運送事業調
- 九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較
- 十 自動車運送取扱事業者の事業者数及び取扱数量調
- 十一 自動車運況調
- 十二 道路運送審議会略史
- 十三 運輸審議会事業処理経過調
- 十四 道路運送審議会事業処理経過調
- 十五 昭和二十五年重大事故原因別比率（民営事業用自動車）
- 十六 昭和二十五年月別重大事故件数一覽表（民営事業用自動車）
- 十七 昭和二十五年月別死傷者一覽表（民営事業用自動車）

一、自動車運送事業者数調(業種別)

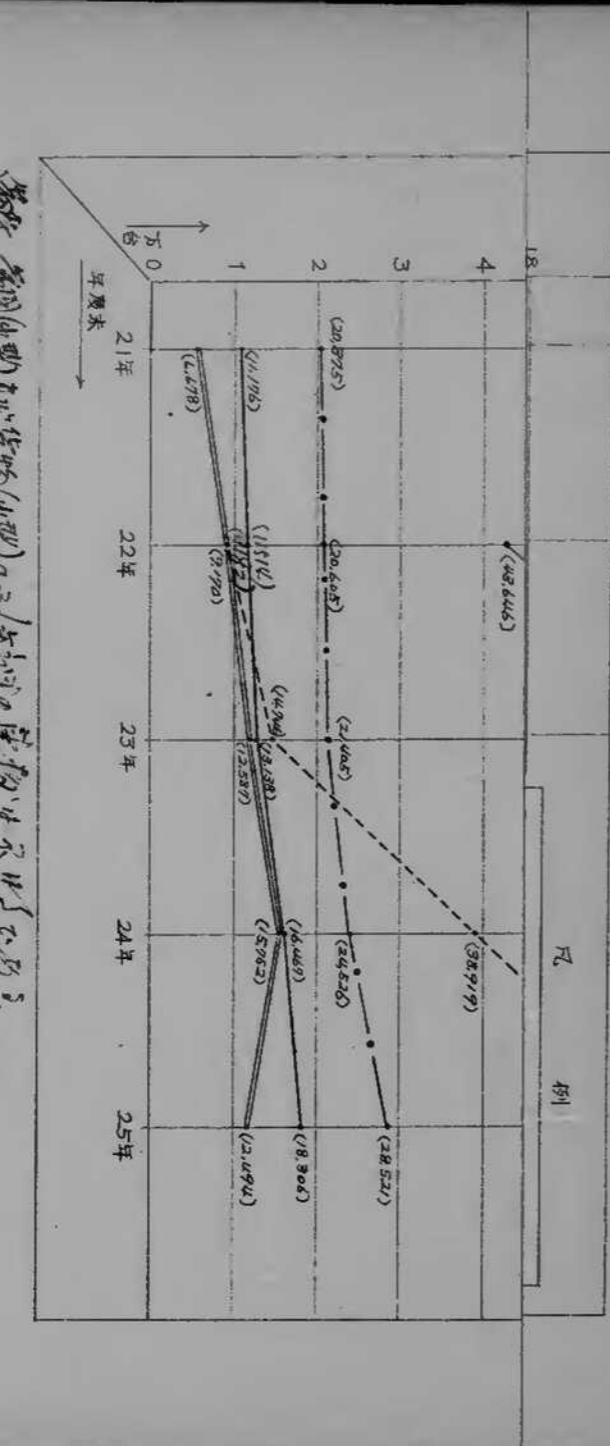
業種別		年 度 別	23	24	25
旅	一般乗合旅客		254	275	303
	一般貸切旅客 (定員8人以上)		119	152	287
	一般貸切旅客 (定員7人以下)		846	985	1,365
客	特定旅客		158	158	163
	計		1,377	1,570	2,118
貨	一般積合貨物		145	218	261
	一般貸切貨物 (普通)		1,003	1,059	1,196
	一般貸切貨物 (小型)		74	89	119
物	特定貨物		154	193	280
	計		1,376	1,559	1,856

(註) 1. 年度別は会計年度末をもって示す。

2. 25年度は12月末現在である。

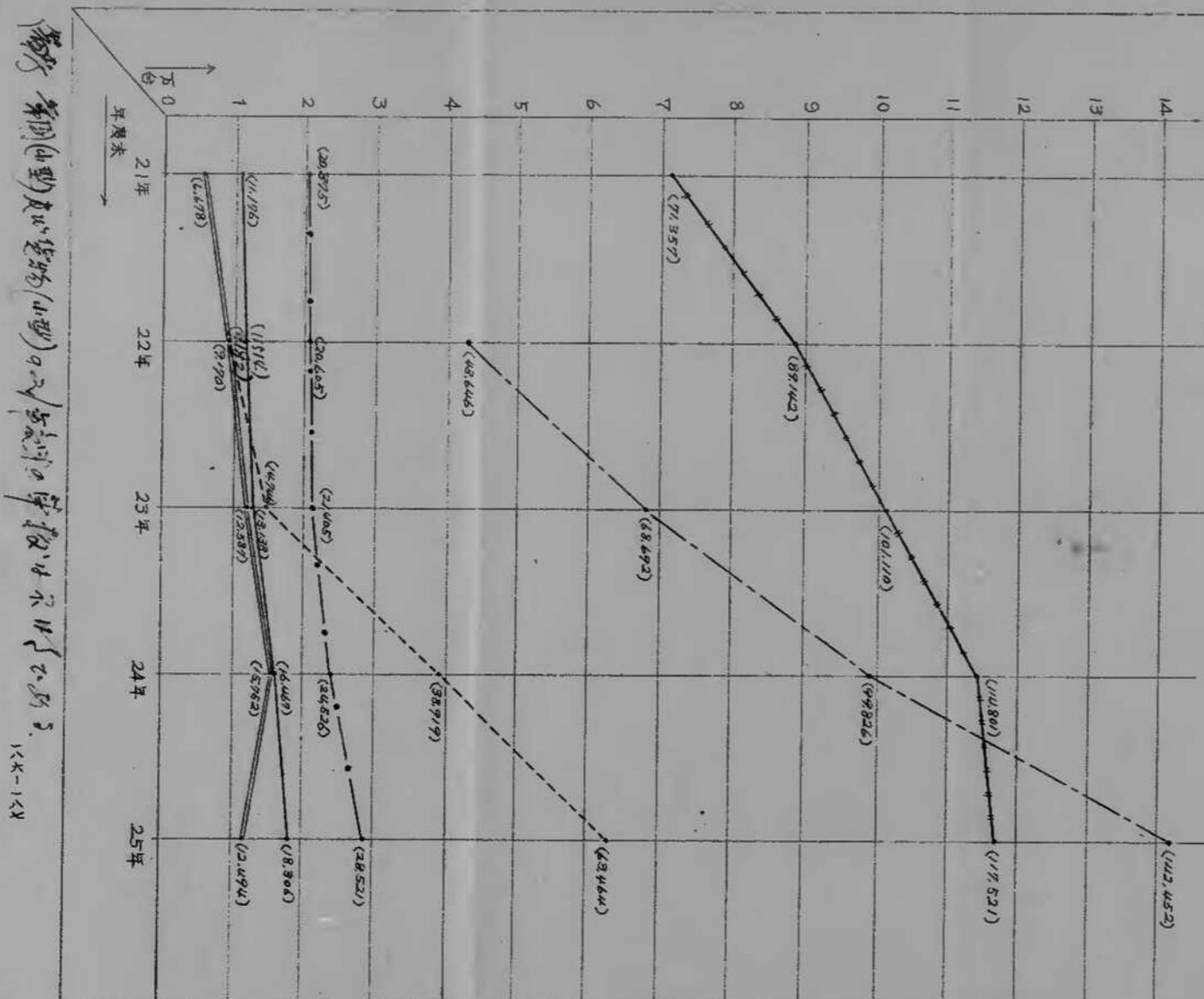
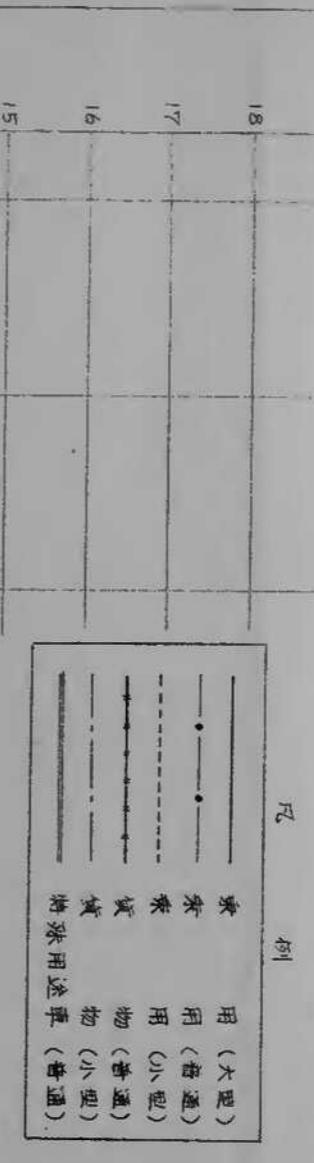
二、自動車数 調

凡例



(備考) 第四回(小型)及(貨物)(小型)の如きは、本表に記入せられず、又、本表に記入せられたるものは、第一回(大型)の如きである。

二、自動車数調



三、認免許路線行程、運行路線行程、休止路線行程、休止率調

年 度 別	20	21	22	23	24	25
總 額	29,000	29,200	29,400	29,830	30,101	33,441
一 般 免 許 路 線 行 程	31,600	39,413	44,208	42,148	56,737	70,074
一 般 免 許 運 行 路 線 行 程	47,400	39,787	34,492	32,682	23,364	13,067
合 計 休 止 休 止 率	60%	51%	42%	41%	29%	16%
一 般 免 許 路 線 行 程	11,446	12,125	15,221	28,330	55,296	68,774
一 般 免 許 運 行 路 線 行 程	2,246	6,745	11,385	25,100	53,196	66,988
合 計 休 止 休 止 率	9,200	5,380	3,836	3,230	5,100	1,786
休 止 率	76%	44%	25%	11%	6%	3%

註 1. 年度別は合計年度末をもって示す。

2. 25年度は12月末現在。

3. 認免許路線行程は前年の認免許路線行程に当年度の免許行程を加算し、廃止許可行程を差引いたものである。

四、旅客自動車運送事業輸送実績調

年 度 別	21	22	23	24	25	
一 般 乗 客 (鋼鉄自動車以外)	輸送人頭 走行料	667,499,000 (100)	683,194,000 (102)	704,839,000 (112)	796,124,000 (146)	1,268,928,000 (190)
一 般 乗 客 鋼 鐵 自 動 車	輸送人頭 走行料	303,507,000 (100)	41,287,000 (785)	49,573,000 (62)	62,220,000 (204)	62,840,000 (228)
一 般 乗 客 切 符 (乗 客 八 人 以 上)	輸送人頭 走行料	—	—	—	—	35,692,000 (282)
一 般 貨 物 (乗 客 七 人 以 下)	輸送人頭 走行料	27,810,000 (100)	30,188,000 (108)	36,183,000 (23)	44,135,000 (59)	51,435,000 (243)
特 定 旅 客	輸送人頭 走行料	10,306,000 (100)	10,840,000 (104)	12,960,000 (24)	16,219,000 (54)	35,204,000 (302)
計	輸送人頭 走行料	736,138,000 (100)	824,329,000 (104)	909,849,000 (147)	1,054,387,000 (198)	1,454,387,000 (247)
		338,094,000 (118)	404,388,000 (141)	524,230,000 (83)	848,935,000 (247)	

註 1. 25年度は一部(自1月~3月)の推定を含む。

2. 年度別は会計年度をもって示す。

3. 一般乗客(乗客八人以上)の24年度以前の実績は不明であるが観光事業未発達のためその数値は少いものと推定される。

4. ()内数字は2年度を100とした倍数を示す。

三、貨物自動車輸送実績調(品目別)

(単位=1,000t)

品 目	合 計		
	自家用	国鉄自動車	合 計
輸送量	指數	輸送量	指數
21 100.812	100	44,188	100
22 84,497	84	90,510	205
23 74,674	94	100,326	227
24 102,243	101	126,460	286
25 126,271	125	158,987	359
		1,722	75
		286,980	195

註 1. 25年度は一部(自1月~3月)の推定を含む。

2. 年度別は会計年度をもって示す。

六、貨物自動車輸送実績調(品目別)(昭25.1~12)

(単位=t)

品 目	輸 送 量	
	1,000t	t
米	9,420,927	34
麦類及びその他の穀類	7,229,204	26
甘藷、馬鈴薯	3,023,945	11
その他	4,086,017	15
鮮魚介類	5,599,051	20
その他の食糧品	10,543,231	38
石炭	15,042,750	55
コクス	21,181,077	8
亜炭	1,931,755	7
木	5,755,123	21
薪	6,453,044	25
石油類及び油脂類	4,538,374	16
木材	36,234,795	133
石材及び砂利	30,322,588	111
セメント	5,464,557	19
磁磁石類	5,861,676	21
鉄鋼及び機械車両類	16,944,496	62
肥料	6,140,020	22
新聞・雑誌	1,994,216	7
尿素	2,558,185	9
その他	53,296,096	195
計	235,122,027	855
機械合	4,824,320	16
小型車	35,486,175	129
合計	274,932,522	1,000

註 本表は会計年度によつて毎年によつた。

七. 自動車運賃変動調

年度別 物価指数	一般乗合旅客		一般貨物自動車			
	賃率	指數	賃率	指數	公斤当	一日当
	支度	支度	支度	支度	支度	支度
昭和 16	100	支度 2.5	100	支度 60	100	支度 39
17	105	支度 5.5	157	支度 60	100	支度 39
18	111	支度 5.8	166	支度 70	116	支度 39
19	127	支度 8.0	228	支度 1.00	166	支度 76
20	194	支度 8.0	228	支度 3.00	500	支度 76
21	906	支度 21.5	614	支度 5.50	917	支度 288
22	2677	支度 95.7	2734	支度 15.00	2500	支度 863
23	7105	支度 252.0	7200	支度 50.00	8333	支度 2175
24	11600	支度 252.0	7200	支度 50.00	8333	支度 6590
25	16427	支度 252.0	7200	支度 50.00	8333	支度 3750
					11363	支度 3900
						14263

- 備考 1. 物価指數は日銀調査(即売)のものによつた。
 2. 一般乗合旅客の賃率は1人1料当たり平均を示す。
 3. 一般貨切旅客(定員七人以下)は最初の1車1料当たり賃率を示す。
 4. 一般貨切貨物自動車1料当たり賃率は重量割8料当たり運賃より算定した。
 5. 一般貨物自動車1日当たり賃率は専用制運賃1日あたりを示す。
 6. 23.6月改訂の貨物自動車運賃は基本運賃の外附着料金として空車運送料、積卸料等が併置されてるので、26.1月改訂に当つても総体的には値上がりとなつて、基本運賃についてのみ見るとさは本表の数字となる。
 7. 年度は会計年度末を示す。

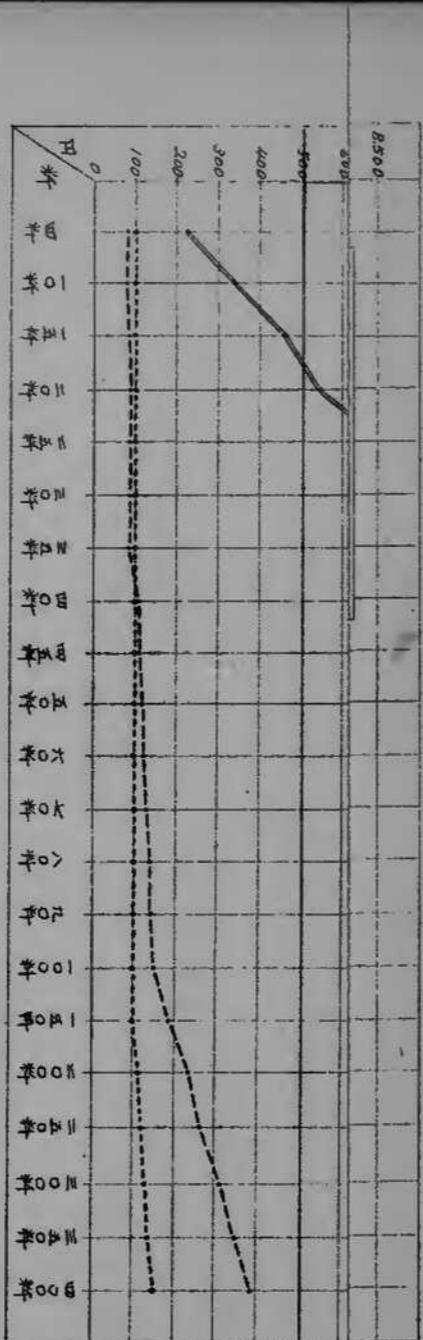
八. 國營自動車運送事業統調

年度別 区別 業種別	21					22					23					24					25				
	車両 台数	營業 料	事業所 數	車両 台数	營業 料																				
國営自動車	574	1338	4109	58	1510	4695	106	1687	5220	80	1822	5238	76	1699	5804	102	1822	5238	76	1699	5804				
客 その他の 貨物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	12	19	93	13	20	28	0	0	0				
國営自動車	79	2204	4680	86	2944	5143	121	3627	5346	129	2514	5358	1	322	2697	5459	0	0	0	0	0				
物 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

(注) 1. 國営自動車以外の國營自動車運送事業は總て特定旅客自動車運送事業である。

2. 年度別は会計年度末をもつて示し、25年度は3月1日現在を示す。

九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較



備 考 車扱及び貨物切扱は1トン当たり運賃

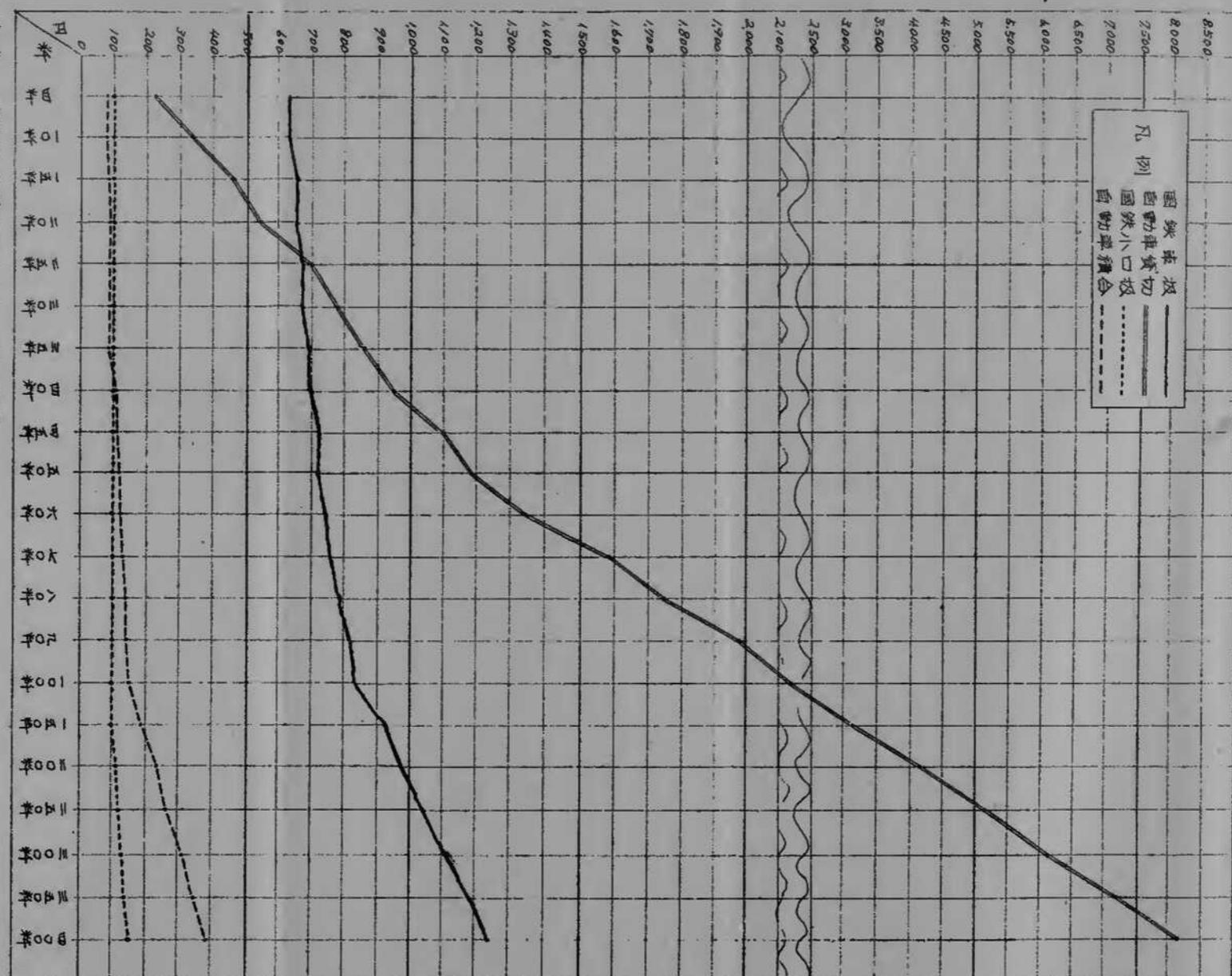
小口扱及び積合は50キログラム当たり運賃

曰本橋より

浜松町4料、鶴見25料、横浜33料、小田原81料、静岡185料、名古屋365料、

四日市400料

九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較



備考 車扱及心管切扱は1トン当たり運賃

小口扱及び積合は50キログラム当たり運賃

日本橋より

芦松町4升、鶴見25升、横浜33升、小田原31升、神奈185升、名古屋365升、

四日市400升

十. 自動車運送取扱事業者数及び取扱数量(推定)

区分 運送局別	事業者数	取扱数量 (噸)(年間)
札幌	5	2,500
仙台	10	22,100
新潟	5	3,800
東京	500	565,200
名古屋	150	72,800
大阪	550	1730,000
広島	30	56,300
高松	15	32,200
福岡	35	36,600
合計	1,300	2521,500

- 備考 1. 事業者数は昭和25年9月の調査に基いて推定したものである。
 2. 取扱数量は25年4月から9月までの調査に基き年間の数量を推定したものである。

十一. 自動車道現況調

区分	事業者数	免許料	休止料	未完成料	年間利用自動車数
一般自動車道	11	料	22,340	料	80,380
専用自動車道	7	料	17,716	0	48,910
合計	18	料	40,056	料	129,290

註. 本表は昭和26年3月1日現在の数字である。

十二、審議会略史

一、昭和二十三年

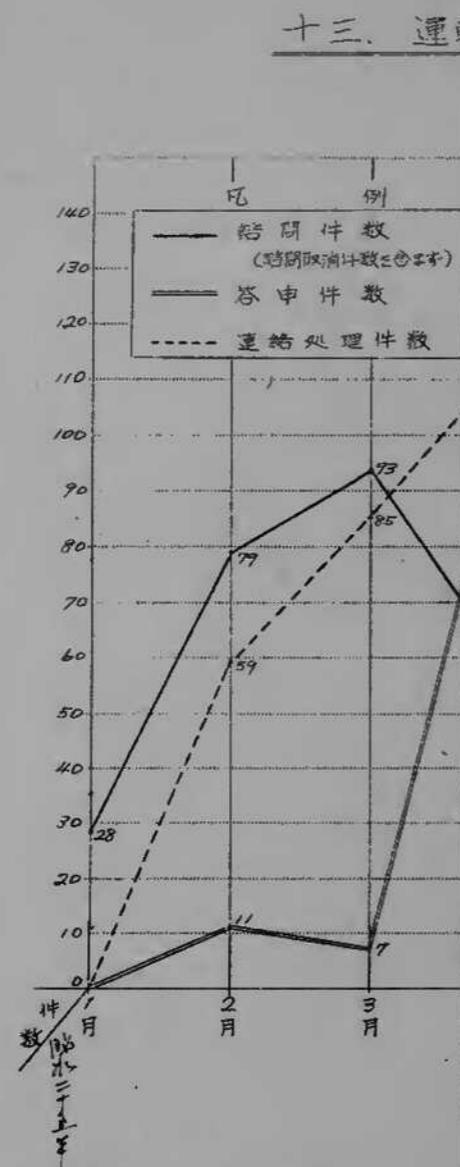
昭和二十三年一月中央道路運送委員会、地方道路運送委員会が設置され、二月委員の任命を終つた。本格的審議を開始したのは六月からであり、それまでは委員長の互選、運営方針の検討、法令の改正等を行い、事案の審議は数件に過ぎなかつた。しかし六月以降逐次審議は軌道にのり、増加の一途を辿つた。

二、昭和二十四年

昭和二十四年に入つてからは、審議会の運営は活況を呈し、道路運送行政の民主化を促進した。六月運輸省設置法制定により、委員会は審議会と改称され、同時に中央道路運送審議会は十二月末をもつて運輸審議会に事務を移すことになった。事案の増加は年末に至つて最高を示し、大臣権限事業の詰問件数において、十一月一五〇件、十二月一四〇件、答申件数において十二月二二〇件を数えた。

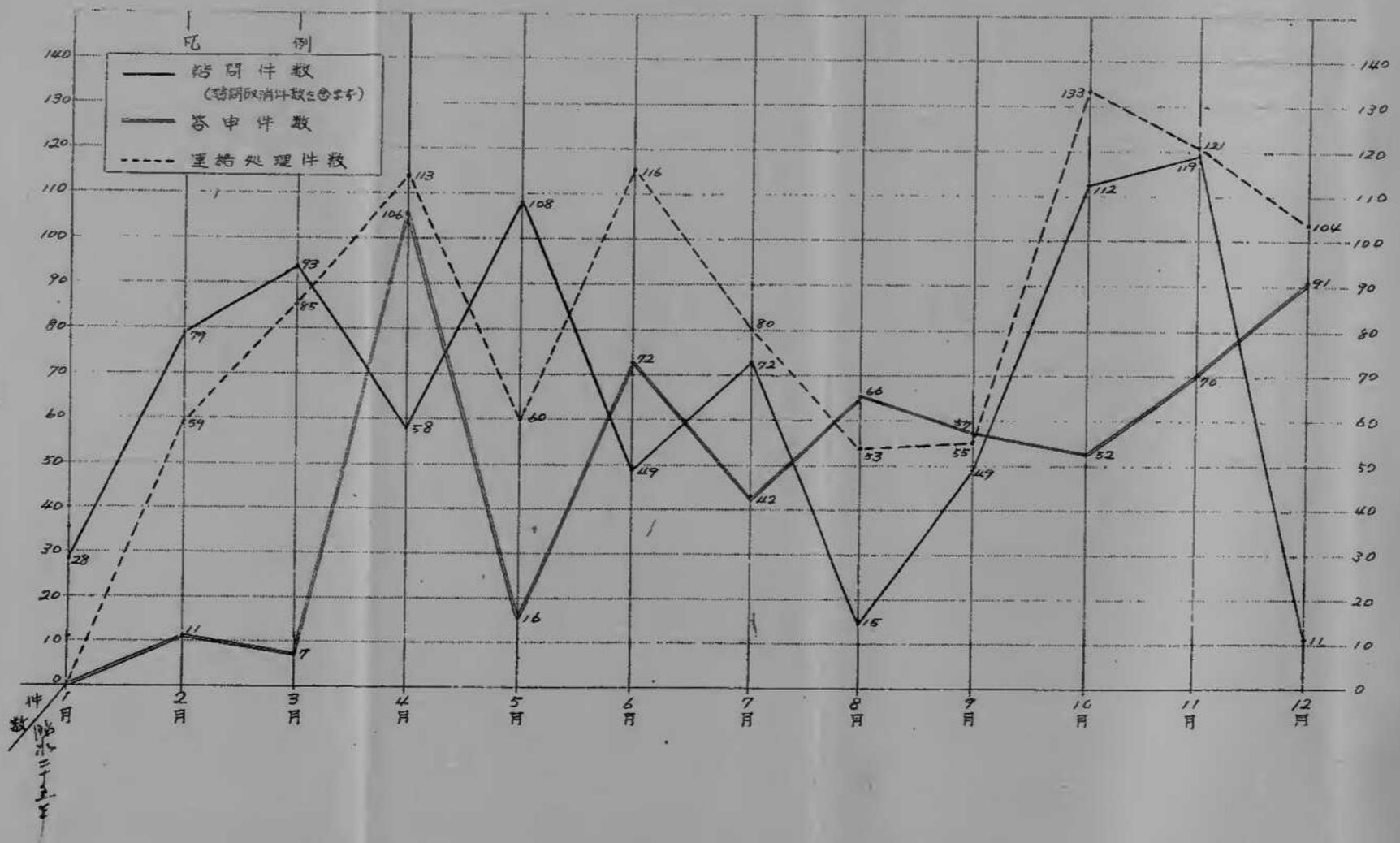
三、昭和二十五年

昭和二十五年一月より中央道路運送審議会は廃止され、従来これにより審議されていた大臣権限事業は、運輸審議会によって審議され、同時に合併讓渡事業、事業免許の取消及び停止、運賃関係事業も審議されるようになつた。

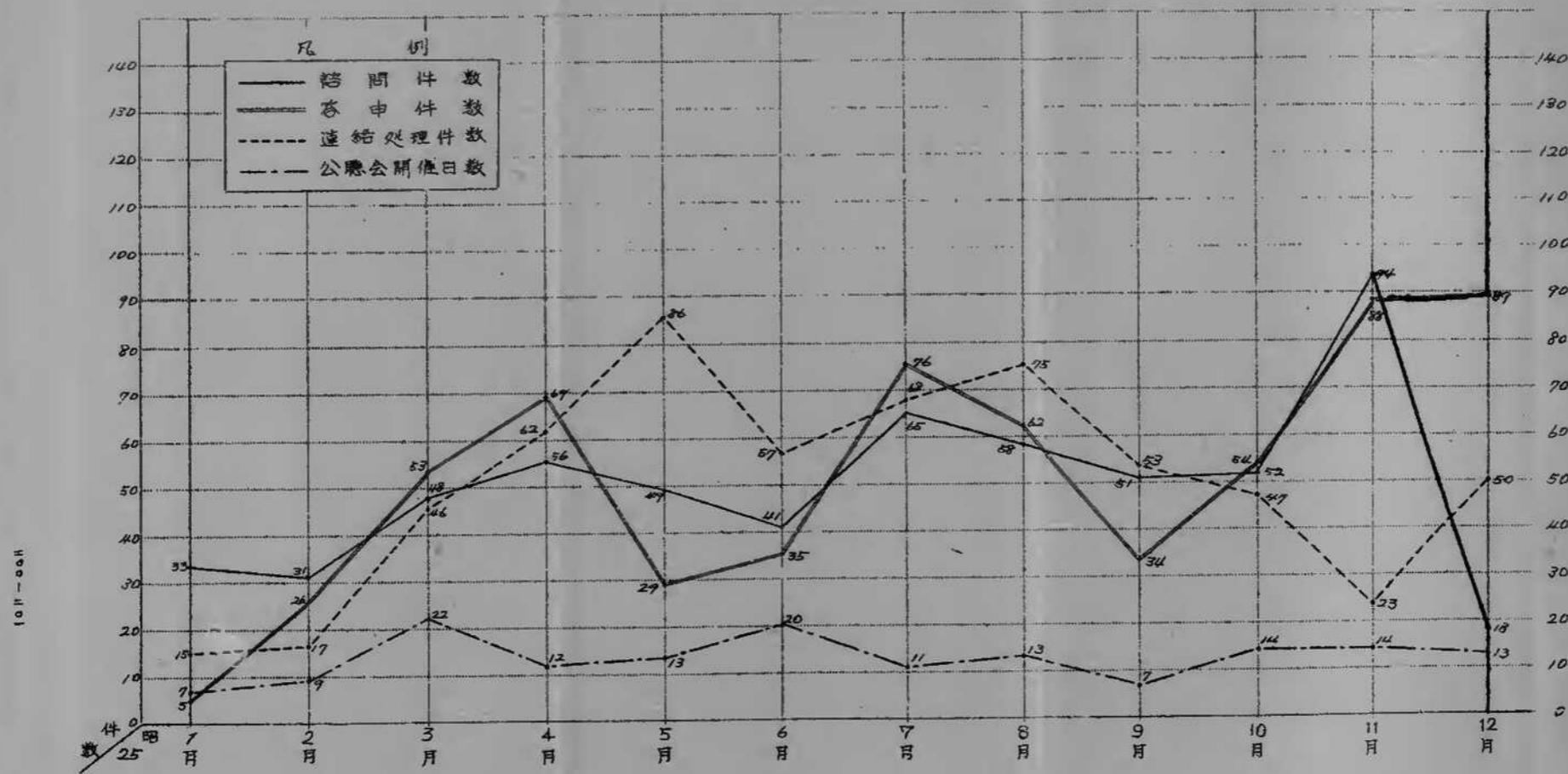


昭和二十五年一月より中央道高等審議会は廃止され、併せてこれにより審議されていた大臣権限事業は、運輸審議会によって審議され、同時に合併認可事業、事業免許の取消及び停止、運賃免除事業も審議されるようになつた。

十三. 運輸審議会事業處理経過調（大臣権限の自動車運輸事業に関するもの）

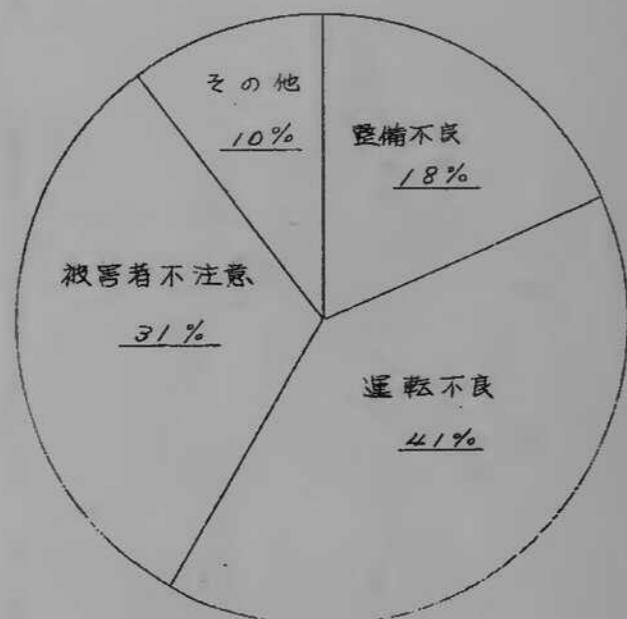


十四、道路運送審議会事案処理経過調（局長権限の自動車運送事業に関するもの）



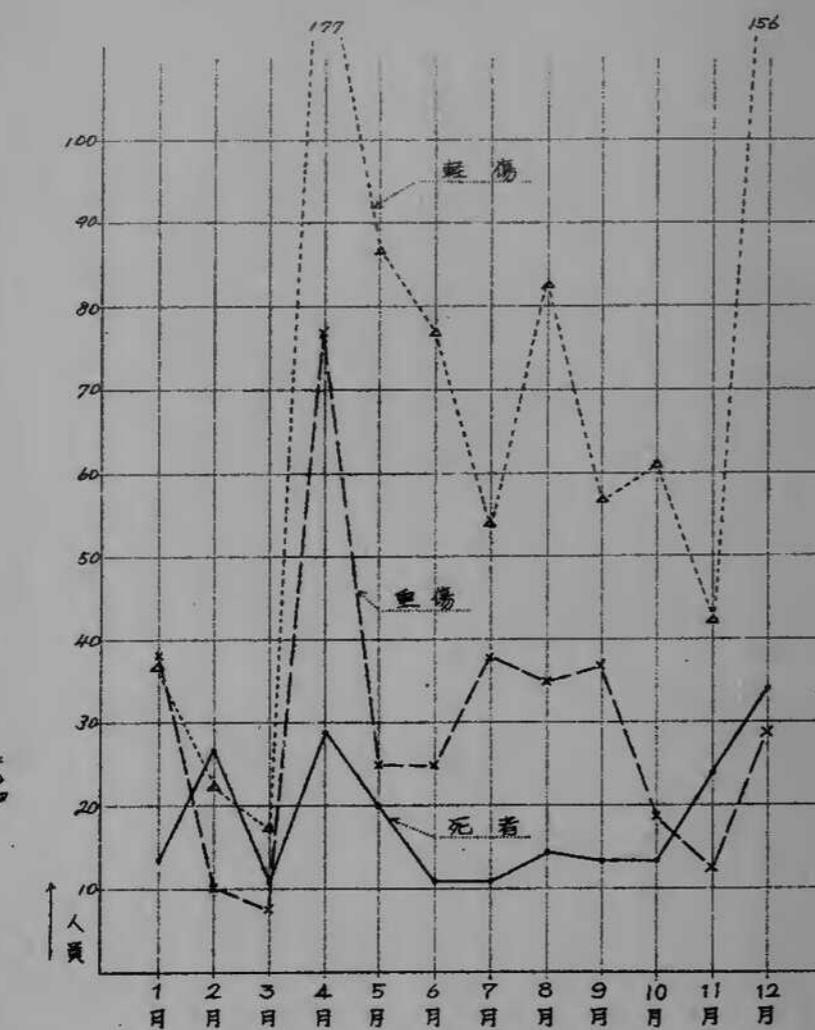
十五. 昭和二十五年重大事故原因別比率

(民営事業用自動車のみ)



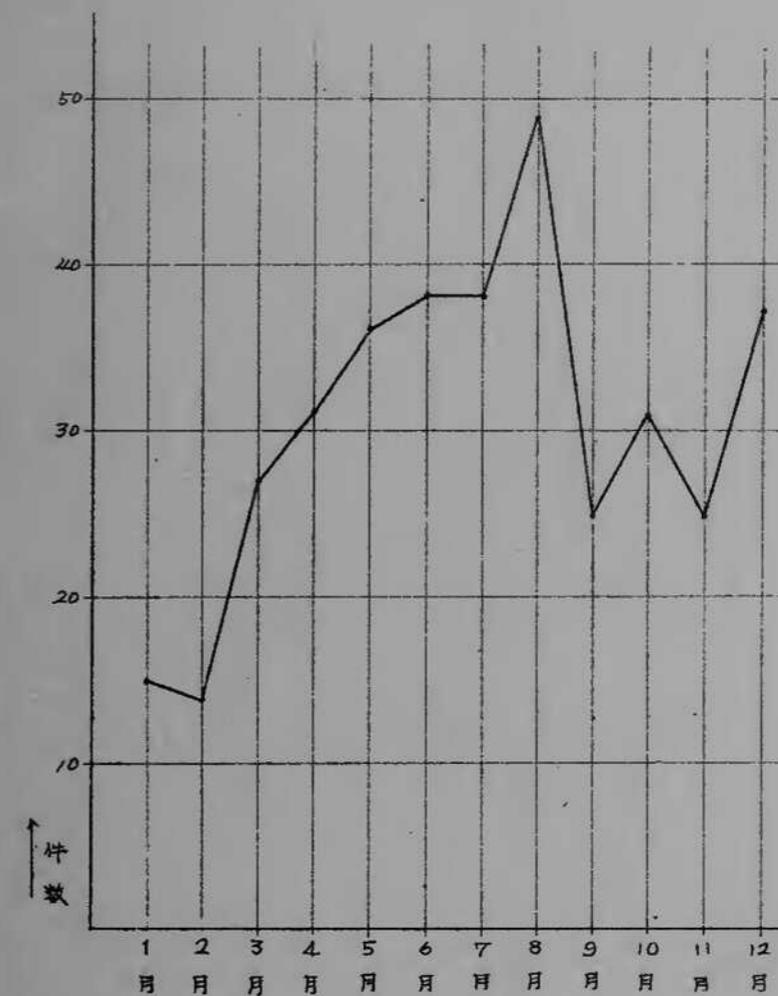
十七 昭和二十五年月別死傷者一覧表

(民営事業用自動車のみ)



十六 昭和二十五年月別重大事故件数一覧表

(民営事業用自動車のみ)





裏面白紙